

II 資料紹介 II

安井・今村・鍋島による  
明治二〇年所得税法逐条解説

井 上 一 郎

（租税資料室  
研究調査員）

## 本記述の編成

まえがき	五〇九
所得税法立法審議經過一覽	五二三
所得税法解釈(安井)・所得税法詳解全(今村)・實際手続	五二五
日本所得税法註釈完(鍋島)口絵	五一七
凡例	六一四
目次	六一四
参考法令	六一四
附録	六一四

昭和六三（一九八八）年は、税痛をじかにともなう税負担の在り方に対し、税痛を軽減してもなお、かつ有効に税収入がえられる消費税の導入がはかられた年であり、シャープ税制改革以来の税制の大改革が行われた年として、税制史上位置付けられる。

所得税（法）は、それにもかかわらず、全租税（法）体系中、体系の背骨（バックボーン）として重要な税制としての位置は、少しのゆるぎもみせず、むしろ消費税の導入にあたって、所得税の在り方に深い関心がよせられるとともに、税負担の在り方について、国民的な拡がりを持つ効果すらあつたのではないかとさえ思われる。

税負担の在り方は、公平でなくてはならぬという命題は、古くからいわれており、今後においても、その真意をめぐって論議されることであろう。その際、所得税は恰好の素材を提供する。これらの面からみても、所得税の租税体系中における位置付がわかるうというものである。

さて、所得税がわが国に導入されて一世紀を経過した。これを記念して、先に、本校研究部の山本洋・織井喜義教授、本多三郎教育官によって「明治前期所得税法令類集」が編纂され、また、本誌二〇号において、所得税の草創期に関する論考が発表されたことは、未だ記憶に新しいところである。

右のそれらの業績は、たんなる懐古趣味と片付けるには、余りも本旨の理解にうといものといわなければならない

であろう。ただ古いものとしてのみでなく、所得税は、その後わが国では恒久税として、明治三二年、大正九年、昭和五年、同二二年に大きく改正はされたものの、その内容は、課税実体についていえば、経済の発展動向にそくして、所得の意味が深められ、実体と法制上の乖離の調和がはかられ、また課税手続についていえば、その合理化に求められてきたものであって、結局は、所得税は創設以来一貫して存在しつづけており、草創期を知ること、古くからいいならわされている「温古知新」に通じる。要するに、現行所得税（法）を知る手掛りともなるのである。

## 一一

ところで、新税の創設時には、その普及と定着をはかるため、多くの解説書の出現、或いは定着をはかろうとする側からの呼びかけ等については、平成元（一九八九）年の春から秋へかけての消費税の場合の状況をみれば、一目瞭然であろう。

明治期といえども、現在と、かような状況はあまり変りないものと思われる。すなわち、明治二〇年三月二三日に所得税法が官報に掲載公布されると、四月六日には、牧村謙吉の手によって、「国民必携所得税法註解 完」が、二五ページものとして出版された。以後四月中に七冊、五月中に六冊、六月に八冊、七月四冊、八月二冊、同年の一月に一冊、現在までのところ、以上二九種類の解説書が知られている。大部分は東京府を出版地とするが、六月に滋賀県、大阪府を出版地とするもの各一冊、七月に徳島、岐阜の各県を出版地とするもの各一冊、一月に新潟県を出版地とするもの一冊というように出版された。

所得税の課税実務が地方庁で行われる建前であったから、出版地の分布も、以上のような状況を呈したものといえ

ようか。

三

本稿では、それらの解説書のうち、後掲別表の発行順の(2)、(9)及び(10)の解説書を、逐条解説の形式で、紹介しようと思う。すなわち、

安井講三 所得税法解説 東京正文堂 明治二〇年四月六日出版 四四頁

今村長善 所得税法詳解 全 大倉孫兵衛発兌 明治二〇年五月一〇日 八〇頁

鍋島成善 實際 手続日本所得税法註釈 完 須原鉄二出版者 明治二〇年六月一〇日御届 一二二頁

がそれである。なお、現在までに知られている明治二〇年所得税法解説書は、次の一覧表のとおりである。本表は、税経通信一九八九年一月号の「租税史をたずねて」の稿所収に、手を入れたものである。また、明治二〇年所得税法の立法経過に関し、その動静を一覧表にしてまとめておいた。さらに附録として、最後に『朝野新聞』の社説を掲載しておいたから参考にされればと思う。

別 表

発行順	発行月日	著 者	書 名	解 説			頁 数	発行地
				本 法	規 則	心 得*		
(1)	4. 6	牧村 謙吉	国民必携所得税法註解 完	○			25	東京府
(2)	〃	安井 講三	所得税法解釈	○			42	〃
(3)	8	石川 惟安	所得税法註釈	○			81	〃
(4)	11	古山武次郎	所得税法俗解	○			24	〃
(5)	14	高見 藤助	龍頭注解所得税法 全	○			14	大阪府
(6)	27	沢山 清	龍頭注解傍訓所得税法	○			16	〃
(7)	4.	蟻川 堅治	所得税法註釈	○			55	東京府
(8)	4.	石川 伝吉	所得税法注解	○			41	〃
(9)	5.10	今村 長善	所得税法詳解 全	○	○		80	〃
(10)	〃	木村 恕平	所得税法註釈	○	○		48	〃
(11)	19	元田 直	所得税法俗解	○	○		101	〃
(12)	5.	蟻川 堅治	所得税法施行細則註釈		○		34	〃
(13)	5.	市岡 正一	所得税法同細則註釈	○	○		32	〃
(14)	5.	宮川 仁吉	所得税法註釈	○	○		55	〃
(15)	6. 9	栗生誠太郎	問答所得税法明解同施行細則明解	○	○		66	〃
(16)	10	鍋島 成善	実際手続 日本所得税法註釈	○	○		122	〃
(17)	16	内田清四郎	傍訓所得税法施行細則註釈	○	○		35	滋賀県
(18)	20	中村信次郎	所得税法註解	○	○		50	東京府
(19)	6.	蒲生 俊	所得税法弁明	○	○		62	〃
(20)	6.	重田 錦吾	所得税法施行細則詳解	○	○	○	80	〃
(21)	6.	高野栄次郎	所得税法註解	○	○		43	〃
(82)	6.	樋口文次郎	所得税法同施行細則実用註解		○		28	〃
(83)	7. 3	前田 治	所得税法輯覧	○	○	○	34	徳島県
(24)	12	蟻川 堅治	所得税法註釈同施行細則註釈 合本	○	○		82	東京府
(25)	24	戸部新九郎	所得税法集 全	○	○	○	22	岐阜県
(26)	7.	阪井 正方	諸人一般所得金のしらべ方				20	東京府
(27)	8. 1	田中 恒馬	所得税法詳説	○	○		128	〃
(28)	25	松浦綱太郎	所得税法実用	○	○	○	96	〃
(29)	11.	坂爪虎三郎	所得税法或問 全	○	○		96	新潟県

\* 鈴木芳行氏によると、「心得」とは、大蔵省主税局が編成した「所得税納入心得方備考」をいうとされる。この本文は、租税資料叢書第4巻「明治前期所得税法令類集」昭和63年 21ページから32ページ（所収）でみることができる。

所得税立法審議經過一覽

明治二〇年一月 \* 日 大蔵大臣伯爵松方正義 所得税法案を閣議に附することを、内閣総理大臣伯爵伊藤博文に請う。

一月二二日 閣議 裁可(多少妥当ナラザル所ハ、主任官ト協議ノ上修正加)

一月二八日 政府、所得税法案元老院へ議定方回付。

二月 一日 内閣総理大臣秘書官伊東巳代治、法制局参事官曾弥荒助の兩名、元老院會議に傍聴許可あり。議定方回付。

二日 元老院 所得税法を第五三四号議案として、第一読会開会。

松方大蔵大臣本案制度の趣旨説明を行う。二六番審議員尾崎三良議員の発言により、第一読会終了時に、調査委員に議長大木喬任、一番山口尚芳、二六番尾崎三良、三二番三浦安、五一番中村弘毅、六六番神山郡廉を委嘱、後散会。

一二日 第二読会開会 全部附託調査委員の報告による修正案を本案として審議することとなる。第一一条審議。

一三日 第二読会 続会。第二條以下附則まで、修正分審議。再調査のため調査委員を設けることを一六番村田保議員提議、賛成議員少数にて消滅。

三月 一日 第二読会 続会、第二條外修正。

二日 第二読会 続会。

三日 第二読会 審議了。

。元老院議長伯爵大木喬任 内閣総理大臣伯爵伊藤博文へ会議の終了と、公布のため勅裁方  
依頼。

。元老院議長所得税法議了につき上奏。

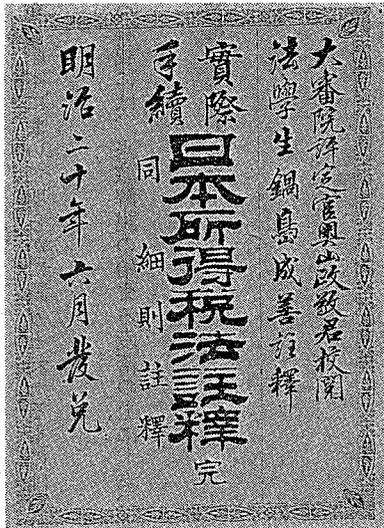
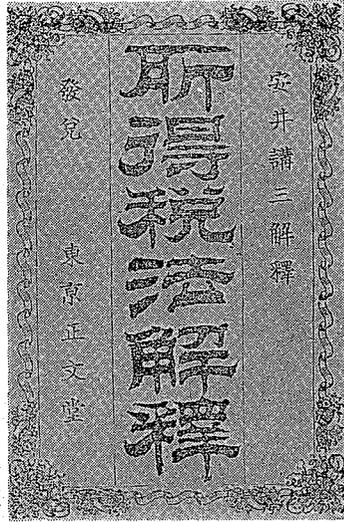
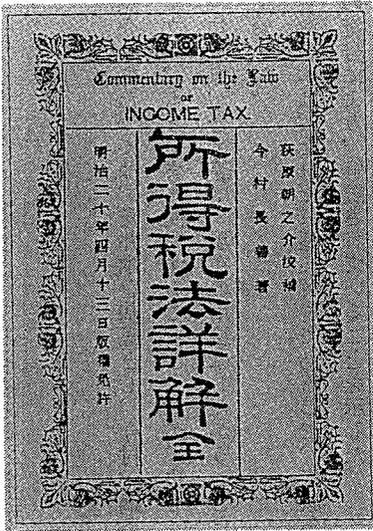
四日 所得税法案

元老院議定、

上奏文を勅令案として勅裁方閣議決定。

一九日 所得税法勅令第五号として公布。

\*日付を欠く。



## 凡例

紹介にあたっては、安井本を基底とし、今村、鍋島本をそれに配する方法によった。

本文は、もとのまま使用することとするが、法令については、法令全書の例により、旧漢字は、現在の当用漢字とし、句読点、合字等は、現在の用法にしたがうこととした。なお、原本において明らかに誤りとわかるものは、訂正しておいた。

各解説本は、それぞれ逐条解説であるので、当該条文にかかる解説には、当該解説の始まる段落の上に、<sup>安</sup>、<sup>今</sup>、<sup>鍋</sup>の符号により、解説されていることを示した。

参照引用条文については、本文外に参照法令欄をもうけ、一括掲記しておいた。

目次

(安井本 前書なし)

例言(今村).....	五一九	第九 調査委員の選挙人、被選人の資格.....	五五五
自叙(鍋島).....	五二〇	第一〇 調査委員の選挙手続等.....	五六七
例言(鍋島).....	五二一	第一 調査委員の任期及び改選.....	五七〇
所得税法 詳解.....	五二二	第二 調査委員の手当及び旅費等.....	五七一
緒言(今村).....	五二二	第三 所得金高下調書の調整及び調査委員会への附議.....	五七三
所得税法公布文.....	五二四	第一四 所得金高届出のない者に対する措置.....	五七四
総説(解説).....	五二五	第一五 調査委員会の開催及び会長.....	五七六
第一 納税義務者.....	五二八	第一六 調査委員会の会議及び決議の要件等.....	五七七
第二 所得算出の定則 課税標準の計算.....	五三二	第一七 所得税等級金額の決定及び通知.....	五七八
第三 非課税所得.....	五四〇	第一八 郡区長の府県知事への指揮方要請.....	五八〇
第四 所得の等級及び税率.....	五四二	第一九 所得税の等級金額決定に対する不服申立て.....	五八一
第五 納期.....	五四五	第二〇 府県常置委員会の調査、決議による処分及び税額の追徴、還付.....	五八二
第六 所得金高の届出とその期限.....	五四六		

第二一	調査委員会等の尋問権	五八四
第二二	調査委員等の事件漏洩禁止	五八五
第二三	所得減損の申出、軽減及び免税	五八六
第二四	連脱犯及び自首する者については 不問	五八七
第二五	事件機密漏洩罪	五八九
第二六	秩序犯	五九〇
第二七	刑法の不適用	五九二
第二八	施行委任	五九三
第二九	本法の施行規日及び施行地等	五九四
附則		五九六
余 解 (鍋島)		五九六

## 例言

一 所得税は、国家の一大税源なり。此税法にして、其収税の方法宜きを得れば、則ち実に公平の税法たるべきなり。或は猶早しの説なきに非すと雖も、然らは何の時か此税法を実施すべきの時かとの一問に逢へば、此説直ちに消滅すべしとす。意ふに此税法は、実に国庫の経済上一大税源たるのみならず、亦本邦人の慣習を變し、貧富の懸隔を防ぐの効益を、自然に獲得するに至らん。

何をか慣習を變すると謂ふ。曰く欧米文明国の人、相集まれは必ず各自財産の談に及ぶ。邦人は、則ち秘して語らず。所得税の実施により、邦人の此慣習一變して、欧米人の風に移り、各自励精して以て其財産を増殖し、以て人に誇るの好尚を生ずるに至らん。隨て国家の富強日に益々進むべきは疑ふべからざるなり。

何をか貧富の懸隔を防ぐと謂ふ。曰く何種の租税も、貧者の負担常に輕きは、洵に通理なりと雖も、特に此税法の如きは、富者の富増すに従て、その税額を増すを以て、富者は其負担益々重く、之に反して少額の所得には、課税せざるを法とすれば、貧者の負担益々輕きを以て、貧富の懸隔を防ぎ、隨て国家の事業を發達し、貧者業を得るに至る可きを以てなり。

是れ実に法の予期せざる効益なりとす。

抑も亦所得税は、国の貧富を測るの標準たれば、望む所は、自今以後国庫収入の所得税額年に倍加して、本邦の富強を欧米文明国に誇るを得るに在り。然れば則ち邦人日夜勉強經營の刺衝物たるものも、亦此税法なりとす。

一 此書は、何人にも解し易きを主とし、其行文を卑近にし、字句を平易にして、法の正文に付き、解釈を下し、旁ら實際の用を成すことに注意したり。

一 附録に、所得税法施行細則、国税科目〔編者略〕、地方税規則〔編者略〕、諸税息納者処分法、地租条例〔編者略〕等載せたるは、一に読者の便を図るに由るなり。

明治二十年五月

今村長善識

## 自叙

余輩嘗テ思ヘラク。我邦ノ心酔スル独逸国ニ所得税アリ。英国モ亦タ所得税ヲ以テ歳入ノ大部ヲ占ム。我邦ニテモ早晚所得税ノ制定ナカル可ラスト、果セルカナ今回勅令第五号ヲ以テ、弥々所得税ヲ公布スル事トハナリ。又余輩謹テ之ヲ捧読シ、此ノ新法ノ結構ナルニ感服シ又タ未曾有ノ新法ナリト贊美スルモノニシテ、熟々ラ之カ大体ヲ觀察スルニ、決テ欧米焼直ノ税法ニアラス。其本尊ナル精神コソ、欧米ノ法ヲ採リタレ、其条目ニ到テハ、現時ノ国情民力ヲ斟酌シ、如何ニモ能ク今日ノ民度ニ適當セリ。論ヨリ証拠ノ一二ハ、税金ヲ納ムル者ヲ三百円以上ノ所得アル金持トセラレ、税率ノ割合モ金持ニハ、次第次第ニ重キ様ニシタレトモ、去リトテ其割合ヲ余リ強クセサル如キハ、最モ至当ノコトナリ。又タ是迄ハ一文ノ税金ヲサヘ納メサル公債証書、株券持人如キ樂隱居流ノ人モ、税ヲ課セラレ、殊ニ珍シキハ、官員ニ税ヲ課スルノミナラス、奏任以上ハ手車ヲ置キ、或ハ乗馬モ畜ハネハナラヌ等、随分入費モ沢山掛カルヘケレトモ、俸給ノ内ヨリハ文久ノ差引モナク課税セラルル杯ハ、新法ノ大ニ目立ツ処ナレトモ、尚ホ他税ニ

之レナキ權利ヲ人民ニ与ヘラレタリ。夫レバ何ニカト云ヘハ、各人ノ税金ヲ定ムルニハ、銘々ノ選ヒタル委員ニ取扱ハシメ、府県知事モ郡区长モ不認可ノ何ノト自己ノ意見ヲ行ヒ、干渉スルコト出来サル等ハ、余輩カ甚タ感服シ、新法ヲ贊美スル所以ニシテ、余輩ハ所得税ノ我邦最大ノ税源トナリ、多々益々多カラシコトヲ冀望スルモノハ、蓋シ国民ノ富強ハ、所得税ノ源泉ナレバナリ。

明治二十年四月中浣

鍋島 成 善 識

## 例 言 (鍋島)

一 此書ハ、何人ニモ解シ易キヲ主トシ、法文ニ付テ、法ノ精神ト理由ヲ解釈シ、且ツ勉メテ質疑ヲ掲ケテ、之ヲ決シ、施行実用ノ際疑惑ヲ生スルナカラシメントスルニアリ。然レトモ倉卒ノ際解釈ヲ下シタルモノナレハ、素ヨリ思フテ筆ニ現ハレス、語テ尽サル所アリ。為メニ読者或ハ隔靴ノ感アルヘシト雖モ亦タ法ノ精神ト理由ヲ会得スルニ於テ不足ナキニ遮幾カラシク。

一 附録ニ施行細則ヲ載セ、之ヲ解釈シ読者ノ便ニ供シタレバ、税法ト対照參觀スレハ、本税法ヲ会得スルニ余リアラン。

明治二十年五月上浣

## 所得税法 詳解

今村長善

## 緒言

此税法を解するには、文明の最も発達せる欧米諸国に於て、徳義上及び經濟上、一般に許認きよしんされたる収税の原理を知るときは、此法の精神を解するに裨益多かるべきを以て、先づ収税の原則を冒頭に掲ぐることを要す。抑も収税の原則に四あることは、英国亜当アダム、斯密斯氏千古不刊ふかんの格言を垂たれたり。

第一則 凡そ一国の臣民にして、其政府の保護を受け、各自に生業の所得を収むる者は、其所得の額に応して、国库に給せざるべからず。

第二則 凡そ租税は、必ず一定確實に徴集すべし。狼たりに賦課すべからず。徴収の期節、納税の方法、及び納額の多寡は、独り納税者のみならず、其他各人に知らしめて明白なるべし。

第三則 凡そ租税は、納税者に取りて、至便とする期節と方法とに依りて、之を徴集すべしとす。

第四則 凡そ租税は、到底国库に収入する所の者の外は、出来るだけ人民の経費を要せざる様徴収すべしとす。

右の四原則は、其文面上自おのずから明瞭なるを以て、復またた他に之が解を加ふるに及はずと雖とも、読者の便を図り、試に之を解せんに、第一則は、之を遵守すれば、租税の平等を得。之を忽ゆるせにすれば、不平等を来す。若し、収税不平等なれば、政府たるの職任に負おき、臣民の感情を損するなり。

第二則は、若し之を犯せば、納税の負担ある者は、多少収税者の専權に従はざるを得ず。即ち其収税者は、之を惡む者には、重税を課し得べく、又其重税の恐迫よりして、自己に贈物等を受くるを得へし。収税の一定せざることは、因て以て自然不人望を來し、其命令は侮慢ぶまんされ敗壞さるゝものなり。其身に侮慢敗壞の事なきも、亦奈何ともする能はざるなり。古今各国の經驗によるに、収税の不平等最も甚しきものも、収税の不一定最も少なるもの大患害あるに比すへからざる程なりとす。

第三則は、例は地代家賃に課する税は、納税者の之を払ふに最も便利なるべき時に徴収すへしとす。奢侈品の如き消費物に課する税は、皆究竟消費者が之を払ふことにて、概して消費者に取りては、極めて便利なる方法なりとす。消費者は、其奢侈品を買ふ毎に少し宛税たんを払ふなり。又消費者は、之を買ふも買はざるも固より其好みに任すことなるを以て、若し消費者にして斯々る税の爲めに、著大なる不便を受くることあらんには、是れ自ら招くの禍まがなるのみ。

第四則に背きて、國庫に入る実収よりも多分に徴収するに至る場合は、左の四つに外ならず。第一、徴税に夥多の官吏を要し、其給料は、税額の多分を之に充て、尚其賞金等は、人民に他の増税を負はしむるに至ることあり。第二、税は或は社会の勞力及び資本を、多利の職業より寡利の職業に転せしむるに至る。第三、不幸なる人民は、納税を忌避せんとして、却て科料其他の罰の爲めに屢々自ら没落し、其れよりして其人の資本の運轉により、社会に益を得べきもの止む。凡そ不手際の課税は、最も減脱を勧誘するものと至ふべし。第四、収税者の屢々來りて、嫌惡すべき検査を爲すために、人民は実に無益の煩難苦痛及び冤屈を蒙るに至ること是なり。

○是を以て右に掲ぐる収税の四原則は、実に其一を欠く可からざるなり。此所得税法を解するにも、右の四原則を応

用して之を解するときは、得る所少少なからざるべきを信す。

○又所得税に三ヶの原則あることも、此に掲げ置くこと必要なりとす。則ち第一、或る金額より以下の所得ある者は、悉皆免税すべし。第二、各定限より超過する所得は、其定限に超過せる余残だけに比準して課税すべし。第三、所得より省略して儲けたる総額は、課税を免すべし。若し能はされは、成るべく少くなく課税すべしと是れなり。此他経済学上の理論は此に略し、直ちに法文の解釈に入るべし。

朕所得税法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

## 御名御璽

明治二十年三月十九日

内閣総理大臣 伯爵 伊藤 博文  
大蔵大臣 伯爵 松方 正義

## 所得税法

総説・汎解

④ 所得税は、英語に之をインカム・タックス Income tax と云ふ。官民の別なく各自が儲け得たる処の純益の幾分を割きて納税するの謂なり。此の税法たるや我が国開闢以来の新税法たる耳ならず。東洋諸国中にも未だ曾て有らざる処の税源なり。近來政費多端なるを以て曩きには登記法及び公証人規則を制定して、其費用の幾分を補なはれしと雖も、未だ全く其目的を達すること能はざるにぞ。今又此の新税法を公布し均しく税率を定め、帝國臣民より徴収して、其費用の不足を補はれんとす。依て苟くも我が臣民たるものは能く此の解釈を熟読して、國民国に尽すの義を思ひ進んで多額の納税者となれ。決して納税者の列を漏る事勿れと聊か、江湖の諸君に告ると斯の如し。

⑤ 所得税は、英語にて「インカム・タックス」と云ひ、人民の財産及び營業等より生ずる潤益、利息、給料等に課する税にして、歐米諸國一般に採用する税法なり。所得とは、潤益、利息、給料等の得益を云ふ。

抑々人世社交上、資産又は營業其他よりの所得ありて、各自独立の生活を営むを得ることにて、其所得たる人々自己の勤勞に依ると雖も、一として政府の保護を受けされは、以て一日の安寧を保つ能はざるなり。故に其所得の金高に従ひ、國庫に給するは、則ち國民たるもの政府に報するの義務なりとす。而して此税法は、本邦にては明治維新前後とも屢々適用され、維新前に在ては、各藩中或は禄を受くる者より取立てたる向もあり、維新後

に在ては、官吏の俸給に課税されたる事等の如きは、即ち此法の一様なり。然れども其存廢起滅せんぱいぎめつ一ならず。故に全国に公布されたる一定の税法は、之を以て創始なりとす。

④ 夫レ所得トハ、各人ノ産業ヨリ生スル収入得益ヲ云フモノニシテ、大凡ソ社会ニ生計スル者産業ナカル可ラス。既ニ産業アレハ、夫ヨリ多少ノ利潤収入ヲ得ヘシ。其利潤収入ヲ得ル産業ハ万類ナレトモ、資産ヨリ生スル利潤及ヒ業務ヨリ得ル処ノ収入ニシテ、所得税ハ、其資産業務ヨリ生スル一ケ年間ノ利潤収入額ニ就テ課税スルモノナリ。抑モ租税ハ、政府一切ノ費用ニ供スルカ為メ国民ニ賦課スルモノナレハ其政府ノ賦課スルニハ直接或ハ間接ニ課税スルモノアリ。従テ又タ租税ニ直税間税ノ別アレトモ、今其得失ヲ論スルノ要ナケレハ、唯タ例証ヲ示スニ地租、家屋税等ノ如キ所有者ニ賦課シテ、所有者追収ノ途ナキ税ヲ直税ト云ヒ、又タ煙草税、酒造税、売薬税ノ如キ税金ハ、た仮令ヒ製造販売人ヨリ納ムルモ、其実其物品ノ消費者ヨリ間接ニ納ムルモノヲ間税トハ云フナリ。此所得税ハ、直税ノ一種ニシテ、欧州英独等ノ諸国ニモ亦タ、現ニ施行セラレ、殊ニ我邦ノ如キ租税ハ、農商一部ノ人民ニ偏重スルカ如キ傾アル国ニ於テハ、所得税ノ制定アル亦至当ナルヘシ。夫レ然リ所得税ハ国民ノ所得高ニ課税スルモノナリトハ云ヘ、其人々ノ所得ノ知リ難キ其実数ノ得難キハ仮令ヒ嚴密ナル方法ヲ設クルモ到底免レカタルヘキカ而シテ其賦課ノ仕方ニ三ヶ条アリ。

第一 人民各自ノ申告ニ拠ルコト

第二 政府ノ推定ニ拠ルコト

第三 政府ノ檢察ニ拠ルコト

右三項ノ中、我カ所得税法ハ何レノ法ヲ採用セシカ、若シ第二ノ政府ノ推定ニ拠テ定メンカ又タ第三ノ政府ノ

檢察ニ抛テセンカ、皆不可ナリ。何トナレハ、政府官吏ノ權ヲ以テスルトキハ、其措置或ハ專決臆斷ニ流ルルノ弊ナキヲ得ス。去レハ國民モ亦タ、脱税ヲ謀ランカ為メ、變詐百出衆人靦然トシテ敢テ之ヲ意トセサルニ到リ、其弊害ヤ実ニ云フヘカラサルヲ以テ、我カ税法ハ第一ノ人民ノ申告ニ抛リ、各人ヨリ届出シムレドモ亦タ、其脱漏隱蔽ノ弊ナカラシメンカ為メ、調査委員ナル者ヲ設ケ、其申告ヲシテ不実ナカラシメ、以テ精確ナランコトヲ期シタルモノナリ。

然ラハ、我カ所得税法ハ奈何ナル方法ニ依テ課税シ、税額ヲ算出スルヤト云フニ、比例税法ヲ採ラスシテ累進税法ヲ取りタルモノナリ。試ニ説カンニ比例税法トハ、國民ノ所得高ニ応ジ、常ニ均一ノ税率ニテ課税シ、其收入ノ多少如何ニ依テ、其税率ニ高低アラサルモノヲ云ヒ、累進税法トハ、反之シテ所得高ノ多少ニ依テ其税率ヲ異ニシ、所得ノ大ナルモノハ税率モ亦タ、從テ高シ。故ニ税率ハ己レノ所得ノ多少ト共ニ高低ヲ伴フモノニシテ、本税法ニ其累進税法ヲ採用シタル所以ノモノハ、比例税法ニヨリ課税シテハ富者ニ輕ク、貧者ニ重キノ実アリテ、平等ヲ得サレハナリ。或人ハ之ヲ難シテ假令ト均一ノ比例税法ニ依ルモ、所得ノ大ナルモノハ、從テ税金モ多額ナレハ貧者ニ重ク、富者ニ輕シト云フヲ得ス。又タ都テ均一ノ税率ニ依テ課税スルハ、實ニ公明正大ナリト難スルモノアレドモ、或人ハ万民同一ハ唯タ公明正大ナリトノ事ヲ知りテ、未タ負担ノ難易ヲ知ラサル者ナリ。今茲ニ一家ヲ養フニ足ル所ノ所得者ト廣大ノ土地巨万ノ資産ヲ有スル者ト、同一ノ比例税法ヲ以テ負担スルハ、決テ平等無偏ト云フヘカラス。且ツ所得税ハ我邦中等以上ノ財力者ヨリ、其財力ニ応シ平等ニ賦課徴収セントスルニアレハナリ。

去レハ所得税ハ、幾千ノ收入所得アル者ニマデ課税スルヤト云フニ、其生計ノ供給ニ余裕ナキ小額ノ所得者迄

ニ課税スヘカラサルハ、至当ノ理ニテ、我カ税法ハ三百円以下ハ我國民ノ生計上必要点以下ト認メラレ、凡テ免税スルトナリ。

蓋シ、本税法中注意スヘキハ、官吏私人ノ別ナク一ケ人ニ課税シテ、集合体即チ会社商社等ニハ凡テ課税セサルニアリ。尚ホ又タ、所得トシテ課税スルハ、資金諸掛リ金等ヲ控除シタル純益所得高ニ課税スルモノト知ルヘシ。

○所得税法施行細則 (明治二〇・五)  
(大蔵省令第八号)

⑤ 施行細則トハ、税法ヲ実地ニ施行スル手續方法等ノ細カキ所ヲ規定シタルモノニシテ、謂ハ税法ヲ活用スルノ規則ナリ。

第一 納税義務者

第一条 凡ソ人民ノ資産又ハ營業其他ヨリ生スル所得金高一箇年三百円以上アル者ハ此税法ニ依テ所得税ヲ納ムヘシ但同居ノ家族ニ属スルモノハ総テ戸主ノ所得ニ合算スルモノトス

解説

⑤ 凡そ我が日本帝国の臣民たるものは、其資産しんざん又は日々営む処の商法其他政府より受くる官吏の年俸、月給、諸会社、諸商会、銀行等より受くる社員しやくいんの月俸、賞与金、割賦及ひ公私より受る手当金、年金、恩給金等又工人の手間、遊芸人の稼ぎ等其れより得る処の純益高一ケ年間に三百円以上あるものは次に定むる此所得税法の税率に依て其制定せられたる税を納むべ

きなり。但し、戸籍面を同じうしたる家族者に属する所得は残らず戸主の所得を、合せ計算して其所得を定めらるるなり。  
④ 本条は、此税法総体に関する箇条なり。今之を解せんに、総て日本帝国の臣民たるの分限を有する者にして、其所得金高一ケ年三百円以上ある者は、此税法に依て所得税を納むるの義務ありとす。尤も同居の家族の所得は、戸主の所得に合算して、金高を取調ふることなり。

○人民とは、日本の法律に従ふべき資格及び義務ある英語「シテツン」即ち臣民を指すを以て、官庁を包含せざるの称なり。但だ銀行諸会社等は、皆包含するものとす。資産とは、英語「プロパティー」と云ひ、地所、建物、公債証書、株券等諸般の動産、不動産の自己に所有権、使用権ある者を総稱す。營業とは、利益を得るの目的を以て、精神上及び形体上の労働を為すの職業を云ひ、農商工其他学校教師、医師、代言人、法教師等の學術技芸を以て生を営む者をも包含す。其他とある内に、俸給を得る官吏、諸会社の役員其他營業にあらざる金貸及び著述者等の如き報酬又は得益ある者を包含す。

一箇年の所得金高三百円以上に至らざる者は、無論此税法の間はざる所とす。所得税に於ては、其歳入必要費を償ふて余りなき者に課せざるを通法とす。故に右等歳入三百円以下即ち一ケ月二十五円に至らざる所得の者は除かれたるは、法に於て、本邦人の生活上、三百円を一ケ年の必要費と看認められたるを以て、斯く三百円以下の向には、課税されざるなり。

○但書、同居の家族の所得は、戸主の所得に合算し、別居の家族は之を合算せざるは、已に竈を異にする上は、産業も亦異なるは勿論なれば、父母妻子兄弟姉妹其他同居附籍等、戸主と同居の家族の所得に限り、其所得を合算するなり。又「戸主ノ所得に合算スルモノトス」とあるは、他の資産ある者が、所得税を逃れんため、貧窮の戸主へ同居附籍する様の事あるべし。此等の向も所得の課税を逃れしめざるために、斯くは定められたるものと見ゆ。施行細則第一条を参照するときは、益々明かなり(二六九頁)。

○此税法は、所得に付て課税せらるるものゆへ、たとひ千万円の資産ありとも、其資産より間断なく収入ある場合に非ざれば、課税されざる法の精神と知らる。故に此の税法、本年七月一日より実施さるることも、銘々の財産有高は、決して取調べらるるに非ず。単に年にいくらの取入金あるやを取調べらるるものなるを以て、銘々は本年七月一日に至るも、其財産の有高を申出るに及ばず。一歳の利潤入額幾干と云ふことを、那区役所へ届出れば事足るなり。故に那区长又は調査委員等より、此税法実施の上銘々の財産幾干との取調を為さるることも、之に對して必ずしも其財産有高を答ふるの責任なきなり。

◎本条ハ、此税法ノ総則トモ云フヘキモノニシテ、納税ノ義務アル者ト及ヒ課税ヲ受クル所得ノ種類等ニ付キ規定シタルモノナリ。

◎資産トハ、土地家屋、公債株券、貨幣等<sup>ズ</sup>都テ已レノ財産ヲ云フ。又タ其他ヨリ生スルモノトハ官私ヨリ受クル俸給等及ヒ己ノ勞力勤勉ヨリ得ルモノ等ノ如キヲ云フ。

◎凡ソ人民ノ資産云々トアルヲ以テ見レハ、実ニ区域ノ無限ナル知ル可ク、我カ皇室ヲ除キ奉ルノ外皆人民ナリ。其華族官吏ト云フハ、一ノ資格位地アルモノ、称ニシテ、其人民タルノ資格ニハ変リナキモノナレハ、我國民ヲ總称指示シタルモノト知ルヘシ。

◎凡ソ國民タルモノハ、成ルヘク己レノ財力ニ応シテ、政府ノ費用即チ租税ヲ納メサルヘカラス。然ルニ我國ニハ、未タ富豪ナル華族官吏等ニ課税ナク、却テ農商工ハ、細民ニ到ル迄モ重キニ過クルノ租税ヲ納メ来リシモ、本税法ハ之ニ反シ、専ラ中以上ノ富者ヨリ納税セシムルニアレハ、其華族官吏タリ。又ハ農商工タルノ別ヲ問ハス。又タ其資産ヨリ收入スルト、業務ヨリ得ルトヲ問ハス。苟モ一ヶ年三百円以上ノ所得アル者ハ、第四条(五四二頁)ニ定ムル税率ノ割合等級ニ從テ納ムヘキモノトス。

◎但同居ノ家族云々 仮令ヒ同居スルモ其經濟ヲ異ニシ別々ニ生計スル者アルヲ以テ、其戸主ノ所得ニ合算スルハ不当ナルカ如シト雖モ、脱税ノ遁路ヲ塞カンカ為メニハ、事実止ムヘカラサルナリ。何トナレハ、仮令ヒ千円以上ノ所得アル者モ納税ヲ免レンカ為メニ、表面之ヲ家族ナル妻子兄弟間ニ四分スレハ三百円未滿トナリ。容易ニ脱税ヲ謀ルノ狡猾者アルヲ以テ、但書ヲ加ヘ、之ヲ塞キタル所以ナリトス。依テ事實經濟ヲ異ニスル同居ノ家族中甲ハ二百円、乙ハ百円ノ所得金アルモノハ銘々ニテハ納税ノ義務ナキモ合算セラル、ニ付キ、納税セネハナラヌナリ。然レトモ之ニ反シ、茲ニ一家族中例ハ甲ハ九百円、乙ハ七百円ノ所得アル者ハ銘々ニテハ千円未滿ニ付キ第五等ナル百分ノ一ノ税率ニ依テ九円ニ七円計十六円ノ税金ヲ納ムレトモ、合算セラルニ付キ所得額千六百円トナルヲ以テ、第四等ナル百分ノ一半ノ税率ニ抛テ税金二十四円ヲ納メサルヘカラス。故ニ合算ノ為メニ税額八円ノ増加アルニ到ルヘシ。

蓋シ、同居ノ家族トハ、家族ニシテ同居ナラサルヘカラス。何トナレバ、同居スルモ家族ニアラザル者ハ、決テ合算スルノ理由之レナク、若シ、之ヲ合算スルトセハ、寄留人又ハ下宿人ノ所得ヲモ戸主ノ所得ニ合算スルニ到ルノ不都合アレハナ

リ。

○神社寺院ノ所得ハ、本税法ニヨリ納税スヘキモノナリヤト云フニ、礼拝、宗教ノ用ニ供スルモノニシテ、一人私益ノ所得ニアラサレハ免税ノ部ニ属スルモノナラン。

以上述フル如ク、三百円以上ノ所得者ニ限り課税スルモノナレハ、地方農民ノ如キハ、大低免税ノ部ニ属スヘシ。然ルニ或人ハ、土地ノ所得ニ課スルハ二重税ナリト難スル者アレトモ、地租ハ土地其物ニ課シ、所得税ハ所得其物ニ課スルモノナレハ、決テ二重ト云フヘカラズ。若シ之ヲ二重税ト云ヘハ、酒造人、売薬人等凡テ營業税ヲ納ムルモノ、所得ニ課税スルモ亦タ、二重税ナラスヤ、必竟或人ハ、土地ノ負担甚タ重キヲ見テ、二重税ト誤解シタルモノニシテ、抑モ所得税ノ性質ヲ知ラサルニ坐スルノミ。

細則第一条 戸主ニ所得ナクシテ同居ノ家族ノミニ所得アル場合ニ於テモ一家内ニ属スルモノハ總テ合算ノ上其戸主ノ名ヲ以テ届出納税スヘキモノトス

#### 解説

◎本条ハ戸主ニ、毫モ所得ナクシテ同居ノ家族ニノミ所得アル場合ニシテ、此場合モ家族ノ分ヲ合算シテ戸主ノ名前ニテ届出ツヘシトナリ。故ニ選挙人、被選人トナルモ、實際ノ所得者ニアラスシテ、戸主トナルヘク從テ税法ニ触ル、ハ戸主ガ罰セラルヘク又タ所得者ナル家族ニハ選挙人、被選人トナルノ資格ナキモ、戸主資格アレハ為ルヲ得ヘク、又タ之ニ反シ家族ニ資格アリテ戸主ニ資格ナキトキハ為ルヲ得サルベシ。

○若シ戸主内外国ニ旅行シ又ハ外国若クハ此税法ヲ施行セサル地ニ寄留シタルトキハ、家族ハ自己ノ所得ヲ届ケ出ツルニモ、戸主ノ納税管理人ト為リ届ケ出サル可カラズ(細則第五条參看五四九頁)。

## 第二 所得算出の定則

## 課税標準の計算

第二条 所得ハ左ノ定則ニ拠テ算出スヘシ

第一 公債証書其他政府ヨリ發シ若クハ政府ノ特許ヲ得テ發スル証券ノ利子、營業ニアラサル貸金預金ノ利子、株式ノ利益配当金、官私ヨリ受クル俸給、手当金、年金、恩給金及割賦賞与金ハ直ニ其金額ヲ以テ所得トス

第二 第一項ヲ除クノ外資産又ハ營業其他ヨリ生スルモノハ其種類ニ応シ收入金高若クハ收入物品代価中ヨリ国税、地方税、区町村費、備荒儲蓄金、製造品ノ原質物代価、販売品ノ原価、種代、肥料、營利事業ニ属スル場所物件ノ借入料、修繕料、雇人給料、負債ノ利子及雜費ヲ除キタルモノヲ以テ所得トス

第三 第二項ノ所得ハ前三箇年間所得平均高ヲ以テ算出スヘシ但所得收入以來未タ三年ニ滿タサルモノハ月額平均其平均ヲ得難キモノハ他ニ比準ヲ取リテ算出スヘシ

## 解説

㊦ 公債証書とは、金祿公債証書、起業公債証書、中山道鉄道公債証書、金札引換無記名公債証書、海軍公債証書、整理公債証書等を云ひ、其他政府より發行するものは、大蔵省より發行する証券若くは政府より特別の許可を得て發する証券の利子、貸金預り金を營業とせざるものゝ利足諸株式の利益配当金、政府より受る官吏の年俸、月給、諸会社、商社、銀行等より受くる社員の月俸、官私より受くる手当金、年金恩給金、諸会社、銀行等より割賦金賞与金は、別段に雜費を引き去ることなく直ちに其の得たる処の金額を各人の所得と見做すなり。

前項の解釈に記載したる各種の所得金を取除くの外、各人の資産又は營業其他諸職工の手間料、遊芸人の稼ぎ等は、其當む処の種類に応じて各自の収入金高若くは収入物品の代価の中より、土地家屋なれば国税、地方税、区町村費、備荒儲蓄金、種代、肥料等を又製造業及び商家なれば製造品に用ふる原材料の代価販売品の原価営利事業に附属する場所物件の借入料、物品器具の修繕料、農商工の事業を営む為めに使用ふる雇人の給料、負債の利子及び其他所得税を納むべきもの、所得金を獲る為めに用ふる諸種の雑費を差引したるを、所得金高と見做すなり。

前項に記載したる各種の所得金は、三年前よりの所得金を年に平均して其の金額を割出し計算するなり。然し所得金の取入以来未だ三年に満ぬものは月数に割て其の平均高を取り、又其の中に平均高を割出し難きもの他のものより比準を取りて所得金を割出して所得税の金高を計算するなり。

④ 本条は、所得金高を算出するの定則にして實際上最緊要のケ条なり。其法三項に分ちあり。

○第一項公債証書とは、新・金札引換・金札引換無記名・金禄・旧神宮配当禄・起業・中山道鉄道・海軍・整理・旧秩禄の各公債証書を總称す。

政府より発する証券とは、明治十七年九月第二十四号布告大藏省証券を指す。

政府の特許を得て発する証券とは、諸会社或は銀行等より発する右同様の証券なり。目今別に政府の特許を得たるものあるを聞かざるも、後來、特許を得るものあるべきなり。

營業にあらざる貸金預金とは、通常民事上の貸借預け預りにて、銀行其他金貸の如き商事に非ざるものを云ふ。

株式の利益配当金とは、日本鐵道会社、郵船会社、各国立銀行、各私立銀行、各種会社等の株券に対する純益配当金を云ふ。

官私より受くる俸給とは、官庁諸会社又は一個人より受くる官員役員又は雇人の俸給を云ひ、手当金とは、諸官員等の試補見習などに給する手当、諸日当、其他職務に付て給与を受けるものを云ひ、年金とは、賞勲年金にて終身年金、有期年金あり。其他諸会社又は一個人より受くる年金を云ひ、恩給金とは、明治十七年一月太政官達第一号官吏恩給令、明治十六年九月太政官達第三七号陸軍恩給令、明治十六年九月太政官達第三八号海軍恩給令、明治十五年七月太政官達第四一号巡查看守給助例其他諸会社又は一個人の恩給の取極めによりて受くるものを指す。割賦賞与金とは、銀行、会社等にて其役員を賞与する為め、每半季利益金の中、一定して割賦する金員を指す。

此等の類は、直ちに其の受取る金高を以て所得とし、第二項の如く、諸費を引去ることあらざるなり。何と何れは、此等の所得は、別に其所得に対する納税の義務もなく、又他に費用を要することもなければなり。

○第二項は、第一項の外の事柄なり。

備荒儲蓄金とは、明治十三年六月第三一号布告を以て創定されたる備荒儲蓄法により、非常の凶荒不慮の災害に罹りたる窮民を救助するための公貯金なり。

第一項を除くの外とある上は、第一項に掲げある公債証書、証券、貸金、預金、株式の利子、俸給、年金及び割賦貸与金の外は、総て第二項の部に入る事となり。今之を解せんに、第一項の外の所得は、其事業の農商工學術技芸等の種類によりて、夫々其取入金高又は取入品代価中より、左の諸費を引去りたる余残を所得として課税さるゝなり。即ち、国庫に入るべき歳入科目に列せる国税、府県会にて議決して徴収する地方税、区町村会にて議決して徴収する区町村費、備荒儲蓄法により積立る儲蓄金、製造品の原質物代価例は、製紙場の麻生の類の代価。販売品の原価例は呉服店の呉服物仕入代、農事使用する種代、肥料、営利事業に属する場所物件の借入料例は商店工場の地代家賃諸損料、修繕料例は工場商店の家屋諸器具等の営繕費、営利事業に使用する雇人給料、負債の利子例は、銀行会社なれば、株券の利子一個人なれば其事業の資本の利子、及び雑費例は衣食住の必要費用を除き商品の運賃、郵便電信料、裁判費用等是れなり。

此等の諸費は、固より之を引去らざれば、或は巨万金の運転を為すの事業にても、出入同一にして、所得なき事業も亦之れあるべきにより、所費を引去りたる上にて、尚ほ余残を生ずるものを所得とすとなり。

○第三項、第二項の所得は、如何にして、之を割出すかと云ふに、前三ヶ年間の所得金を合して、之を三分せる平均高にて定むる事なり。尤も、其所得の収入始まりたる以来、未だ三ヶ年に充たざる向あるへし。其向は、所得の収入始まりたる以来の月数を合せて之を割り出し、一年の平均所得高を算出することゝす。其平均も之を得る能はざる類あれば、他の同營業又は同収入の向に比例して、いくらの所得と云ふことを算出して定むへしとなり。

○今左に農商工の三業に別ちて、諸費引去り方を詳解せん。

農業 凡そ農は自己所有の田畑を耕作し山林を培養して、年に若干の収益を得るなり。而して此収益中より引去るべきものは、地租、地方税即ち地租割、区町村費、備荒儲蓄金、種代、肥料、農具修繕料、或は雇入農夫の給料等あり。此等の諸

費は、之を所得金高中より引去るなり。

商業 商業には、卸売、仲買、小売の三種あり。而して其商業中、酒造、醬油、醬麴、烟草、菓子、売薬等には国税の賦課あり。其他一般の營業には、地方税の賦課あり。又卸売の内、自身に物品を製造する者は、製造品の原貨物代価、即ち酒造の米、醬油造の塩麦、菓子屋の砂糖、染物屋の染料等の仕入代金あり。又自身に製造を為さざる卸売及び仲買小売には、販売品の原価、即ち其商品の仕入元金あり。又商業に依ては、其業に必要な場所物件の借入料、即ち材木商及び薪炭商の置場の如き或は小売商の見世借入料の如き類あり。又何商売にても其營業上雇人を使用するときは、其給料あり。自己の資本のみに止めず、借入金を用いるときは、其利息あり、又雜費、例は汽船業の石炭代、湯屋の薪代、諸運送費、証券印紙代の類是れなり。右等の費用は、所得金中より引去るべきものとす。

工業 鉱山に借区税あり。其他の工業には、地方税の賦課あり。又製造品の原貨物代価即ち製紙場の麻布、鋳物金物職の地金、指物職の木品、仕入代金の類あり。又職業に依り、工場の借賃あり、器械の修繕料あり、雇入の給料、負債の利子、及び雜費あり。右等の諸費用は、工業の所得中より引去るべきものとす。

○ 茲に一言し置くべきことあり。所得金中、本条第二項に引去るべき明文あるものゝ外たる衣食及び医薬の費用の如きは、無論所得税を課せらるゝ金高なりと知るべし。

本条ハ、各人ノ所得高ヲ定ムル算出定則ヲ規定シタルモノナリ。

本条之ヲ三項ニ別チ、第一項ノモノハ、收入即チ純益所得ト見做シ、直ニ其所得高ニ課税スルモノノ種類ヲ列記シ、第二項ハ、之ニ反シ、其收入金高ヨリ資金諸掛リ金、雜費等ヲ控除シ、残りノ純粹ナル所得高ニ課税スルモノヲ列記シ、又タ第三項ハ、第二項ノ所得高算出法ヲ定メタリ。今第一項ヨリ逐次左ニ説明センニ、

○ 第一項ハ、既ニ述フル如ク收入金ヲ以テ直ニ所得高トシ、課税スルモノニシテ本項ニ列記ノモノハ別ニ控除スヘキ資金諸掛リ金等之レナキモノト見做シタルモノナリ。故ニ例ヘハ、甲ノ公債株券ヲ負債ヲ以テ買入レ、之ヲ抵当ニナシテ、又タ乙ノ公債株券ヲ買ヒ其負債ノ利子ニハ其甲乙公債株券ノ利息ヲ以テ充ツルトキハ必究同一ノ資本ヲ重用シタルモノニシテ所有者ハ毫モ收入利益ナキモ甲乙公債株券ノ利益ニ課税セラルムヲ以テ二重税ノ如ク、此レヲ第二項ノ負債ノ利子等ヲ控除スルモノニ比ブレハ不權衡ナルカ如シト雖モ虚偽ノ負債ヲナシ脱税ヲ謀ル者ヲ塞ク為メニハ、實際止ムヘカラサルカ然レトモ虚

偽ノ負債ヲ為スハ第二項ノ資産、營業等ニ於ケルモ同一ナレハ少シク穩当ナラサルカ如シ、蓋シ本項ノ為メニ前記ノ如ク順次抵当買入ヲナシテ丙丁戌ノ公債株券ヲ有シ紳士然意氣揚々タル所謂ル自称紳士ハ困難ヲ大ニ感ズルナラン。

○公債証書其他政府ヨリ發シ若クハ政府ノ特許ヲ得テ發スル証券ノ利子 公債証書ハ衆人ノ能ク知ル処ナレハ例解ヲ要セス政府ヨリ發シタル証券トハ明治十七年九月發布大藏省証券條例ニ依テ發行スル証券ノ如キモノ其適用ナリ。又タ政府ノ特許ヲ得テ發スル証券トハ如何ナルモノカ未タ之レカ实例ナキ如シト雖モ或ハ先年三菱共同兩会社合併ノ際發シタル特別貸金証券ノ如キモノ其例ナリト蓋シ本款ハ将来ノ場合ヲ規定シタルモノナルヘシ。欧州英國等ニハ信用アル大銀行又ハ大会社ハ事業擴張等ノ為メ資金ヲ要スルトキハ政府ノ特許ヲ得テ負債ヲ募リ負債証券ト云フモノヲ發行スルコトアリテ其效用ハ売買轉恰モ公債ニ異ナルコトナシ。我邦ニ於テモ亦タ將來スノ如キモノ行ハルムニ到ルナラン。

○營業ニアラサル貸金預金ノ利子 ヲ直ニ所得額トシ、營業者ヲ除キシ所以ハ營業者ナル質屋私立銀行ノ如キハ既ニ營業稅等ヲ納メ居レトモ非營業者ハ別ニ納稅セシコトナキヲ以テナリ。但預金トハ一箇人ヘノ預金又ハ郵便貯金局及ヒ銀行等ヘノ預金ヲ云フ。

○株式ノ利益配当金 トハ銀行、会社、商社等ノ株券ニ對シ株主ニ配当スル利益金ヲ云フ。

○官私ヨリ受クル俸給云々 官私ノ官トハ官府ヲ云フモノニシテ、私トハ民間ヲ云フモノトス。即チ官吏ノ受クル俸給手當金、年金恩給金又ハ民間会社ノ役員及ヒ雇人ノ給料等ヲ云フナリ。但シ、手當金、年金ハ私ヨリモ受クルコトアルヘシ。尤モ私ノ年金トハ、我邦ニ实例ナキ如シト雖モ、既ニ民法草案ニ規定アレハ此制例モ起ルヘシ。故ニ略述スレハ年金ハ、甲ヨリ元金ヲ乙ニ払ヒ其報酬トシテ毎年若干ノ利金ヲ受クルノ契約ニシテ、年金ニ有期ト畢生間トノ別アリ。其審ナルコトハ民法ニ付テ知ルヘシ。

○割賦賞与金 トハ銀行、会社等ノ利益高ノ幾分ヲ役員等ニ割賦賞与スル金ヲ云フ。但シ、一時ノ賞与金ハ本項ノ中ニ入ラサルヘシ。

○第二項ハ前一項トハ、大ニ其趣キヲ異ニシ、收入ヲ以テ直ニ所得額ト為スヘカラス。若シ其收入ヲ直ニ所得額トシ、課稅シテハ甚タ苛酷不正ニ流レ到底納稅者ノ負担ニ堪ヘサレハ、其種類ニ応シ、收入金高ヨリ資金諸掛金及雜費ヲ控除シ、殘額ニ課稅スルモノニシテ、純粹ナル所得高ヲ算出スルニハ是非トモ、斯ル諸費ヲ控除セネハナラヌナリ。其控除ヲ得ル種目左

ノ如シ。

○国税 トハ、勅令ニ依テ課スル税ニシテ大蔵省ニ収納スルモノヲ云フ。例ヘハ、地租、酒造税、売棄税ノ如キハ皆国税ナリ。

○地方税 トハ、府県会ノ決議ニ拠テ課税スルモノニシテ、一府一県限り徴収支弁スル税ヲ云フ。

○区町村費 トハ、区会・町村会ニテ議決シ、其区町村内ノ経費ヲ支弁スルモノトス。

○備荒儲蓄金 トハ、府県会ノ決議ニ依テ課税スルモノニシテ、之ヲ一府一県毎ニ取纏メ、其府県庁ニ儲蓄シ置キ、兎年飢饉等ノ際救恤スルノ目的ナリ。然レトモ本金ハ租税ニアラスシテ、人民ノ共有金ト云フヘキモノナリ。

○製造品ノ原質物代価 原質物トハ、製造品ノ原材料即チ未タ人工ヲ加ヘサルモノヲ云フ。例ヘハ、靴ナレハ其皮代カ即チ原質物代価トハ云フナリ。

○販売品ノ原価 トハ、商売品ノ仕入元金ヲ云フモノニシテ、例ヘハ、金時計二百弗ニ仕入レ二百五十弗ニ売ルモ原価トハ、其仕入元金二百弗ヲ云フナリ。

○種代肥料 トハ、土地ニ蒔付タル穀類等ノ種代ニシテ、肥料トハ、土地ニ蒔付タルモノヲ培養スルノ肥シ代ナリ。之ニ依テ土地ヨリ生スル産物モ、所得トシテ課税スルハ明カナリ。

○営利事業ニ属スル場所物件ノ借入料 トハ、営業ノ為メ家屋又ハ土地或ハ器械類等ノ借賃ヲ云フモノナレハ、其営利事業ニ関係ナキ物ノ借入料ハ、元ヨリ控除ヲ得サルモノナリ。

○修繕料 之レハ、家屋ノ修復或ハ器械等ノ修繕料ヲ云フモノナレトモ、此等ノ修繕料モ元ヨリ営利事業ニ属シタル場所、物件ノ修繕料ナラサルヘカラス。其別荘ヲ修繕スルカ如キハ、本項ノ所謂ル修繕料ニ入ラサルモノトス。

○雇人ノ給料 トハ、営利事業ノ為メ雇入レタル者ノ給料ヲ云フモノナレハ、其営業ニ直接ニ関係ナキ下男女給料ノ如キハ、決テ本項ノ中ニ入ラサルモノトス。而シテ本項雇人ノ給料トノミアルヲ以テ見レハ、家族及ヒ自己ノ勞力技芸等ハ、給料トシテ所得高ヨリ控除スルヲ得サルモノトス。

○負債ノ利子及雜費 トハ、其所得ヲ生スル資産営利事業ニ就キ負債セル利子及ヒ雜費ニ限ルモノナレハ、其営利事業ノ為メニセザル負債ノ利子及ヒ雜費ハ元ヨリ控除スルヲ得サルモノナリ。但雜費トハ、以上列記ノ外、所得收入ノ為メニ要シタ

ル運送費或ハ荷造費又ハ保存費等ノ如キモノヲ云フ。

○第三項ハ第二項ノ所得高ヲ定ムル標準ヲ示シタルモノナリ。算出ノ標的ハ、前三ケ年間ノ平均ニ依ルモノニシテ、例ヘハ、明治十七年ノ所得高ヲ定ムルニハ左ノ如シ。

明治十七年ノ所得額四百五十円

明治十八年ノ所得額五百円

明治十九年ノ所得額四百円

アリシト仮定スレハ、三ケ年合計千三百五十円。之ヲ三ケ年ニ平均スレハ、一ケ年四百五十円トナルヘシ。此レヲ明治二十年ノ所得高トシ課税スルモノトス。若シ又タ所得ノ事柄ガ未タ三年ニ満タスシテ、其平均額ノ算例ナキモノハ、月額平均ヲ採ルモノトス。例ヘハ前述ノ如ク二十ヶ月ニ六百円ノ所得アリトスレハ、一ヶ月三十円、十二ヶ月即チ一ケ年ニ付キ三百六十円ノ月額平均ニテ所得高ヲ算出スルモノトス。尚ホ月額ノ平均モ得難キモハ、他ノ比準ヲ採リテ定ムルトナリ。細則第二条ヲ参観スヘシ(二七八頁)。

○本項ノ平均ヲ採ルハ、金錢ヲ以テ收入スルモノナレハ其利潤收入ノ平均又タ物品ヲ以テ收入スルモノハ、即チ其員數、貫量等モ本項ノ平均算出法ニ依ルモノナレトモ物品ニテ收入スル所得ハ、相当價格ヲ以テ代金ヲ算出スルモノナリ。然レトモ我邦ニハ未タ商法律等ノ定メモナケレハ、各人ノ帳簿ハ恰ント、有テナキカ如ク粗漏紛雜凡ソ一定ノ式アラサレハ、其平均額等実ニ得テ知リ難カルヘク、豪商等ニアツテハ、或ハ自ラ大体ノ見積モ付キ難ク又タ年々所得額ニ非常ノ相違ノモノモアルヘク、從テ調査上困難免レサルヘシ。

○又タ本項ノ所得額算出法ハ、第二項ノ所得ノミニ付テ規定シタル者ニシテ、第一項ハ如何シテ予算ヲ立テ届出ルカ法又ニ定メナケレトモ其第一項ノ所得ハ確定シタルモノカ又ハ前平均ヲ要セサルモノナリ。例ヘハ公債、俸給、年金、手當金、恩給金ノ如キハ、既ニ確定シ、又タ株式ノ利益配當金モ前季配當金ノ例ニ依ルヘク、貸金預金ノ多少ハ自己ノ心算ニアルコトニテ前平均ニ拠ラズ。其年ノ予算ヲ立ツルヲ得レハナリ。

細則第二条 税法第二条第三項ニ依リ所得ヲ算出スルハ其年所得ヲ生スヘキ現在ノ資産又ハ現在ノ業務ニ応シ前三年平均若クハ月額平均ノ歩合ニ依リ又ハ他ノ比準ニ依ルヘキモノトス

### 解説

●本条ハ税法第二条第三項ノ所得高算出法ヲ説明シタルモノニシテ、現在ノ資産又ハ現在ノ業務ニ応シ前三年其平均ヲ得難キモノハ、月額平均ノ歩合ニ依ルヘシトナリ。但現在云々トアルヲ以テ将来有セントスル見込アル資産又ハ将来經營セシトスル業務アルモ夫レハ将来ノコトニシテ、現在確定ノモノニアラサレハ所得高ニ算入スルニ及ハサルナリ。

○他ノ比準ニ依ルヘシトハ、其資産又ハ業務ノ昨今ニシテ未だ前年平均額ヲ得難ク又タナキ場合アリ。例ヘハ昨今始メタル営業開墾シタル田地、新造船船ノ如キハ未だ実地ノ經驗ナキヲ以テ月額平均ニテモ依ル能ハス。故ニ此ノ場合ハ營業ナレハ業体ノ種類、資本ノ多少等ニ依テ利益ノ見積ヲ立テ、田地ナレハ地味ニヨリ類地並ニ船舶ナレハ、何港往返月幾度通ヒ何屯積ニ付キ何程ト他船ノ割合ヲ計考シ、他ノ比準ニ依リ定ムルモノニシテ予メ一定ノ比準ハ定規シガタシ。

細則第三条 物品ニテ收入スル所得ハ其相当価格ヲ以テ代金ヲ算出スヘシ

### 解説

●本条ハ物品ニテ收入スル所得ハ、相当価格ヲ以テ代金ニ直シ金額ヲ以テ届出ツヘシトノコトナリ。而シテ相当価格トハ何レヲ標準トスルカ、甲人ト乙人ノ間ニ於テ相当価格ニ高下アルヘク又タ相場ノ高低ハ一高一低常ナク奥洲ノ米價ハ関西ノ米價ト大ニ均シカラス。而シ是レハ其府県々々ニテ定ムレハ別ニ不都合ナキモ、殊ニ茶、繭糸ノ如キハ大ニ変動アルモノナレハ相当価格上ニ付テハ苦情モ生スヘク最モ注意スヘキモノナラン。但シ物品ノ收入額即チ其員數、質量等ハ第二条ノ平均算出法ニ抛ルモノナレトモ相当価格ハ其年々現時ノ相場ニ依テ代金ヲ算出スルモノトス。

第三 非課税所得

第三条 左ニ掲クルモノハ所得税ヲ課セス

第一 軍人從軍中ニ係ル俸給

第二 官私ヨリ受クル旅費、傷痍疾病者ノ恩給金及孤兒寡婦ノ扶助料

第三 営利ノ事業ニ屬セサル一時ノ所得

解説

㊦ 左に記載したる諸種のものには所得税を賦課ぬなり。

陸海軍人の外国或は内国とも命を受けて戦地に出張し戦闘に従事する中の俸給

諸省庁或は私立の諸会社、銀行其他より旅行用のために受け取る費用、傷痍疾病者のために官私より受くる恩給金と孤兒、寡婦の受くる扶助料

営利事業とは、まうけることを云ふ。まうけに附ない一時の所得とは、ほんの一時の礼金、贈遺の類を云ふ。以上の三種よりは所得税を徴取てぬなり。

㊧ 本条は、所得税を免せらるゝ事柄を、三項に分つて掲げあり。

○第一項 軍人の從軍中に係る俸給は、課税せざるは、抑も軍人從軍中は、即ち國家の干城たるの職任を尽すの秋にして、死生の程も測るべからず。又家に在らざるのみならず。實際の費用も亦多端なれば、其俸給は、何程之を増すも猶足らざるを恐るゝ等の場合なるを以て、之に課税されざること知らる。

○第二項 傷痍とは手傷なり。官私より受くる旅費の如きは、若し之に課税すれば、旅行を果たす能はざるの結果を生ずるを以て課税されざるなり。傷痍疾病者の恩給金及び孤兒、寡婦の扶助料の如きは、元來救恤の趣旨に出たるものにて、其金

額は何程多くするも猶其少なきを感ずるものなるに、若し之れに課税すれば、救恤の趣旨を完ふする能はざるを以て、是等の額は、免除することゝせられたるものと見ゆ。

○第三項 營利の事業に属せざる一時の所得とありて、例は諸官員の勲褒褒賞金又は營利の念に出たるに非ざる地所家屋売買の周旋料の類とす。是等は其時々々々課税するときは、税額一定せざるの憂あるのみならず、第二条第三項に明定しある、三ヶ年の平均を得る如きことを為す能はざるを以て課税されざるなり。然れども是等の所得は、後年資産又は營利事業の一部となるべきものなるを以て、矢はり後日課税せらるゝものに変ずることゝ知るべし。

● 本条ハ一般ノ例外ニシテ、所得税ヲ課セサルモノ、種類ヲ規定シタルモノナリ。

○第一 軍人ノ從軍中に係ル俸給ニ免税スル所以ハ、軍人從軍中ハ何時身命ヲ瘞スヲ知ルヘカラス又タ身命ヲ以テ護國ノ衝ニ当リ居ルモノナレハ、納税ノ義務ヲ免シタレトモ其免税ノ特典ヲ受クルハ從軍中ニ限ルコトナレハ當時平和ノ時ハ元ヨリ納税セネハナラスナリ。

○第二 旅費ニ課税セサル所以ハ、旅費ハ之ヲ受クルモノニ於テ利益ノ性質ナキモノナリ。故ニ之ヲ受クルモ其旅行ニ付テ要スルノ実費ニシテ、決テ已レカ収入スル所得金ニアラス。若シ之ニ課税スルトセハ、他所ニ時々旅行出張シ、殊ニ外国旅行者等ハ莫大ノ税ヲ納メサルヘカラス。之レ其課税セサル所以ナリ。又タ傷痍疾病者ノ恩給金及ヒ孤兒寡婦ノ扶助料ニ免税スルノ理由ハ、此等ノ者ハ皆実ニ不幸ノ民ニシテ、惘然之ヲ扶助スヘキモノナルガ故ニ、既ニ恩給金及ヒ扶助料ヲ受ク。然ルニ其恩給金、扶助料ニ課税シテハ、恩給扶助ノ精神ニモ戾ルヲ以テ、凡テ免税スルトナリ。然レトモ此者等ニシテ、若シ恩給金、扶助料ノ外ニ三百円以上ノ所得アル財力者ナレハ、素ヨリ課税スルトモ但此場合ニ於テモ、尚ホ其恩給金、扶助料ヲ算入セサルハ勿論ナリトス。

○第三 營利ノ事業ニ属セサル一時ノ所得トハ、已レノ業務ヨリ生シタルモノニアラサル一時ノ所得ヲ云フモノニシテ、例ヘハ贈与又ハ代換リ相統等ニ依テ、所得スルモノヲ云フ。故ニ其所得モ、必ラス一時ノモノナラサルヘカラス。而シテ其課税セサル所以ハ、一時ノ所得ナレハ、何時得ルカ未必ニ属シ、到底見積等モ組立タス。且ツ所得ノ性質上ニ於テ課税スルハ、不当ナレハナリ。然ラハ已レノ土地或ハ公債証書、株券ノ如キ資産ヲ売却シタル其代価ハ、所得トシ課税セラルムヤト云フニ、之レ決テ所得ト云フヘカラス。其所得ヲ生出セシ資産即チ原素物ノ代価ナレハ、本項ノ所謂ル營利ノ事業ニ属セザ

ル一時ノ所得ニ付キ、凡テ免稅スルモノトス。反之シ土地、家屋、公債証書等ヲ買入レタルモノハ、其買入代價ヲ所得ト為  
 スヤト云フニ、之レハ流動資本（即チ貨幣）カ固定資本トナリタル迄ニテ、決テ所得ニアラス。故ニ課稅セサレトモ是ヨリ  
 家賃取獲物及ヒ利息ヲ得タルトキハ其所得ニ課稅スルハ勿論ナリ。然レトモ土地ノ賣買或ハ公債株券ノ賣買ヲ以テ營業トナ  
 スモノハ、其原価雜費ヲ控除シ、売上ケ得益金ニ課稅スヘキモノナリ。然ルニ夫ノ私立銀行ノ如キハ、或ハ容易ニ脫稅ノ途  
 アルカ如シ。何トナレハ私立銀行ノ如キハ、大抵一人若クハ少数人ヨリ成立チ、一ノ金貸社ニ過キサレハ、其利益ノ大部ヲ  
 積金トナセハ、其積金ハ銀行ノ資本トナリ一人ノ所得ニアラサルヲ以テ課稅ヲ免レ、如此シテ儲積シ置キ解行ノ時分配セハ  
 之レ亦タ一時ノ所得トシテ免稅ノ部ニ屬スルナラン。

○賭博ヲ為シテ數千円ノ勝利ヲ得タリ。其收入ニ付キ課稅スルヤト云フニ、博奕ハ刑法ニ於テ之ヲ禁シ、其処為ヲ罰スルモ  
 ノナレハ、犯罪ニ依テ得タル所得ニ付課稅セサルヘシ。然シ賭博ハ其性質ヨリ惡ナルニアラス（即チ道德上）。唯タ風俗經  
 濟ノ点ヨリ条例法ニ於テ禁シタルモノナレハ其勝利ニ依テ得タル收入ヲ沒收シ、或ハ返還セシムルコトナシ。故ニ其勝利金  
 ヲ使用シテ生スル所得ニハ課稅スヘシ。

#### 第四 所得の等級及び税率

第四条 所得稅ノ等級及税率左ノ如シ

等級	所得	税率
第一等	所得金高三万円以上	百分ノ三
第二等	所得金高一万円以上	百分ノ二半
第三等	所得金高一万円以上	百分ノ二
第四等	所得金高千円以上	百分ノ一半

第五等 所得金高三百円以上 百分ノ一  
但所得金高ハ円位未満ノ端数ヲ算セス

### 解説

⑤ 所得税法に依り、所得税を徴収する金高の等級を徴収する税の目安は、左の通りなり。

官民ともに年々所得する処の金高三万円以上は幾百万円の金高に至るとも、百分の三即ち百円に付三円宛の所得税を徴収せられ、又所得金高二万円以上三万円までは百分の二半、即ち百円に付二元五〇銭宛の割合又其金高一万円以上二万円までは百分の二、即ち百円に付二元宛の割合又千円以上一万円までは百分の一半、即ち百円に付一元五拾銭の割合又三百円以上千円までの者よりは百分の一、即ち百円に付一元の割合の如く次第に所得金高の減するに随ひ、其税額を通減せらるゝなり。但し、各自の所得金高を計算するとき一元に足らぬ端数は、所得金高の内に組入れず、何拾何円までにて計算を立てるなり。

④ 本条は、所得の金高に依りて、納税する定限及び納税の比準を定められたる緊要の簡条なり。其等級は、凡て五等に分ち、第一等三万円以上は百分の三、即ち百円に付三元、第二等二万円以上は百分の二半、即ち百円に付二元五〇銭、第三等一万円以上は百分の二、即ち百円に付二元、第四等千円以上は百分の一半、即ち百円に付一元五〇銭、第五等三百円以上は百分の一、即ち百円に付一元と、所得金高の減するに随ひ、百分の五づゝ税率をも減せられたり。

○但書円位未満の所得金は之を算せざることとす。例は、千五百五十八円五十銭の所得金高なれば、五十銭の端数は、之を除き、千五百五十八円の百分の一半、即ち二十三円三十七銭の所得税を納むべきなり。

○金高三万円以上の税率に止めありて、十万円以上又は二十万円以上の税率なきは、本邦社会所得の程度を斟酌して定められたる法の精神と知らる。

③ 本条ハ所得税ノ等級ト税率ノ割合ヲ規定シタルモノナリ。其等級ヲ五等ニ分チ、所得高ノ等級一級ヲ上ル毎ニ税率モ亦タ五ヲ乗シテ累進シタルモノニシテ第五等ナル最抵下ヲ三百円以上百分ノ一トシ、第一等ナル最高点ヲ三万円以上百分ノ三ノ税率ニ依テ課税スルモノナレハ、其所得ノ多キモノハ從テ税率ノ割合モ重ク高税ニ抛テ課税セラル、ナリ。或人ハ難シテ曰

ク、同一ノ税率ニ依テ課税スルモ既ニ所得ノ多キ者ハ從テ多額ノ税ヲ払フモノナレハ富者ナリトテ税率マテヲ累加スルハ不當ナリト云フ者アレトモ既ニ汎解ニ於テモ述ヘシ如ク、多額ノ所得者ト少額ノ所得者ト同一ノ比例税ニテハ富者ニ輕ク貧者ニ重キノ実アリ。例ヘハ千円ノ所得者ニ百分ノ一半ノ税率ニテ十五円ト、一万円ノ所得者ニ同一ノ税率ニテ百五十円トヲ比較セハ富者ノ百五十円ハ十五円ヨリ納メ易ク決テ負担平等難易ナント云フヲ得ス。之レ税率ヲ累加スル所以ナリトス。又本条三百円以上千円以上トアルヲ以テ九百九十九円迄ハ第五等、九千九百九十九円迄ハ第四等ノ税率ニ依テ課税スルモノナレハ他之ニ做フヘシ。

○但書ノ円位未滿ノ端數ヲ算セストハ、納税者ノ所得何円何拾錢厘トアルモ円以下ノ錢厘單位ハ切捨テ算入セストノ意ニテ、其所得高ニ就テ算出セル税金ハ元ヨリ錢厘位マテモ徴取スルモノニシテ決テ切捨ル訳ニアラス。

○今読者ノ參考ノ為メ歐洲諸國所得税ノ等級税率ノ割合等ヲ摘記スレハ、英國ノ所得税ハ規模甚大ナルモノニシテ課税目ヲ分チテ五類トス。即チ第一ハ地料家賃等ノ所得、第二ハ土地所有者ノ所得、第三ハ公債証書類ヨリ生スル所得、第四ハ各種營業ノ所得、第五ハ公私俸給是レナリ。第五類中最モ重要ナリモノハ第四類ニシテ、第一類之ニ亞ク。但一ケ年ノ所得額百五十磅(凡ソ七百五十円)未滿ノモノハ、總テ之ヲ免稅ス。

「プロイシ亭瀾生ハ「クラッセンストイエル」及ヒ「アインコンメンストイエル」ト稱スル二種ノ所得税アリ。甲ハ千「タール」(凡ソ百五十円)以下ノ所得ニ課スルモノニシテ、乙ハ真ノ所得税ニシテ所得額ヲ分チテ四十級トシ、其税率百分ノ二半ヨリ百分ノ三ニ到ルモノナリ。

澳地利ニ於テハ、之ヲ分チテ四類トシ其税率百分ノ一ヨリ百分ノ十二ニ到ルモノトス。

伊太到ニ於テハ土地ヨリ生シタル所得ヲ除キタル種々ノ所得ニ之ヲ課ス。其税法甚タ煩雜ナルモノニシテ、且ツ苛重ナリ。即チ四百「リラ」(凡ソ八十円)未滿ノ所得ハ、全ク免稅シ、勞力專一ノ所得ハ其所得額ノ八分ノ三ニ對シテノミ、税ヲ課シ、官ヨリ受クル俸給年金等ニハ其半額ニ對シテハ課税ヲ免スル等、種々ノ方法ヲ設ケ、之カ負担ノ輕減ヲ計ルト雖モ其税率ハ尚ホ甚大ニシテ百分ノ十三・二ナリ。而シテ所得ノ調査等未タ十分整頓セサルヲ以テ、政府ヨリ受クル俸給年金公債ノ如キ表面ニ現ハレ調査最モ易キモノ、外、其税額ニ比シテ他ハ実ニ微小ナルモノナリ。

北米國ハ千八百七十二年迄之ヲ施行セシモ以後斷然之ヲ廢止シタリ。

右ニ掲クル諸国ノ例ニ拠テ見ルトキハ諸国税率ノ最モ低キハ百分ノ十三・二ナリ。又タ最低金額ヲ凡ソ八十円以上トシ等ヲ四十級ニ分チタルモノアリ。此レヲ我邦ノ三百円以上百分ノ一、三万円以上百分ノ三ノ税率等級ニ比フレハ、我税法ノ規定中庸ヲ得タルモノト云ヘシ。

## 第五 納 期

第五條 所得税ハ前半分ヲ其年九月ニ後半分ヲ翌年三月ニ納ムヘシ

### 解 說

② 各人の納むべき所得税は其年の前半分即ち一月より六月までの分は其年の九月に又後半分即ち七月より十二月までの分翌年の三月に納むべきなり。

④ 本条は、所得税の上納期節を定められたり。而して前半分を其年九月に、後半分を翌年三月に納むることとせられたるは、所得金の入り方確實になりたる時に於て、徴収せらるゝの精神に出たることと知らる。然らざれば第二十三條の減損を生じたる場合に、之を申出るの余地なきのみならず、未だ所得あらざるに、早く已に税金を納めざるべからざるの不都合を醸すの恐れあればなり。本条は則ち緒言に掲けたる収税原則第二則第三則の応用なりと知るべし。

● 本条ハ納税ノ期限ヲ規定シタルモノナリ。

納税ハ成ルヘク人民ノ納メ易キヤウニ為スヘキモノナレハ、一時ニ納税セシメテハ納税者納メ難キノ弊ナキ能ハス。政府モ亦タ一時ニ支出ヲ要セサレハ半額ツ、兩度ニ納メシムルナリ。然ルニ三円ノ納税者ナル三百円ノ所得アル者前半分ニ一百円、後半分ニ二百円ノ所得アリト云フヲ以テ其現所得ニ比準シテ九月ニ一円、翌年三月ニ二円ト斯ノ如キ比例算當ニテ納税スルコトハ元ヨリ許サルナリ。但シ前半分トハ一月ヨリ六月迄、後半分トハ七月ヨリ十二月マテヲ云フ。

○細則第十五條ヲ參觀スヘシ(五七九頁)。

## 第六 所得金高の届出とその期限

第六條 此税法ニ依リ税金ヲ納ムヘキ所得アル者ハ其年所得ノ予算金高及種類ヲ記シ毎年四月三十日マテニ居住地ノ戸長ヲ經テ郡区長ニ届出ヘシ

### 解説

④ 官民とも此所得税法に依つて所得税金を納むべき所得ある者は、其年の中に得る処の予算金高と其所得を獲る種類を書面に記して毎年四月三十日まで、本籍寄留を問はず、現に住居する土地の戸長の手を経て郡区長に届け出つるなり。戸長役場なき土地は、直ちに郡区長に届け出ること勿論なり。

⑤ 本条は、所得届出方の規定なり。此税法に依り税金を納むべき所得ある者とは、即ち三百円以上の所得ある者を指す。其三百円以上の所得ある者は、其年分の所得の見積り金高と、其所得の農工商業とか、學術技芸の所得とか、官私の俸給手当金年金恩給金及び割賦賞与金とか、公債証券其他の証券貸金預金の利子とか、株式の利益配当金とかの種類を記し、毎年四月三十日迄に、居住地の戸長を経て郡区長に届出よとなり。其戸長なき地は、直に区長に届出るは勿論とす。届書の書式は、施行細則に於て明定しあり。

○本条の届出は、若し之を為さざるときは、第二十六条に依り、一円以上一円九十五銭以下の料料に処せらるべく、又第十四条に於て、たとひ届出なくとも、郡区長が三百円以上の所得金高ありと認むる場合には、郡区長にて直ちに所得金高の見積を立て、之を調査委員会に付すとあり。又其届出詐偽に係るときは、第二十四条に於て、所得金高を押し隠して税を逃れたる者は、其通税金高三倍の罰金に処すとあり。故に本条の届出に付ては、尤も注意せざるべからざるなり。抑も地代家賃、俸給、公債証券の如き年金、及び其他の確定せる所得は、間違なく之を知るを得べしと雖も、神宮僧侶代言人医師の如き職業及び農工商の諸營業の如きは、其職業者自ら自ら其所得を確知する能はざる者もあらん。況んや調査委員郡区長をや。故に是等不確適の向の届出に付ては、強て之を穿鑿するも益なければ、調査委員郡区長も、非常明白なる詐偽の外は、其届書

を信任するの外なきなり。

○本条毎年届出ることゝせられたるは、人々の所得は、多くは数年を通じて同一なるものなく、官吏に黜陟あり。事業に損益あるを以て、時々変替なき能はず。故に年々届出の制を設けられたるものと見ゆ。

●本条ハ納税者ニ自己ノ所得高届出テヲ命シタルモノナリ。夫レ所得ノ算出定則及ヒ税率等ハ前条ニ於テ定リタルトモ其根拠ナル各人ノ所得高力定マラサレハ課税ノ途ナキヲ以テ本条ニ依リ各人ノ所得ハ税吏ノ取調ヘニ依ラス各人銘々ニ届出ツヘシトナリ。故ニ一ケ年三百円以上ノ所得アル者ハ毎年其年ノ所得高予算ヲ取調ヘ及ヒ其所得ハ、何々資産營業等例ヘハ公債株券ノ利子或ハ俸給土地ノ収入等ノ如キ其所得ヲ生スル種類ヲ記シテ毎年四月三十日迄ニ戸長役場又タ戸長役場ナキ区ハ区役所ヘ届出ツルナリ。

○或ハ本条ノ此税法ニ依リ税金ヲ納ムヘキモノトハ、此税法ニ依テ課税セラル、性質ノ所得（即第三条以外ノ所得）アル者ハ、仮令ヒ三百円以下ノモノト雖モ一般ニ届出テサルヘカラス。然ラサレハ己レノ所得ノ多少ヲ自ラ裁判スルモノニシテ大ニ不都合ナレハナリト云フ者アレトモ之レ決テ然ラス。其届出ヲナスハ必ラス三百円以上ノ所得者ニ限ルモノトス。其理由ハ法ノ精神ト各条ニ照シテ明白ナリ。

○然ルニ届出ヘキ時ハ、事実未ダ三百円以上ノ所得ナカリシヲ以テ届出テサリシモ物価ノ変動騰貴等ニ依リ一時ニ大利ヲ得、為メニ年々三百円以上ノ所得者トナリタルトキハ、翌年度ニ於テ追徴セラル、ヤト云フニ法文ノ規定ナキヲ以テ納税者ノ利益ニ解シ追徴セラル、コトナカルヘシ。

○細則第一条（五三一頁）及ヒ第四条、第五条（五四九頁）、第六条（五五〇頁）ヲ参観スヘシ。

細則第四条 税法第六條ノ届書ハ第一号書式ニ依ルヘシ

解説

●税法第六條ノ届書トハ、納税者ヨリ其所得高届ケ出テヲ云フ。第一号書式左ノ如シ。但シ税法第二條第一項列記ノ所得ハ、始メニ各別項ニ分テ順次ニ記シ、次ニ第二項ノ所得ヲ記スヘク第一項ト第二項ノ所得ト混同シテ書スヘカラサルモノト

ス。又タ第二項ノ所得ハ、製造品ナレハ原質物代金、商品ナレハ原価ヲモ合算ノ上ヘ記シ外書ノ処ニテ控除シ終リノ〔所得高計金〕ト云フ。坐ニテ純粹ノ所得ヲ算出スベシ。

(書式第一号)

所得金高届

(税法第二条第一項ノ所得金ハ公債証券書株券貸金俵  
給其他共税法掲記ニ從ヒ各別項ニ記スルヲ要ス)

一金何円

何々ノ利息又ハ利益配当金又ハ何々

一金何円

貸金ノ利息

(税法第二条第二項ノ所得金營業並ニ資産ノ種類ヲ別チテ之ヲ記スルヲ要ス但各種混同シテ所得ヲ分別シ難  
キモノハ之ヲ合記スヘシ其支店分店及ヒ居住地外ニ属スルモノハ毎箇ノ所ヲ別項ニ記シ其所得アル町村ヲ  
モ併記スヘシ若シ其所得混同スルモノハ之ヲ合記スヘシ又タ控除スヘキ金額ハ外書トシテ各本項ニ掲ケタ  
ル種類ニ属スル費用ニ係ルモノ、ミラ記スヘシ)

一金何円

何々ノ所得

外

金何円

何租、何税、区町村費、備荒儲蓄金

金何円

製造品原質物代金、商品原価

金何円

借地借家料、何々借入料、何々修繕料

金何円

種代、肥代、何々買入代金

金何円

雇人給料、何々手当金、何々費

金何円

何々ニ係ル負債ノ利息

小以金

所得高計金

右之通ニ候也

年 月 日

何府何郡何町居住(又ハ寄留)

何 之 誰

(若シ管理人ナルトキハ)

何府何郡何町何誰納稅管理人

何町村 何 之 誰

郡 長 宛  
区

細則第五條 左ニ掲クル者ハ一定ノ地ニ其納稅管理人ヲ定メ戸長ヲ經テ郡區長ニ届出此稅法施行ニ関スル諸般ノ事ヲ

弁セシムヘシ

- 一 此稅法ヲ施行セサル地ニ居住シ本法施行ノ地ニ於テ生スル所得金一箇年三百円以上ヲ收入スル者
- 一 内外國ニ旅行シ又ハ外國若クハ此稅法ヲ施行セサル地ニ寄留スル納稅者

解 說

◎ 本條ハ、納稅管理人ヲ置クヘキ場合ヲ規定シタルモノニシテ納稅管理人トハ、此稅法ニ関スル諸般ノ事ヲ弁セシムル代人ニシテ其納稅管理人ヲ置クヘキ場合ハ左ニアリトス。一 此稅法ヲ施行セサル地トハ、北海道、沖繩県、東京府所轄小笠原島、伊豆七島ニシテ此地ニ居住シテ他ノ各府県ニ於テ所得金三百円以上アル者。二 内國中又ハ外國ニ旅行シ若クハ外國ニ又ハ此稅法ヲ施行セサル地ニ寄留スルモノハ、其所得ヲ生スル一定ノ地ニ納稅管理人ヲ置クヘキモノトス。但シ稅法施行スル地ヨリ施行スル地ニ寄留シタルトキハ、自己ガ寄留地ノ郡區役所ニ納ムベシ。

○若シ右ノ場合ニ於テ教郡区ニ所得アルトキハ、各々教郡区内ニ管理人ヲ定ムヘキカト云フニ何レノ地ニテモ一人定ムレハ更ニ他ニ定ムルニ及ハサルナリ。

但シ届出ノ文面ハ、一拙者僣何々々(寄留致(若クハ旅行)シ候ニ付、何町村住何誰ヲ以テ納税管理人ト定メ、所得税ニ関スル一切ノ事項ヲ取扱ハシメ候間此段連印ヲ以テ御届仕候也トノ文意ニテ宜シカルヘシ。  
幼者白痴瘋癲者ノ如キハ、自ラ行フ能ハサルモノナレハ後見人管財人ヨリ届出ツヘキモノナリ。

細則第六条 一人ニシテ数箇所ニ於テ所得ヲ收入スル者ハ其居住地ノ郡区長ニ届出ヲ為スト同時ニ第二号書式ニ依リ其所得ヲ收入スル各地ノ郡区長ニ届出ヘシ

解説

◎ 本条ハ一人ニシテ数ヶ所即チ他ノ郡区ニ所得アル者、例ヘハ東京ニ住シテ神奈川県下ニ又タ東京府下ノ京橋区ニ住シテ日本橋区ニ所得金アルモノハ、其住居地ノ郡区長ニ合算ノ上届ケ出ヲ為スト同時ニ他郡区ヨリ生シタル所得ハ其他郡区長ニ届出ツヘキモノトス。故ニ住居地ノ郡区長ニ届ケ出ツルハ、必ラス三百円以上ナレトモ各地ノ郡区長ニ届出ツルハ其郡区内ヨリ生シタルモノ、ミナレハ数円ノモノモ届ケ出ツルナリ。但シ一人ニシテアレトモ同居ノ家族ノ所得ハ皆本条ノ規定ニ從フモノナリ。

(書式第二号)

所得税納入地届

(所得及控除金ノ区分方ハ総テ第一号書式ニ準拠スヘシ)

一金何円 何々ノ所得

一金何円 何々ノ所得

外

金何円 何々

金何円 何々

小以金

所得高計金何円

右ハ御所轄郡区内ノ所得金ニ有之候処税金ハ何府何郡何町ニ於テ合算ノ上相納候ニ付此段及御届候也

年 月 日

何府何郡何町居住(又ハ寄留)

何ノ誰

(若シ管理人ナルトキハ)

何府何郡何町何誰納稅管理人

何町何ノ誰

郡 長 宛

細則第七條 郡区長第六條ノ届出ヲ受クルトキハ之ヲ其納稅地ノ郡区長ニ送附スベシ但其届出高ニ對シ意見アルトキ

ハ別ニ其意見ヲ附スヘシ

解 說

◎ 本条ハ第六條ノ届ケ出ヲ郡区長受取りタルトキハ、之ヲ納稅地ノ郡区長ニ送回スヘシトナリ。是レ所得ヲ收入スル地ノ郡区長ノ檢閲ヲ經ルモノニシテ必竟脱漏隱蔽ノ弊ナカラシムル為メナリ。但シ郡区長ハ其届ケ出高ニ意見アレハ別紙ニ意見ヲ

書スヘシトナリ。

細則第八条 納税者他ノ郡区役所轄内ニ転居セントスルトキ及ヒ転居シタルトキハ各其地ノ戸長ヲ經テ郡区長ニ届出ヘシ

解説

● 本条ハ納税者ノ他郡区内ニ転居スルトキノ場合ニシテ、此時ハ各其地ノ戸長即チ双方ノ戸長ヲ經テ転居先キト從來ノ地ノ郡区長ニ届ケ出ツヘシトナリ。但シ転居トハ、本籍ヲ移スト寄留スルノニ様アレトモ両ツナカラ届ケ出ネハナラヌナリ。

細則第九条 郡区長第八条ノ他ニ転居セントスル者ノ届出ヲ受ケタルトキハ直チニ転居者ノ所得税ニ係ル一切ノ事項ヲ其転居先ノ郡区長ニ通報スヘシ

解説

● 本条ハ郡区長ハ第八条ノ転居者ノ届ケ出アリタルトキハ、転居先キノ郡区長ヘ転居者ノ所得税ニ係ル惣テノ事項ヲ通報シテ転居先キニ於テ納税ナサシムル様ニスヘシトナリ。

細則第十一条 郡区長ハ調査委員選挙ノ為メ税法第六条ノ届出ニ依リ毎年五月納税者ノ住所姓名ヲ其管内ニ公告スヘシ

解説

● 本条ハ調査委員ヲ選挙スル為メニ、納税者ノ住所姓名ヲ其管内ニ公告スヘシトナリ。之レニ依テ何人ハ納税者ナルコトヲ知リテ選挙スルヲ得ベシ。

## 第七 所得税調査委員及び調査委員会

第七條 各郡区役所管轄内ニ七名以下ノ所得税調査委員ヲ置キ毎年調査委員会ヲ開キ所得税ニ関スル調査ヲ為サシム

調査委員定数ノ外五名以下ノ補欠員ヲ置キ欠員ノ補充ニ備フヘシ

調査委員及補欠員ニ選ハレタル者ハ正当ノ事由ナクシテ之ヲ辞スルコトヲ得ス

### 解説

㊦ 各府県下各郡区役所の管轄内毎とに、七人以下の所得税調査委員と云へるものを置き、毎年調査委員会を開き所得税に關係する調査を為さしむるなり。七人以下の調査委員の外五人以下の補欠員と云へるものを選び置き、調査委員の欠けたる時の補充に備へ置くなり。調査委員と補欠員に選ばれたるものは、正当に已むを得ざる事由なくして、其委員に選挙され委員と為ることを断ることは出来ぬなり。

㊧ 既に所得税を徴収することゝすれば、之が主務担当者なかるべからず。乃ち本条以下第十二条までに於て、調査委員の性質を規定しある所以なり。

○第一項、所得税の調査区は、各郡区役所の管轄内を一区域とし、其一区域内に調査委員になるもの七名以下を置き、年々調査委員会を開きて、所得税に関する調査を為さしむるとなり。調査委員は、英語「コムミッシヨナー」と云ひ、其職務とする所は、各人の届出たる所得金高の当不当を審議して、権衡當を得せしめ、及び之れに関する必要な事件を取調べ、各人の納税高を定むるに在り。

○第五条並に第六条によれば、此委員会は、毎年四月以後に開き、九月以前に閉つるものと知らる。

○第二項、調査委員に、病氣死亡其他不得已事故ある場合に、其欠を補充するもの無かるべからず。故に七名以下の正員の外、別に予しめ五名以下の補欠員を置き、欠員ありたるときの補充に備ふることゝす。

○第一項に正員七名以下とあり。第二項に補欠員五名以下とあるは、地方により所得納税者の意外に少なきこと等あるべし。故に七名以下適宜に員数を定むるを得ることとす。意いふに一郡区に何様い少なきも、三名位は置かざるべからざるならん。而して補欠員も亦正員の數に準ずべしとす。

○第三項、町村選挙人の投票多數にて、調査委員又は其補欠員に挙げられたる者は、正当なる疾病其他の事故なくして、其任を拒むを得ざる者とす。是れ屢々選み換かふる為めに生ずる無益の手續と費用とを省くが為めのみならず、適任の人を得難き患を防ぐためなり。

●本条へ、調査委員及ヒ補欠員ノ定員職務等ニ付キ規定シタルモノナリ。

夫レ、各人ノ所得高ハ納税者銘々ノ届出ニ依ルモノナレトモ其届出ニ委シテ、若シ当否精粗ヲ調査セサレハ弊害アリ。又タ其所得高ヲ隱蔽シテ、不実ノ届出ヲ為スカ如キハ、随分行ハレ易キヲ以テ、此ノ弊ヲ防カサレハ、政府ノ目的モ達スル能ハス。奸詐者ハ脱税ヲ得、正直者独リ課税セラル、ノ不公平アルヲ以テ、調査委員ナル者ヲ置キ精細調査セシムル所以ナリトス。

○調査委員ハ、一郡区内ニ各七名以下ノ定員ヲ公選シ置キ、毎年其委員ヲ招集シテ會議ヲ開キ、所得税ニ関スル事柄ヲ總テ調査評議セシムルモノトス。然シテ調査委員疾病死亡又ハ公用等ニ依リ、或ハ犯罪ノ為メ資格ヲ失ヒ、其職務ヲ尽ス能ハサル場合モ生スヘケレハ、其補欠ニ充ツル為メ、予メ補欠員五名以下ヲ選挙シ置キ、調査委員ノ欠員アリタルトキハ直ニ就任補充スルモノニシテ、其五人ノ補欠員ヨリ誰レカ第一ニ調査委員ニナルカト云フニ、夫レハ高点者ヲ郡区長ニ於テ順次補任スルナラン。

○但シ委員ニ選挙サレタル者ト唯タ己レノ勝手ニテ辞スルコトヲ得サルモノトス。之レ屢々選ヒ更フルノ無益ナル費用ト、手數ヲ省キ、且ツ委員ハ一方ヨリ見レハ選挙セラル、ヲ得ル權利ノ如クナレトモ亦タ一方ヨリ云ヘハ、社会公ニ対スル人民ノ義務ニ付キ、自儘勝手ニ辞スルコトヲ許サ、ルモノナレトモ正当ノ事由、即チ疾病或ハ他ニ公私ノ繁劇ナル事務アル者等ハ、正当ノ事由ニ付キ此ノ事由ヲ申立テ辞スル事ヲ得ヘシ。但シ許否スルノ權ハ郡区長ニアリ。細則第十三条ニ曰ク、調査委員ヲ辞スルコトヲ得ル者ハ、郡区長ニ於テ己ムヲ得スト思料スル事故アルモノニ限ル、トナリ。

細則第十三条 調査委員ヲ辞スルコトヲ得ル者ハ郡区長ニ於テ已ムヲ得スト思料スル事故アルモノニ限ル

解説

◎ 本条ハ、税法第七条ヲ解釈シタルモノニシテ第七条第二項ニ曰ク、正当ノ事由アルモノニアラサレハ辞スルコトヲ得スト定メアルヲ以テ其正当ノ事由ト認ムルモノハ、郡区長ニ於テ已ムヲ得スト思料スルモノニ限ルトナリ。故ニ仮令ヒ辞スルモ郡区長ニ於テ已ムヲ得サル事故ト認メサレハ辞スルヲ得サルナリ。

第八 調査委員の選挙

第八条 調査委員ハ其郡区内ノ選挙ヲ以テ之ヲ定ム

解説

◎ 所得税のことを取調る調査委員は其の郡区内の者の選挙を以て委員を定むるなり。

◎ 調査委員は、其郡区内の民選に取ることとす。故に民吏なり。第十二条によれば、調査委員に関する費用は、国庫より支給せらるるものなれば、或は官選さるべきが如しと雖も、第十二条は、俸給に非ずして、単に手当に止り、特に調査委員の性質上民選に非ざれば、其任を完ふするを得ざるを以て、斯く民選にせられたるものと見ゆ。

◎ 本条ハ、調査委員選挙ノ区域ヲ規定シタルモノナリ。其調査委員ヲ選挙スルニハ、例ヘハ甲郡区ノ委員ハ、同シク甲郡区内ニ現住スル納税者ヨリ選定スルモノニシテ、委員モ選挙人モ同シク其郡区内ノ者ニテ郡区内ノ選挙ヲ以テ定ムレハ、他郡区内ヨリセラレ又タ選挙スルヲ得サルモノナリ。

◎ 調査委員ハ、本条ニ於テ選挙区モ定リタレトモ補欠員ハ如何ト云フニ法文ナケレトモ元ヨリ調査委員ト同シク其郡区内ノ選挙ヲ以テ定ムヘキモノナリ。

細則第十二条 調査委員会及ヒ調査委員選挙ニ関スル細則ハ府県知事之ヲ定ム

解説

◎ 本条ハ、調査委員会ノ調査ニ付テノ事務開会ノ手続等及ヒ調査委員選挙ノ手続等ノ細則ハ各府県知事カ規定スルトナリ。所得稅調査委員選挙及委員会細則について、東京府及び千葉縣の場合を例にとれば、次の如し（編者）。

所得稅調査委員選挙及委員会細則

（明治二〇年六月一日）  
（東京府令第二七号）

第一章 選挙

第一条 調査委員及其補欠員ノ員数ヲ定ムル左ノ如シ

麴町区	調査委員五人	補欠員三人
神田区	調査委員七人	補欠員五人
日本橋区	調査委員七人	補欠員五人
京橋区	調査委員七人	補欠員五人
芝区	調査委員五人	補欠員三人
麻布区	調査委員五人	補欠員三人
赤坂区	調査委員五人	補欠員三人
四谷区	調査委員五人	補欠員三人
牛込区	調査委員五人	補欠員三人
小石川区	調査委員五人	補欠員三人
本郷区	調査委員五人	補欠員三人
浅草区	調査委員七人	補欠員五人

下 谷 区 調査委員五人 補欠員三人  
本 所 区 調査委員五人 補欠員三人  
深 川 区 調査委員五人 補欠員三人  
荏 原 郡 調査委員三人 補欠員二人  
東多摩・南豊島郡 調査委員三人 補欠員二人  
北 豊 島 郡 調査委員三人 補欠員二人  
南 足 立 郡 調査委員三人 補欠員二人  
南 葛 飾 郡 調査委員三人 補欠員二人

第二条 選挙ヲ分テ町村選挙人選挙、調査委員及補欠員選挙ノ二トス

第三条 町村選挙人ハ其年五月二十日以内ニ調査委員及補欠員ハ五月三十一日以内ニ之ヲ選挙スヘシ、但臨時選挙ハ此限ニ在ラス

第四条 町村選挙人ヲ選挙セントスルトキハ郡区長ニ於テ町村選挙ノ区域町村選挙人ノ員数及其資格ヲ有スル者ノ住所姓名ト選挙ノ投票ヲ為スヘキ日ヲ予定シ少クモ五日前ニ之ヲ郡区内ニ公告シ同時ニ第一号書式ニ倣ヒ互選投票用紙ヲ附与スヘシ  
調査委員及補欠員ヲ選挙セントスルトキハ郡区長ニ於テ其資格ヲ有スル者ノ住所姓名ト選挙ノ投票ヲ為スヘキ日ヲ予定シ少クモ五日前ニ之ヲ郡区内ニ公告シ同時ニ第二号書式ニ倣ヒ投票用紙ヲ町村選挙人ニ附与スヘシ

第五条 前条郡区長ヨリ附与シタル各投票用紙ニハ自己及其被選人ノ住所姓名ヲ記シ予定ノ日之ヲ郡区長ニ出スヘシ其投票多数ヲ得タル者ヲ当選人トシ同数ナレハ所得届額ノ多キ者ヲ取り、所得モ亦同額ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム但調査委員及補欠員ヲ定ムルハ先ツ調査委員ヲ取り次ニ補欠員ニ及フヘシ

第六条 各選挙ノ投票ハ予定ノ日郡区役所ニ於テ投票者二名以上ノ立会ヲ要シ郡区長之ヲ披クヘシ

第七条 投票開披ノ後郡区長ハ各人名簿ニ就キ投票ノ当否ヲ査シ若シ法ニ於テ不適當ノモノアルトキハ投票ノ多数ヲ得タル者ヨリ順序之ヲ取ル

第八条 当選人ノ当否ヲ査定シタル後郡区長ハ其当選人ヲ郡区役所ニ呼出シ当選状ヲ渡シ当選人ハ請書ヲ出スヘシ但当選人正

当ノ事由アリテ其選ヲ辞シタルトキハ投票ノ多数ヲ得タル者ヨリ順次之ニ充ツ  
調査委員欠員ヲ生シ補欠員ヲ以テ之ニ充ツルトキモ前項ニ同シ

第九条 当選人各請書ヲ出シタル後郡区長ハ其住所姓名ヲ郡区内ニ公告シ同時ニ当庁ニ報告スヘシ補欠員ヲ以テ調査委員ノ欠員ニ充テタルトキモ前項ニ同シ

## 第二章 委員会

第十条 調査委員会ハ毎年六月之ヲ開ク其期日ハ郡区長ヨリ之ヲ命ス会期ハ三十日以内トス

第十一条 調査委員会ノ開会期日及開会中ノ集散時限ハ郡区長ニ於テ之ヲ定メ当庁ニ報告スヘシ

第十二条 調査委員会會議ハ郡区役所内ニ之ヲ開クヘシ若シ事故アリテ他ニ開設セントスルトキハ当庁ノ指揮ヲ請フヘシ

第十三条 開会中ハ所得税調査ニ関スル者ノ外入場スルヲ得ス

第十四条 所得高ノ当否ハ納税者一人毎ニ議決シ調査委員会議定ノ印章ヲ押捺スヘシ

第十五条 前条議定ノ書類ハ第三号書式ニ倣ヒ調査委員会決議ノ旨ヲ記シタル書面ヲ添ヘ便宜之ヲ纏綴スヘシ

第十六条 調査委員会ニ於テ調査上納税者ノ所在ニ就テ尋問ヲ要スルトキハ会長ニ於テ出張ノ委員ヲ指命スルコトヲ得

第十七条 調査委員会ノ書記ハ郡区吏員ヲ以テ之ニ充ツ書記ハ会長ノ指揮ニ従ヒ委員会ノ庶務ヲ掌ル

第十八条 調査委員疾病其他ノ事故ニ因リ欠席スルトキハ郡区長ニ届出ツヘシ欠席三日以上ニ及フ者ハ郡区長ヨリ当庁ニ報告

スヘシ

## 附 則

本年ニ限り第三条町村選挙人ハ九月十日以内ニ調査委員及補欠員ハ同二十日以内ニ之ヲ選挙シ第十条ノ調査委員会ハ十月之ヲ開ク

第一号書式 半紙半切

<p>封</p>	<p>郡区长姓名宛</p>	<p>何郡 何部町村選舉人</p>
	<p>第何部町村選舉人選舉之投票</p>	<p>住所 姓名</p>
<p>住所 姓名</p>		<p>明治何年何月何日</p>
		<p>何郡 何部町村 何番地</p>
		<p>選舉人姓名印</p>

第二号書式 美濃半切

<p style="text-align: center;">封</p> <p style="text-align: center;">住所 姓 名</p>	<p>郡区长姓名宛 所得稅調查委員及 補欠員選舉之投票</p>	<p>何郡 何區 所得稅調查委員及補欠員 住所 姓 名</p> <p>何郡 何區 何町 何村 何番地 町村選舉人姓名印</p> <p>明治何年何月何日</p>

第三号書式 用紙美濃野

所得高決議書

一金何万何千円

右ハ明治何年分何某外何人ノ所得高調査ヲ遂ケ別冊ノ通議定ス

別冊何人分ノ所得高

何郡  
区所得税調査委員会

會長	何郡區長	姓	名	印
委	員	姓	名	印
同		姓	名	印
同		姓	名	印
同		姓	名	印

〔法規分類大全〕第三十八卷租税門〔8〕四一九頁

千葉県令第百十六号 明治二十年七月七日

所得税調査委員選挙手続及調査委員会細則左ノ通相定ム

但本年ニ限り選挙手続第三条町村選挙人ハ八月ニ調査委員及補欠員ハ十二月ニ選挙シ、委員会細則第一条開会ハ十一月ニ之ヲ開クヘシ

所得税調査委員選挙手続

第一条 調査委員及其補欠員ノ員数ヲ定ムル左ノ如シ

調査委員	一郡役所管轄内	五名	補欠員	一郡役所管轄内	五名
------	---------	----	-----	---------	----

第二条 郡長ハ町村選挙人ノ員数及ヒ其選挙区域ヲ予メ郡内ニ公告スヘシ

第三条 町村選挙人ノ選挙ハ五月、調査委員及ヒ補欠員ノ選挙ハ六月トス

第四条 調査委員半数改選ノ場合ニ於テハ第一回ハ二名、第二回ハ三名トシ、補欠員ハ全部改選スルモノトス但第三回以下此

例ニ抛ル

第五条 郡長ハ町村選挙人調査委員及ヒ補欠員ヲ選挙セシメントスルトキハ其資格ヲ有スル者ノ住所姓名ト選挙投票ヲ為スヘ

キ日時ヲ予定シ、少クトモ十五日前ニ之ヲ郡内ニ公告スヘシ

第六条 郡長ハ選挙会ノ用ニ供スル為メ予メ選挙人被選挙人名簿ヲ郡役所ニ備置クヘシ

第七条 納税者又ハ町村選挙人ハ、前条ノ公告ニ依リ別記投票書式ニヨリ自己及ヒ選挙スヘキ者ノ住所姓名ヲ記シ、捺印ノ上

予定ノ日時之ヲ郡役所ニ出スヘシ但投票ハ代人ニ託シ差出スモ妨ケナシ

第八条 各選挙ノ投票ハ予定ノ日時ニ於テ郡長之レヲ披キ其投票ノ多数ヲ得タルモノヲ以テ当選人トシ、同数ナレハ所得届額

ノ多キ者ヲ取り所得同額ナレハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム、若シ法ニ於テ不適當ノ者アレハ順次投票ノ多数ヲ得タルモノヲ取ル

第九条 調査委員及補欠員ヲ定ムルハ先ツ調査委員ヲ取り次ニ補欠員ニ及ホスモノトス

第十条 郡長ハ当選人ニ当選状ヲ渡シ請書ヲ徴スヘシ但補欠員及ヒ町村選挙人ニハ其当選シタルコトヲ通達シ請書ヲ徴スヘシ

第十一条 郡長ハ各当選人ヲ郡内ニ公告スルト同時当庁ニ報告スヘシ

第十二条 調査委員中所得税法第九条但書ノ場合ニ遭遇スルカ又ハ他府県へ転居スル等其他総テ欠員アルトキハ、補欠員中投

票多数ノ者ヲ以テ順次之ヲ補充ス其手続ハ第十条第十一條ニ同シ

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">             封印           </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">住所 姓名</p>	<p>郡長姓名宛</p> <p>何村(外何ヶ町村)選舉人選舉之投票</p> <p>(所得稅調查委員及補缺員選舉之投票)</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">選舉人</th> <th colspan="4">被選舉人</th> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">           明治何年何月何日             何郡何町何番地            姓名            名印         </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">、</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">、</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">、</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">、</td> </tr> </table>	選舉人	被選舉人				明治何年何月何日  何郡何町何番地 姓名 名印	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、	、
選舉人	被選舉人																									
明治何年何月何日  何郡何町何番地 姓名 名印	、	、	、	、																						
	、	、	、	、																						
、	、	、	、	、																						
、	、	、	、	、																						

何村(外何ヶ町村)選舉人  
(何郡所得稅調查委員及補缺員)

調査委員会細則

第一条 調査委員会ハ毎年七月郡役所内ニ之ヲ開ク、其開閉ハ郡長ヨリ之ヲ命ス、会期ハ二十日以内トス

第二条 調査委員会ハ午前九時ニ始リ午後三時ニ終ル、時宜ニ依リ会長之ヲ伸縮スルコトアルヘシ

第三条 調査委員ノ席次ハ圖ヲ以テ之ヲ定ム

第四条 調査委員会ハ都テ書記ヲシテ会議ノ要領ヲ筆記シ、会長委員之ニ捺印スヘシ

第五条 調査委員会ノ書記ハ郡吏員ヲ以テ之ニ充ツ、書記ハ会長ノ指揮ニ従ヒ筆記其他ノ庶務ヲ掌ル

第六条 前条議定ノ書類ハ便宜纏綴シ、別記書式ニヨリ会長及ヒ委員連署スヘシ

第七条 調査委員事故アリ会議ニ欠席スルトキハ会長ニ届出ヘシ

第八条 開会中ハ所得税調査ニ関スルモノ、外入場スルヲ許サス

第九条 調査会ニ関スル一切ノ書類ハ郡役所中ニ保存スヘシ

所得高決議書

一金何円

一金何円

何 何  
之 之  
誰 誰

(以下所得金高人名ヲ列記ス)

合計金何円

右ハ明治何年分所得高ヲ調査ノ上議定ス

何郡所得税調査委員会

年 月 日

會長何郡長 姓 名 印  
委員 姓 名 印

(以下委員ノ連署ヲ要ス)

## 第九 調査委員の選挙人、被選人の資格

第九条 調査委員ノ選挙人被選人ハ二十五歳以上ノ男子ニシテ其郡区内ニ現任シ所得税ヲ納ムル者ニ限ル但府県会規則第十三条第一款第二款第三款第四款ニ触ル、者ハ被選人タルコトヲ得ス同条第一款第二款第三款ニ触ル、者ハ選挙人タルコトヲ得ス

### 解説

④ 所得税に關することの取調を為す調査委員の選挙と被選人は年齢二十五歳以上の男子にして其郡区内に本籍・寄留を問はず、現在住居して所得税を上納するものを限り、選挙人被選人となすなり。然し明治十三年布告第十五号の府県会規則第十三条第一款 癡癩白痴の者、第二款 旧法に依り一年以上懲役及び国事犯禁獄の刑に処せられ満期後五年を経ざる者、新法に依り公権を剝奪及び停止せられたる者又は一年以上軽重禁錮の刑に処せられ主刑満期五年を経ざる者、第三款 身分限の処分を受け負債の弁償を終へざる者、第四款 官吏及び陸海諸卒現役の者以上の諸款に触るゝ者は被選人たる事が出来ず又同十三条の第一款第二款第三款に当たる者は調査委員の選挙たる事が出来ざるなり。

⑤ 本条に於て、調査委員の選挙人被選人の分限を定められたり。而して其選挙人被選人となるを得る者は、俱に二十五歳以上の男子にして、現に其郡区内に住居を占め、所得税を納むる者に限ることなり。年齢二十五歳以上ならざれば、智識経験なきを以て、丁年より一層高き年齢を取られ、現住するに非ざれば、其郡区内の信用に乏しく、住人の事情に疎く、判断を為すの識力に乏し。所得税を納むる者に非ざれば、身分なきを以て、斯任を受けて軽挙なきを必ずべからず。故に斯く年齢住居資産の制限を立られたり。

○但書、府県会規則第十三条は左の如し。

第十三条 府県会の議員たることを得べき者は、満二十五歳以上の男子にして、其府県内に本籍を定め、満三年以上住居

し、其府県内に於て、地租十円以上を納むる者に限る。但左の各款に触るゝ者は、議員たることを得ず。

第一款 風癩白痴の者

第二款 旧法に依り、一年以上懲役及国事犯禁獄の刑に処せられ、満期後五年を経ざる者

新法に依り、公権を剝奪及停止せられたる者、又は一年以上軽重禁錮の刑に処せられ、主刑満期後五年を経ざる者。

第三款 身代限の処分を受け、負債の弁償を終へざる者。

第四款 官吏及陸海軍諸卒現役の者。

第五款 府県会に於て退職者とせられたる後、四年を経ざる者。

右掲せる府県会規則第十三条中、第二款及第四款は、明治十五年二月十四日第十号布告にて改正になりたる文面にて、其第十号布告の第四款には、官吏教導職云々とあるも、教導職は、十七年八月第十九号大政官布達にて廃せられたるを以て、自然消滅せりとす。又第十三条の本文及び第五款は、本法に不必要なるも全文を掲けたるなり。而して選挙人と被選人とは、其職分に異なりあれば、其資格も亦随て異ならざるを得ず。即ち被選任は第一款、第二款、第三款、第四款に触れざる者たるべく、選挙人は、第一款、第二款、第三款に触れざる者たるへし。故に第四款官吏及び陸海軍諸卒現役の向も、選挙人たるを得るなり。

○今や右府県会規則四款を解せん、第一款は、風癩白痴とて、氣違又は事理を弁せざる精神病者を指す。第二款第一項、旧法とは、新律綱領、改定律例を云ひ、其旧法にて一年以上の刑期間、常事犯の懲役、及び国事犯禁獄の刑に処せられ、刑期の終りたるより、五年間立たざる者。第二款第二項、新法即ち新刑法により、刑法総則の刑例第三十一条以下に記載ある如き、重軽罪の附加刑たる公権剝奪若くは停止の者、又は一年以上の刑期間、輕禁錮重禁錮の刑に処せられ、主刑の刑期終りたるより五年を経ざる者。第三款、民刑に拘はらず身代限の処分を受け、其借金しやくきんの返弁を終へざる者。第四款、官吏とある内に準官吏を包含す。其官吏及び陸海軍の歩騎砲工輜重等の諸卒現役中の者。右の四款に触るゝ者は、調査委員たることを得ず。又第一款、第二款、第三款に触るゝ者は、調査委員の選挙人たることを得ずとなり。

◎ 本条ハ、調査委員ヲ選挙スルヲ得ル者及ヒ被選人タルヲ得ル者ノ資格ニ付テ規定シタルモノナリ。

○調査委員ヲ選挙スルハ元ヨリ、民選ナリト雖モ本税法ニ関係モナク利害モナキ納税者ニアラサル一般人民ヨリ選挙セシム

ヘカラサルハ、明ニシテ若シ財力ナキモノ委員トナルニ於テハ、富者ノ為メニ或ハ勢ヒ情ヲ枉クル等公正自重ヲ保タサルノ弊ナキ能ハス。此ノ故ニ選挙人被選人ヲ納税者ニ限リタルモノナリ。然シテ納税者ト雖モ悉ク資格ヲ有スルニアラス。尚ホ選挙人被選人トナルノ権ナキモノアリ。即チ被選人タルノ権ナキ者（即チ委員トナルノ権）ハ二十五歳未満ノ男子及ヒ府県会規則第十三条第一款、第二款、第三款、第四款ニ触ル、モノニシテ此等ノ者ハ、白痴瘋癲又ハ刑ニ処セラレタル者等或ハ身代限者官吏軍人等ニシテ、又タ選挙人タルノ権ナキモノハ、同シク二十五歳未満ノ男子及ヒ同条第一款、第二款、第三款ニ触ル、モノニシテ、既ニ述フル如ク法律ノ罪人トナリ智慮經驗ナキ幼者馬鹿狂人等ナレハ、此ラノ者ニ其選・被選ノ権ヲ与サルハ別ニ説明ヲ要セスシテ明カナリ。但第四款ノ官吏等ハ被選人トナリ委員ニナルコトヲ得サレトモ選挙人トナリ委員ヲ選挙スルノ権ハアルナリ。

○本条中注目スルハ、選挙人被選人ハ二十五歳以上ノ男子云々トアレハ之ヲ反対ニ解釈スルニ、我国近時女權ノ説盛ナルモ未タ女子ニハ選挙人被選人トナルノ権ハ凡テ之レナキナリ。故ニ女子ノ代人ハ男子ナルモ本人ナル婦女ニ資格ナキヲ以テ随テ代人ニハ選被選人タルノ資格ナキモノトス。

○其郡区内ニ現任シ云々トアルヲ以テ見レハ、其郡区内ニ現ニ住居セサルモノハ、其郡区ノ選挙人被選人トナルコトヲ得ス。例ヘハ神田区ニ本籍ヲ有シ納税シ居ルモ、商業ノ都合等ニテ横浜ニ現任シ居レハ、神田区ノ選挙人被選人トナルコトヲ得サルヘシ。

## 第一〇 調査委員の選挙手続等

第十条 郡区長ハ各町村内ニ五名ヨリ多カラサル町村選挙人ノ員数ヲ定メ其町村人民中第九条ノ資格ヲ有スル者ヲシテ互選セシム但便宜ニヨリ数町村ヲ合シテ五名ヨリ多カラサル選挙人ヲ定ムルコトヲ得

町村選挙人ハ第九条ノ範圍内ニ於テ調査委員及補欠員ヲ選挙スヘシ

⑧ 各府県下の郡区長は、其管轄内の各町村の内にて五人より多からざる町村選挙人の員数を取極め、其町村人民の中より此税法第九条に記載したる資格を有つ者を互ひに町村選挙人を選び出さざるなり。但し都合に依つては三四の町村を合併して五人より多からざる選挙人を定むることも出来るなり。此町村選挙人は本法第九条の資格を有つもの、内より所得税法調査委員と其補欠員を選び出すなり。

⑨ 本条は、選挙の方法を定む。互選とは、此方からも選挙すれば、彼方よりも選挙することとなり。郡区長の権にて、各町村の多少又は町村人口の多少等を見計ひ、各町村選挙人の人数を五名以内で定め、該町村人民中にて、第九条の資格を有する者をして、互に右五名以下の選挙人を推選せしむることなり。尤も地方により所得税を納むる者、殊の外少数なる向等もあるべし。是等の向は、其地方の便宜にて、数町村を合併して、五名より多からざる選挙人を定むることも出来るなり。

○第二項、さて町村選挙人が第一項の如く定まりたる上にて、其選挙人は、第九条に定めある人物を見立て、調査委員又は其補欠員に選挙すべしとなり。

○本条によれば、調査委員の選挙は、彼の多数の選挙人ある場合に応用する複選法を用ふるものなることを知るべし。

⑩ 本条ハ、町村選挙人ニ付テ規定シタルモノナリ。其町村選挙人ハ、委員ヲ選定スル為メニ設クルモノニシテ、調査委員ハ此町村選挙人ノ選挙ニ依テ定マルモノトス。而シテ町村選挙人ハ各町村内ニ五名ヨリ多カラサル人数ヲ郡区長ニ於テ定メ、第九条ノ資格ヲ有スル者、即チ二十五歳以上ノ男子ニシテ府県会規則第十三条ノ各款ニ触レサル者ヨリ町村選挙人ヲ互選セシメ、其町村選挙人カ一郡区内相合シテ同シク第九条ノ資格アルモノヲ調査委員及補欠員ニ選挙スルモノトス。

○若シ又タ一町村ニテハ余リ区域モ狭ク、且ツ納税者モ少ナキ等ヨリ数町村合併シテ町村選挙人ヲ定ムルノ便宜ナルトキハ、数町村合併シテ五名以下ノ町村選挙人ヲ選挙スルコトヲ得ル(但シ数町村合併スルモ五名以上ヲ選挙スルヲ得ス)モノニシテ、其数町村合併ヲ便宜ナリト認メ之ヲ決定スルハ郡区長ノ実地ニ就テノ見込ニ依ルモノナラン。

○今一覽解シ易キ為メ、選挙人町村選挙人被選人ノ資格等ニ付キ異ナル所ヲ白点ヲ付シ示セハ、左ノ如シ。  
一項選挙人タルヲ得ル者

一 府県会規則第十三条第一款第二款第三款ニ触レサル者

- 二 二十五歳以上ノ男子ナルコト
- 三 其郡区内ニ現住スルコト
- 四 納税者ナルコト
- 五 人員ニ定限ナシ

二項町村選挙人タルヲ得ル者

- 一 前項一・二・四ハ同一ナリ
- 二 其町村内ニ住居スルコト
- 三 各町村ニ五名以下ノコト

三項調査委員トナルヲ得ル者

- 一 第一項ノ一ノ各款ノ外第四款ニ触レサル者
- 二 第一項ノ二・三・四ハ同一ナリ
- 三 各郡区内ニ七名以下ノコト

○抑モ選挙法ニ二様アリ。一ヲ直選法ト云ヒ、二ヲ復選法ト云フ。即チ一般ヨリ直ニ当任者ヲ選挙スルモノヲ直選ト云ヒ、又タ一般ヨリ先ツ若干人ヲ選ヒ其若干人ヲシテ更ニ当任者ヲ選定セシムルモノヲ復選法ト云フ。而シテ調査委員及ヒ補欠員ヲ選挙スルニハ、復選法ニ依リタルモノニシテ其斯ノ如ク鄭重ニシテ手数を要スル所以ハ委員其人ヲ得ンカ為メナリ。必竟委員タルモノハ、名望資産ヲ有シ兼テ其郡区内納税者ノ生計資産等ノ模様ヲ略知センコトヲ要スレハナリ。

○細則第十一条及ヒ第十二条ヲ參觀スヘシ(五五二・五五六頁)。

千葉県第十七号 明治二十年七月七日

所得税調査委員ノ選挙人及被選人タルノ資格ヲ有スル者ハ別紙様式ニ依リ本月三十一日迄ニ戸長ヲ經テ郡役所へ届出ヘシ

但爾後資格ヲ得又ハ失フタルモノハ其時々届出ヘシ

(被選人ハ固ヨリ選挙人タル資格アルモノニ付単ニ被選人ノ廉ノミ届出ルモノトス)

所得稅調查委員選舉人（被選人）資格御届

何國何郡何（町村）何番地（寄留）  
（何府県）士族平民（何ノ誰何々）

姓 名

何年何月日生

右所得稅法第九條ニ掲クル調査委員ノ選舉人（被選人）タル資格ヲ有スル者ニ御座候此段及御届候也

年月日

右 姓 名 印

何町村戸長

姓 名 印

郡長宛

第二一 調査委員の任期及び改選

第十一條 調査委員ノ任期ハ滿四年トシ二年毎ニ全數ノ半ヲ改選ス但第一回ノ改選ハ抽籤ヲ以テ其退任者ヲ定ム

解説

Ⓐ 所得稅の事を取調べる調査委員の任期は滿四年の間と定め、二年毎に其半分の委員を改め更るなり。然し第一回の改選には抽籤をして其退任者と取定めるなり。

Ⓞ 本条は、調査委員の任期の規定なり。「抽籤」とは、圖引なり。委員の勤務年限は、丸四年とし、二年ごとに全數の半を改選することとす。但だ第一回の改選は、抽籤法を以て其退任者を定め、第二回以後は、順次に二年毎に、四年間勤め了りたる者、其職務を止むるものとす。故に第一回の圖に當りたる半數の人員に限りては、滿四年の任期が、滿二年となるなり。

○斯く順次に退任することゝ規定しある所以は、一時に全員を改選するときは、旧來の事体に暗き者のみにて、事務の錯亂を來し、不都合を醸すことあるを以てなり。

●本条ハ、調査委員ノ任期ヲ規定シタルモノナリ。調査委員ノ任期ハ、其任ヲ受ケタル月ヨリ起算シテ滿四年間トス。而シテ全員ノ半数ツ、ハ二ヶ年前後ニ就任セシヲ以テ其二ヶ年目毎ニ滿四年ニナリタル半数員カ退キ代員ヲ改選スルモノトス。但シ第一回ハ最始ノコトニ付キ全員皆同時ニ就任セシモノナレハ抽籤ニテ圖ニ当リタル半数員カ退任スルトナリ。何故ニ半数員ツ、ヲ改選スルノ必要アルカト云フニ、前年ヨリ受継キノ事情モアリ又タ初手不案内ノ者ノミニテハ調査上百事不都合多キヲ以テナリ。

○本条ニ任期ハ滿四年云々トアリ。其滿四年トハ日數ニテ算スルヤ、又ハ月數ニテ算スルヤ疑フモノアレトモ日數ニテ算スルニアラスシテ、月數ニテ算スルモノナリ。

○又タ補欠員ノ中途ニシテ調査委員ニナリタルトキハ、自分カ調査委員ニナリタル時ヨリ任期ヲ起算スルカト云フニ然ラスシテ已レカ補欠シタル前員ノ任期ヲ継キ滿四年ヲ算スルモノトス。

○調査委員ノ任期ハ、本条ニ依リ定リタレトモ補欠員ノ任期ハ如何ナルヤ。別ニ法文ノ規定ナキヲ以テ疑フモノアレトモ補欠員ノ期限ハ永長期ノモノニモアラサレハ調査委員ノ任期ト同シク滿四年毎ニ改選スルモノナラン。

○本税法ハ委員ノ引続キ重任スルヲ禁セサレハ、一度委員ニナリタル者再ヒ選舉セラルレハ再三再四重任スルヲ得ヘシ。

## 第一二 調査委員の手当及び旅費等

第十二条 調査委員ノ手当、旅費其他調査ニ關スル費用ハ国庫ヨリ之ヲ支給ス

### 解説

④ 所得税の調査委員の<sup>てあてらる</sup>手当旅費其他所得税の事を取調べる為めの費用は国庫より下げ渡さるゝなり。

⑤ 調査委員の<sup>てあてらる</sup>手当、旅費、其他調査に關する入費は、国庫より払渡さるゝとある上は、地方税區町村費の類にて支弁するに

及はざるなり。

○本条は、別に謂ひあるに非ざるへし。此費用は、國民総体に関するものなるを以て、一地方に限るものならされは、中央政府の國庫より支出さるゝとの法意と知らる。

●本条ハ、調査委員及ヒ調査ニ関スル費金ニ付キ規定シタルモノナリ。

○調査委員ハ半官平民ノ如シト雖モ、之レ元ヨリ官吏ニアラサルカ故ニ俸給トシテハ別ニ給与ヲ受ケサレトモ調査委員ハ、調査ニ関シ繁雜ナル務ニ当リ或ハ郡区役所ニ及ヒ納稅者ニ尋問調査スル等為メニ往来シ、日時ヲ消シ費用ヲ要スルヲ以テ其手当金及ヒ旅費ヲ受クルモノトス。但シ其手当金旅費及ヒ其調査ニ関シ要スルノ費用ハ、國庫即チ大藏省ヨリ下付スルモノニシテ其費用ヲ地方稅及ヒ区町村費等ニハ決テ賦課セサルモノナリ。最モ補欠員ハ調査委員ニナラサル内ハ調査ニ関シ事務ヲ執ルコトナキヲ以テ随テ手当金等ヲ受クルコトナリ又タ責任モナシ。

○然レハ調査委員ノ手当金ハ、受任中ハ毎月給与ヲ受クルカト云フニ其給与ヲ受クルハ唯タ調査事務取扱中ノ時ノミノコトニシテ決テ毎月給与セラル、モノニアラス。

○試ニ述ヘンニ、既ニ述フル如ク委員ハ官吏ニアラサルヲ以テ仮令ヒ委員ノ職務ニ対シ其目前ニ於テ形容若クハ言語ヲ以テ侮辱スル等刑法第三百三十九条以下數条ニ定ムル官吏ニ対スル罪ヲ犯スモ官吏ノ資格ナキヲ以テ該數条ニ依リ問ハル、コトナシ。但シ普通人ニ対スル罪ハ免レサルヘシ。

所得稅調査委員手当及旅費支給方法 (明治二〇年一月二四日)  
(東京府令第六七号)

第一 調査委員ノ手当ハ一日金一円トシ出頭日數ニ応シ之レヲ支給ス

第二 旅費ハ開閉會ノ往復及納稅人ニ就キ調査ヲ要スルトキ里數ニ応シ車馬賃ヲ支給ス車馬賃ハ一里金六錢トシ一里未滿ノ端數ハ計算セス

所得稅調査委員手当旅費支給方法 (明治二〇年九月三日)  
(千葉県令第一二六号)

第一条 調査委員ノ手当ハ一日金一円トシ開会中ノヲ支給ス

但事故アリ参会セサルモノ及郡役所々在地居住ノモノニシテ会議ニ欠席スルトキハ其日ノ手当ヲ支給セス

第二条 調査委員ノ旅費日当ハ金七拾銭車馬賃ハ一里毎ニ金八錢ヲ支給ス

第三条 日当ハ六里未満車馬賃ハ一里未満ノ旅行ニハ支給セス

但宿泊ヲ要スルトキハ宿泊ノ数ニ応シ日当ヲ支給ス

第四条 旅行ノ日ト雖トモ第一条ノ手当ヲ支給スル場合ニ於テハ日当ヲ給セス

### 第二三 所得金高下調査の調整及び調査委員会への附議

第十三条 郡区長ハ第六条ノ届書ニ拠リ所得金高下調査ヲ製シ其届書ト共ニ調査委員会ニ付スヘシ

#### 解説

⊙ 各府県の郡区長は此税法第六条の明文に拠つて、所得金高の予算金高つよりきんたかと其種類を届出する者ある時は、所得金高に調査を拵こしらへ、其郡区役所へ差出したる届書と一纏めに調査委員会に交附やうぶすなり。

⊙ 郡区長は、三百円以上の所得ある者より、第六条届出の規定に基き、届出たる書面に依りて、所得金高下調査なるものを製し、其届書と併せて、調査委員会の議に付せよとなり。

○ 本条によれば、届出の相当又は不相当に拘はらず、必ず総て調査委員会に付することにて、下調査なるものか、会議の議案たるなり。

⊙ 本条ハ郡区長ノ職務ニ付テ規定シタルモノナリ。

○ 郡区長ハ第六条ニ依リ、各納税者ヨリ所得ノ予算金高及ヒ種類ヲ記シ届出アリタルトキハ、其届出ハ確實ナリヤ。其当ヲ得タルカヲ調査シ、其届出書ニ依リ下調査ヲ編製シ、而シテ其下調査ト各人ヨリノ届書トヲ添へ、共ニ調査委員会ニ渡シテ評決セシムルナリ。

○若シ納税者ヨリノ届出ヲ、郡区長ニ於テ不当ト認ムルトキハ、職権ヲ以テ之ヲ左右スルヲ得ルヤト云フニ、仮令ヒ郡区長ハ不当ト認ムルモ、職権ニ依リ直ニ其届書ヲ却下シ、或ハ、実地取調ヲナスカ如キハ、決テ為シ得サルモノトス。故ニ必ラス委員会ノ會議ニ付ネハナラヌナリ。是レ本税法ハ成ルヘク政府官吏ノ檢察干涉ヲ避ケ、人民ノ申告ニ依リ委員ノ調査ニ任シテ仮令ヒ、寛ニ失スアルモ煩苛ノ弊ナカラシメンカ為メナリ。

○細則第七条ヲ參観スベシ(五五一頁)。

細則第十六条 区長ニ於テ直ニ戸長ノ事務ヲ行フ区内ニ在テハ府県知事ノ見込ヲ以テ大蔵大臣ノ認可ヲ受ケ一区内ヲ数部ニ劃シ每部ニ五名以下ノ臨時取調掛ヲ置キ区長ノ指揮ニ従ヒ所得税調査ニ関スル下調ヲ為サシムルコトヲ得。

### 解説

㊦ 本条ハ区ノ場合ノミニテ、郡ニハ各町村ニ戸長アレトモ区ニハ戸長ナキヲ以テ、区長ニ於テハ戸長ノ事務ヲ直ニ行ヒ、從テ区域広ク区長一人ニテハ到底下調ノ事務ヲ行ヒ得難キ場合アルヲ以テ、府県知事ノ見込ヲ以テ大蔵大臣ノ許可ヲ得へ、一区ヲ数部ニ分チ一部ニ五名以下ノ臨時取調掛ヲ置キ、下調ヲ為サシムルヲ得ルトナリ。

### 第一四 所得金高届出のない者に対する措置

第十四条 郡区長ハ納税者ト認ムルモノニシテ第六条ノ期限ヲ過キテ其届出ヲ為サ、ル者アルトキハ所得金高ノ見積ヲ立テ之ヲ調査委員会ニ付スヘシ

### 解説

㊦ 各府県の郡区長にて所得税金を納むべき者と認るものにして、第六条に定めたる四月三十日までに其所得の予算金高と其

種類との届書を、郡区役所に差出さるるものある場合には、其人一年中の所得金の見積を立て、之を調査委員の会議に交付すなり。

④ 郡区長は、納税者即ち三百円以上の所得ある輩なるに、第六条の其年四月三十日迄の期限を過ぐるも、其届出を為さざる者あるときは、郡区長にて、其当人の所得金高の見積を立て、之を調査委員会に付すべしとなり。

○本条の制裁を設けあらざれば、狡猾の徒は、黙して納税の義務を免かれ、独り正直の徒のみ、重担を受くるに至るを以て、斯くは郡区長に、摘発の権を付与せられたるなり。

⑤ 本条ハ、郡区長ニ於テ自ら納税者ノ所得高ノ見積ヲ立ツルヲ得ル場合ヲ規定シタルモノナリ。

○夫レ人民ノ多キ或ハ不心得等ニテ、届出サル者モアルヘク又々、脱税ヲ僥倖セント欲シテ等閑ニスル者モアルヘキヲ以テ、唯タニ各人ノ届出ニ一任シテ置ケリ。終ニ届出ルモノナキニ到ラン。故ニ、郡区長ハ納税者即ち三百円以上ノ所得アリト認ムルモノニシテ、其年四月三十日ヲ過クルモ尚ホ届出サル者アルトキハ、自ラ其者ノ所得高見積ヲ立テ、而シテ調査委員会ニ付シテ調査評議セシムルトナリ。若シ果テ委員会ニテ愈々納税者ト決定スレハ、本人ヨリ仮令ト届出サルモ、税金ヲ課セラレ、其上第二十六条ニ定ムル科料金ニ処セラル、モノトス。然レトモ此場合ニ於テ、納税者其課税ヲ不当トスルトキハ、第十九条ニ従ヒ府県知事ニ申出ルコトヲ得ヘシ。

○郡区長ハ納税者ナルヤ否ヤ疑ハシク、又タ所得高ノ見積立チ難キトキハ、各地方ノ会社若クハ一人ニ対シ、其事項ヲ問合スヲ得ヘシ。細則第十条參觀スヘシ。然レトモ納税者ト認ムヘキ本人ヲ尋問調査スルヲ得ス。是レ第二十一条及ヒ本条細則第十条ヲ反对ヨリ解釈シテ然ルナリ。

○右ニ反シ調査委員会ニ於テ、納税者ト認ムヘキモノニシテ届出サル者アリタルトキハ如何、郡区長ノ如ク直ニ委員会自ら見積ヲ立ツルヲ得ルヤト云フニ、本税法ニ規定ナキヲ以テ出来サレトモ、此ノ場合ハ郡区長ニ助言具状シ、郡区長ヲシテ其見積ヲ立テシムヘキモノナラン。

細則第十条 郡区長ハ其所轄内ニ於テ納税者ト認ムルモノ、所得ニ関シ調査上必要ナル場合ニ於テハ各地方ノ会社若クハ一人ニ対シ其事項ノ問合ヲ為スコトヲ得

## 解説

○本条ハ、税法第十四条ヲ郡区長ニ於テ実行スルニ就テノ便ヲ与ヘタルモノニシテ、郡区長ハ所轄内ニテ納税者ト認ムル者アルモ、容易ニ其者ノ所得高ノ大体モ知り難ク、又タ納税者タルヘキカ否ノ疑モアルヘク、然レトモ其者ニ付キ、直チニ尋問調査スルヲ得サルヲ以テ、会社又ハ一個人ニ対シ問合セテ得ルモノトセリ。但シ各地方云々トアルヲ以テ、唯タニ所轄内ノ会社一ケ人ノミナラズ、他郡区ノ会社等ニモ問合スコトヲ得ヘシ。

## 第一五 調査委員会の開催及び会長

第十五条 調査委員会ハ郡区長ノ招集ニ由リ之ヲ開ク調査委員会ノ会長ハ郡区長ヲ以テ之ニ充ツ郡区長欠席スルトキハ会員ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

## 解説

○所得税の事を取調へる調査委員会は、郡区長よりの招集に由り会議を開くなり。其調査委員の会長は郡区長之を勤め、若し郡区長の欠席したる場合には、委員の中より互ひに選<sup>選挙</sup>み合て会長と定るなり。

○調査委員会は、郡区長の招集に由りて、之を開くことにて、其会長は、郡区長之に当たるものとす。郡区長欠席する場合には、調査委員中にて、互に選挙して会長を定むるものとありて、他の吏員は、郡区長の代理を為すの権なきなり。

○本条ハ、調査委員会ヲ開会スルノ手続ヲ規定シタルモノナリ。

○其会議ノ期日ハ、毎年郡区長ヨリ委員ニ通知シ、委員ハ其郡区長ノ通知招集ニ応シテ集会スルモノニシテ、委員ノ過半数以上出席シタルトキハ開会スルモノトス。而シテ委員会ノ会長ニハ、郡区長カ直ニ成ルモノニシテ、若シ郡区長ニ於テ差支欠席スルトキハ、委員中ヨリ会長ヲ互選シテ定メ開会スルモノトス。但シ互選トハ、互ニ選ブノ義ニテ、例ヘハ委員七名アレハ其七名ノ選挙ヲ以テ、七名ノ内ヨリ会長一人ヲ選ブヲ云フ。

○委員会ハ郡区長ノ招集ニ依テ開クモノナレハ、自ラ集会決議スルノ権ナキモノト知ルヘシ。然レトモ郡区長ハ亦タ委員会

ノ決議ヲ経ルニアラサレハ、決テ課税スルヲ得サル者ナリ。但シ左ノ場合ニ於テハ、郡区长ハ府県知事ニ、府県知事ハ之ヲ大蔵大臣ニ具状シテ指揮ヲ請フ者トス。細則第十八条ニ曰、調査委員招集ニ応セサルカ、又ハ會員過半数出席セス若クハ他ノ事故ニ依リ調査ヲ了ヘス、為メニ毎年八月十日迄ニ所得税ノ等級金額ヲ達スルコト能ハサル場合。

## 第一六 調査委員会の会議及び決議の要件等

第十六条 調査委員会ハ會員過半数出席スルニアラサレハ会議ヲ開クコトヲ得ス会議ハ出席員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同数ナルトキハ會長ノ可否スル所ニ依ル但自己ノ所得ニ関スルトキハ其會議ニ与ルコトヲ得ス

### 解説

㊦ 所得税に関する事の取調を為すために開く調査委員会は、會員の半分より余計か此會議に出席することなければ開會することが出来ぬなり。又會議はすべて出席員の半分より余計の同意を以て議事を決し、其可否が同数なる場合には、會長たる者の可否をとる処に依て決議するなり。但し自己の所得の事に関する場合には、其會議に与かることが出来ぬなり。

㊧ 本条は、調査委員会の議事法を定めあり。調査委員会は、會員過半数出席するにあらざれば、其決議は、會議の議決と稱すへき効力なきを以て、會議を開くことは、出来ぬとなり。又會議は、調査委員の出席人員の過半数を以て決するものとある以上は、前第七條にも解せし如く、必ず三名以上ならざるへからず。二名にては過半数を得る能はざればなり。出席員過半数の説に決するは、會議法の通則なり。若し可否同数なるときは、會長の可否する所の説に決するものとす。但し自己の所得に関する議席だけは、郡区长にても調査委員にても、其席を退くこととす。冒頭に調査委員会とありて、其会は郡区长が會長たる上は、無論郡区长も、但書其會議に与ることを得ざる中に包含するものとす。

㊨ 本条ハ、調査委員会ノ議事則ノ大体ヲ規定シタルモノナリ。

㊩ 本条ノ規定ハ、凡ソ會議ノ普通ノ則ニシテ、第一會議ヲ開クニハ委員ノ過半数出席セサレハ開會スルヲ得ス。何故トナレハ余リ小数ニテハ議事ノ公正ト確實ヲ失スル等ノ弊アルヲ以テナリ。第二ニ、決議ハ出席員ノ同意者ノ多数ナル方ヘ可決

シ、第三ニ、若シ可否ノ同意者同数ナルトキハ、何レニモ決議ノ仕様ナキヲ以テ此ノ時ハ、会長(郡長)委員(郡長)カ可ト認ムル方ヘ決議スルモノトス。

○但委員自己ノ所得ニ関スルトキハ、其會議ニ与カルコトヲ得サルモノニシテ、其所以ハ委員自己ノ所得ニ関シ、議シテハ勢ヒ或ハ公正ヲ失シ或ハ其人ノ徳ヲ損シ、又タ他委員モ相面議シテハ互ニ情実ニ流ル、等弊害アリテ、毫モ利益ナキヲ以テ此ヲ禁シタルハ寔ニ至当ノコト、云フヘシ。故ニ此規則ニ背キ、全員ノ半数以下ノ委員ニテ會議シ又ハ自己ノ所得ニ関与シタルトキハ、其決議ハ取消サレ得ヘシ。

○自己ノ所得トハ、調査委員自己本人ノ所得ノミト解釈スベカラズ。其同居ノ家族ノ所得ハ凡テ自己ト見做スヘシ。又タ親族ノ所得ニ付テハ禁ゼザルヲ以テ別居ノ父子兄弟等ノ所得ノ調査ニハ与カルヲ得ヘシ。

○委員ハ自己ノ所得ニ就テハ會議ニ与カラサルヲ以テ若シ不当ト認ムルトキハ、他ノ納税者ト同シク府県知事ニ申出ルヲ得ヘシ。

○郡区長モ己レノ所得ニ関スルトキハ宜シク会長ノ席ヲ避クヘキモノナラン。  
細則第十四条ヲ参観スヘシ。

細則第十四条 調査委員会ノ決議書ハ会長及委員二名以上之ニ署名スヘシ

### 解説

◎ 本条ハ調査委員会ニ於テ評議シタル決議書ニハ必ラス会長及ヒ委員ハ誰レニテモ二名以上署名スヘシトナリ。之レ後日紛雜不都合等ナカラシムル為メニシテ、法文ニハ署名即チ姓名ヲ署スヘシトニアレトモ署名捺印スヘキモノナラン。

## 第一七 所得税等級金額の決定及び通知

第十七条 郡区長ハ調査委員会ノ決議ニ拠リ各納税者ノ所得税等級金額ヲ定メ之ヲ納税者ニ達スヘシ

### 解説



細則第十八条 調査委員招集ニ応セサルカ又ハ會員過半数出席セス若クハ其他ノ事故ニ依リ第十五条ノ等級金額達期限マテニ調査ヲ了セサルトキハ郡区長ニ於テ等級金額ノ意見ヲ付シ府県知事ニ差出シ府県知事ハ之ヲ大蔵大臣ニ具状シテ指揮ヲ請フヘシ

解説

● 本条ハ事故ノ為メ調査ヲ了ヘス、依テ其年八月十日マテニ所得税ノ等級金額ヲ、各納税者ニ達スル能ハサル場合ヲ定メタルモノニシテ、此場合ハ郡区長ヨリ府県知事ニ、府県知事ハ大蔵大臣ニ具状シテ指揮ヲ請フヘシトナリ。其大蔵大臣ノ指揮ハ奈何ナルカ知ルヘカラスト雖モ、察スルニ税金ヲ仮定シテ期限通り納メシメ、又タ委員ヲ改選シ更ニ招集シテ調査決議セシメタル上ニテ、不足ハ追徴シ過剩ハ還付スル如キノ指揮ナラン。

第一八 郡区長の府県知事への指揮方要請

第十八条 郡区長ハ調査委員会ノ決議ニ関シ意見アルトキハ府県知事ニ具状シ指揮ヲ請フヘシ

解説

● 郡区長は、所得税の取調を為すための調査委員会に於て決議したる事に付き意見のある場合には、其の事の次第を府県の知事に申出で、知事の指揮を請ひ受けるなり。

● 郡区長に於て、調査委員会の決議が、或る納税者に、偏頗の処置ある等の不当なることあるときには、其意見を府県知事に申立て、指図を受けよとなり。

○ 本条は、調査委員会の決議の制裁なり。

● 本条ハ調査委員会ノ決議ニ関シ、郡区長ニ於テ意見ヲ異ニシタル場合ヲ規定シタル者ナリ。即チ郡区長ニ於テ、調査委員会ノ決議ニ付キ意見アルトキハ、其意見ノ理由事柄ヲ具状シテ府県知事ニ申出テ指図ヲ請フヘシトナリ。然ラハ本条ニ依

リ、郡区長ヨリ府県知事ニ指揮ヲ請ヒ出テタルトキハ、其結局迄テ委員会ノ決議施行ヲ停止スルヤト云フニ、第二十条ヲ参照スレハ其如何ニ拘ラス、郡区長ハ委員会ノ決議ニ依テ先ツ施行スルモノトス。

○抑モ本条ハ、郡区長ノ職權ヲ規定シタルモノニシテ、本税法中郡区長ノ職權ヲ定メタルハ、第十三条ノ場合ニ於テ所得高ノ見積ヲ立ツルヲ得ルト、本条ノ委員会ノ決議ニ関シ意見アル時ニ府県知事ニ具状シテ指揮ヲ請フノ外(會長トナルヲ得ルニ拘ラス)郡区長ハ之ニ干渉スルノ權ナク、唯々委員会ノ決議ニ拠リテ之ヲ施行スルニ過キササルナリ。

## 第一九 所得税の等級金額決定に対する不服申立て

第十九条 納税者ニ於テ所得税ノ等級金額ヲ不当トスルトキハ其達ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ所得金高明細書及其証憑トナルヘキモノヲ添ヘ府県知事ニ申出ルコトヲ得但此場合ニ於ケルモ其税金ハ達ヲ受ケタル金額ニ從テ之ヲ納ムヘシ

### 解説

② 所得税を納むるものにして、其納むる所得税の等級金額を不当なりと思ふ場合には、其納税すべき旨を通達を受けたる日より二十日以内に所得金高の明細書と、其れの証憑しやうびんとなるべきものを添へ管轄の府県知事に其趣きを申し出ることが出来るなり。然し斯くの如き場合となるも、其通達を受けたる税金は達通り上納すべきなり。

④ 本条は、納税者の権利を伸ぶるを得べき緊要の簡条なり。今之を解せん、納税者に於て、第十七条調査委員にて決議せる所得税の等級金額を、不当と思考するときには、其達を郡区長より受取りたる日より二十日以内に、自己の所得金高は何程にて、外に費用何程なりとの所得金高明細書并に証拠となるべきもの即ち帳面等を添へ、府県知事に、其税額を矯正せられんことを申出るを得るとなり。斯る事は、實際上多く之れあるべく。又第二条の第二項第三項の場合に之れあることなるべし。二十日以内とある期限は、蔽に之を守ることに注意せされは、誤て期限を経過したる上は、何れに向ても、其不当を

申告するの途なしとす。

○但書、右府県知事に申出する場合にても、其納税の金額は、指定のある期限内、郡区長より達を受けたる所によりて、納め置くへしとなり。

● 本条ハ納税者ニ於テ、郡区長ヨリ達セラレタル所得税ノ等級金額ヲ不当トシタル場合ヲ規定シタルモノナリ。

○若シ納税者ニ於テ、郡区長ヨリ達セラレタル税額ヲ不当トスルトキハ、其達ヲ受取リタル日ヨリ起算シテ二十日以内ニ、府県知事ニ己レカ所得金高明細書及ヒ其他帳簿類凡テ不当ヲ証明スルノ証憑トナルモノヲ添へ申出ツヘキモノトス。若シ二十日ヲ経過スレハ最早確乎トシテ、何レニモ訴フルノ途ナキナリ。然レトモ県庁所在地ト遠隔ノ土地ニ住シ、途中ニ於テ降雪洪水等天災ノ為メ障ヘラレテ期限内ニ申出ツル能ハサル者ハ、期日ノ外ニ事實相当ノ延期ヲ与ヘラル、モノナラン。

○但シ納税者、郡区長ヨリ達セラレタル税額ヲ假令ヒ不当トスルモ、税金ハ先ツ達シテ受ケタル通り納メ置ネハナラヌナリ。其故ハ斯ノ如クセサレハ狡猾者ハ謂ハレナキニ故障ヲ申出テ、納税ヲ遅延スルノ弊アレハナリ。然シテ假令ヒ納メ置クモ、納税者ノ不服果テ理アリテ税金ニ減少ヲ生スルトキハ、其過剩ノ分ハ差引返還ヲ得ヘシ。

## 第二〇 府県常置委員会の調査、決議による処分及び税額の追徴、還付

第二十条 府県知事ハ第十八条第十九条ノ場合ニ於テハ府県常置委員会ニ付シテ調査セシメ其決議ニ拠テ之ヲ処分スヘシ但其処分納税後ニ涉ルトキハ税額ノ不足アルモノハ之ヲ追徴シ過剩アルモノハ之ヲ還付スヘシ

### 解説

● 府県の知事は、此税法第十八条の所得税の事に付き郡区長の意見あるときと、第十九条の納税者か、其の納むべき通達を受けたる所得金高等級金額を不当なりとして、其趣きを申出である時は、府県の常置委員会會議に付して、其事を取調べさせ其取極めに拠りて、両様の具状を申出てことを処分するなり。但し府県の知事の処分方が、納税したる後なる時は其の納めたる所得税の金額に不足あれば、其不足分を追徴<sup>た</sup>て、又、其税金が余分なる時は、其余分を納税者に還付<sup>かへし</sup>さるゝなり。

④ 追徴とは、あとより取り立ることを云ひ、過剰とは、余分のことを云ふ。府県知事に於ては、第十八条郡区長より具状の場合、第十九条納税者より申出の場合に於ては、之を府県常置委員会の議に付して、其当否を調査せしめ、常置委員会の決議に依て、矯正の処分を為すべしとなり。

○常置委員の事は、明治十三年四月第四十九号布告を以て、府県会規則に追加せられたるものにて、府県会の議員中、五人以上七人以下を選任し、其職務とする所は、府県会の議定に依り、事業を執行する方法順序に付、毎に府県知事の諮問を受け、其意見を述べ、及び事業の、臨時急施を要する場合に於て、其経費を議決し、追て府県会に報告すること是れなり。

○但書、右府県知事が、処分を為すの時、既に納税済になり居るときは、税額の不足分は、尚ほ之を取立て、余分は、納め人に下げ渡すべしとなり。

⑤ 本条ハ郡区長及ヒ納税者ヨリ府県知事ニ指揮ヲ請ヒ、及ヒ申出アリタル場合ニ於テ、府県知事ノ処置方ヲ規定シタルモノナリ。

○第十八条ニ依リ郡区長ヨリ意見ヲ具状シテ、指揮ヲ請ヒ、及ヒ第十九条ニ依リ、納税者ヨリ不服ノ申出アリタルトキハ府県知事ハ、其府県会ノ常置委員ニ命ジテ、精細調査セシメ其決議ニ拠テ可否ヲ処分スルモノトス。

但シ、其府県知事ノ処分カ、納税後ニシテ、既納金ニ不足ヲ生シタルトキハ、其不足ハ更ニ取立テ、又タ過剰アリタルトキハ、其過剰ノ分ハ、還付スルモノナリ。故ニ所得金ヲ減損シタル場合ト大ニ相違アリ。減損シタル場合ハ、所得高十分ノ五以上ノ減損ニシテ、且ツ未納税金ニアラサレハ減税ヲ得サレトモ、本条ノ場合ハ些少ノ過不足、又ハ既納金ト雖モ計算アルヘシ。

○本条ニ依テ、府県常置委員会ハ、多少其権力ヲ伸張シ、且ツ一ノ審理判官タルノ地位ニ立ツモノト云フヘシ。而シテ常置委員会ノ決議ニ、尚ホ不服ノ納税者アルモ、最早訴フルノ途ナキカト云フニ法理ニ依リ、考フルニ裁判所ニ訴フルコトハ得ルモノナラン。

○又タ、本条ニ拠レバ、府県知事ハ郡区長ノ具状及納税者ノ不服ノ申出ニ付キ、常置委員会ノ決議ニ依テ処分スヘシトアレハ、其郡区長ニ指揮スルニモ、亦タ納税者ノ申出テ採否スルニモ、皆都テ常置委員会ノ決議ニヨリ、府県知事一己ノ意見ヲ以テ是非スルコトハ出来サルモノナレハ、我國未曾有ノ徴税法ト云フヘク、之ヲ要スルニ所得ノ調査ハ官吏ノ手ヲ以テセ

ス、納税者間相互ノ調査ニ任セリト云フヘシ。

## 第二一 調査委員会等の尋問権

第二十一条 調査委員会又ハ常置委員会ハ此税法ニ関シ調査上必要ト認ムルトキハ納税者ニ尋問スルコトヲ得

### 解説

㊦ 所得税に關することの取調を為す調査委員会、又は此税法第二十条に記載の第十八条、第十九条の事起りたるを以て、府県知事より其処分方を、常置委員会に調査を命じたる両會議には、此所得税法の事に付て、取調へ上必要と認めたる場合には、其所得税を納むる者に事の仔細を尋ね、問ふことが出来るなり。

㊧ 調査委員会又は常置委員会は、此税法の事に付き、取調上必要と看認みとむるときには、納税者に尋問することを得るとなり。例は諸營業人等に対し、以前の所得及び後來收入の見込を、尋問することの必要な如き是れなり。而して本条の設けある以上は、納税者も亦其自己の事情を明白にする機会あるのみならず、第十八条以下本条に至るまで、彼是互に矯正の途開きあれば、緒言に掲けたる收税の第一原則たる平等を得へきや勿論なりとす。是れ立法者注意の存する所なり。

㊨ 本条ハ、調査委員会及ヒ常置委員会ノ調査上ニ付キ規定シタルモノナリ。

元ト所得金高ハ各人ノ届出テ、又ハ郡区长ノ見積リニ抛ルモノナレハ、其届書ノミニテハ精実ノ調査出来難ク納税者ニ就キ实地尋問スルノ必要ナルトキハ之ヲ為スヲ得ルモノトス、若シ委員会ニ此レヲ許サ、レハ、精実ナル調査ヲ得ントスルモ到底出来サルヲ以テ、尋問スルヲ許シタルモノナレハ、法文ニモアル如ク実ニ必要ト認ムル場合ニ限ルヘシ、而シテ納税者ニ尋問スルヲ得ルモノハ、特ニ両委員会ニ限リタルモノニシテ府県知事及ヒ郡区长ト雖モ納税者ニ尋問スルヲ得サルナリ。

○本条中尚ホ注意ヲ要スルハ、委員会トアルヲ以テ、委員ノ一人必要ト認ムルモ、納税者ニ尋問スルヲ得ス、必ラス委員会ノ必要ト見認メタル時ニ限ルヘシ。又タ法文ニハ唯タ尋問トノミアルヲ以テ、口頭尋問ノ如シト雖モ、其必要ノ場合ハ帳簿等ニ付キ、尋問調査スルヲ得ヘキナラン。何トナレハ唯タ口頭尋問ノミニテハ精実ノ調査ヲ得難キヲ以テナリ。

## 第二二 調査委員等の事件漏洩禁止

第二十二條 調査委員其他所得税ノ調査ニ関スル者ハ納税者ノ資産及所得ニ係ル事件ヲ他ニ漏洩スヘカラス

### 解説

② 所得税の事の取調へを為す調査委員、其他所得税の取調へに与かる者は、所得税を納むる者の資産又は所得を獲得を爲め、為す処の事件を他人に漏してはならぬなり。若し其事を漏したる時は、第二十五条に記載の明文通り罰せらるゝなり。

④ 調査委員其他所得税の調査に関する者とは、調査委員は勿論、其他郡区長、常置委員又は収税主任の郡書記、戸長等を指す。此等の人々は、所得納税者其人の営業等に取りて、重大の事たる各人の財産上の秘密をも知り得ることゆへ、一般に納税者の資産及び所得に係る事件を、他人に漏すべからすとせられたり。調査委員等の之を漏すは、其人の面目榮譽を毀損することあるのみにて、一般社会に毫も利益なきことなるのみならず、調査委員等の如きは、特に社会の信任尊敬を得ざるべからざるものなるに、斯る輕挙あるときは、其面目をも自ら汚すことなればなり。

○本条を犯せば、第二十五条(五八九頁)の罰あり。

⑤ 本条ハ、調査委員等ノ納税者ノ資産・所得ニ係ル事件ヲ、他ニ漏洩スルヲ禁シタルモノナリ。

漏洩トハ、公然或ハ私ソカニスルトヲ問ハス、他人ニ己ノ知ル処ヲ話説シタルモノヲ云フ。

○人皆己レノ資産、営業等ノ内密ノ模様ハ成ルヘク之ヲ秘シ、他人ヲシテ之ヲ知ラサシメントスルハ人ノ常情ナリ。殊ニ商人等ハ、各々其商機融通ノアル者ナレハ、此ノ内幕ノ調査ニ関スル者他人ニ漏洩スルニ於テハ為メニ其人ノ榮譽ヲ害シ、或ハ不測ノ弊害アルヲ以テ之ヲ禁シ、納税者ノ為メニ資産営業ノ秘密ヲ保護セシモノナリ。

○尚ホ其禁ヲ犯シ、漏洩シタル者ハ罰金ニ処セラルヘシ。但シ、本条ニ所得税ノ調査ニ関スル者トアルヲ以テ、若シ正当ニ調査ニ関スル権ナキモノ、仮令ヒ知得シテ他ニ漏洩スルモ本条及ヒ第二十五条ニ依テ問ハル、コトナカルヘシ。

### 第二三 所得減損の申出、軽減及び免税

第二十三條 納税者其納期前ニ於テ所得金高十分ノ五以上ヲ減損シタルトキハ郡区長ニ申出ルコトヲ得郡区長ハ事實ヲ審査シテ其税額ヲ減シ所得金高一箇年三百円ヲ下ルモノハ之ヲ免税スヘシ但既納ノ税金ハ之ヲ還付セス

#### 解説

② 所得税を納むる者にして其税金を上納する期限、即ち其年の九月と翌年の三月の前に、其所得金高の十分の五（二分の一）以上を減損したる場合には、其趣きを所轄の郡区長に申し出て減税を請ふことが出来るなり。然る時は、郡区長は事の次第を審査へて、其上納する税金を減し、其所得の金高一箇年三百円を下るものは免税とするなり。但し、此場合にも其の既に上納したる税金は其本人に還付れぬことなり。

④ 納税者に於て、天災人事の不幸等にて、当初見込みたる所得金高を減損することあるへし。是れ洵に已むを得ざるることなりとす。其減損方、所得金の半額以上に至りたる場合には、其旨を郡区長に申出、減税又は免税を申請することを得るなり。此場合には、郡区長は、調査委員会に付せずして、其権内にて其事柄の虚実を明細に取調へたる上、其税額を減すへしとす。而して其所得金高一ケ年三百円以下に減じたる向は、免税すへしとなり。是れ法の斟酌を加へられたる所なり。

○十分の五以上とある上は、十分の五以下の減損なれば、之を申出ることを得ざるは勿論なり。又減損に限り減税の法文ある上は、仮令所得高何程増すことありとも、其年内は、増税されざる法の精神と知らる。

○納期前とある所、最も注意を要す。若し躊躇して納期を過ぎりたるときは、本条但書により還付されざるの処分を蒙るのみならず、必ず上納せざるべからざるの義務を負ふに立至るべし。故に減損の事故生したる場合には、其納期前急劇直速に届出ざるべからざるなり。

○但書、既に納めたる税金は、之を還付されぬなり。若し之を還付することとすれば、僅々の事の爲めに、確定せる出納を動かさざるの不都合を生ずるを以てなり。

Ⓒ 本条ハ、納税者ノ所得高ヲ減損シタル場合ヲ規定シタルモノナリ。

元ト所得高ハ、一ケ年分ヲ予算ニ依テ見積ラ立テ定メタルモノナレハ、損失又ハ物価ノ変動等ニ依リ最初ノ見積リヨリハ所得高ヲ減損スルコトアルヘシ。此場合ニハ、其減損シタル事情ヲ郡区長ニ申出テ、減税又ハ免税ヲ請フコトヲ得ル者ナレドモ、些少ノ減損マテモ許シテハ遂ニ際限ナキヲ以テ、十分ノ五以上、即チ千円ニ付五百円以上ノ減損アリタル場合ニ限ルモノトセリ。但シ、此ノ場合ニ於テ、第十九条ノ如ク其減損シタル事実証憑ヲ添ヘ申出テサルヘカラズ。唯タ法文ニ拘泥シ漠然申出ツルモ採許セラレサルヘシ。

○郡区長ハ納税者ヨリ申出アリタルトキハ、事実ヲ取調べ相違ナキニ於テハ、減税又ハ免税ヲ許可スレトモ其減免税ヲナスハ、納期前ノ税金ニシテ一旦既ニ納メタル税金ハ仮令ヒ減損スルモ還付セサルモノナリ。

○若シ、反之シ所得高ヲ意外ニ増加シタルトキハ、其年更ニ届出ヘキカ、又ハ翌年ニ於テ其増加ノ税金ヲ追徴セラル、ヤト云フニ法文ノ規定ナキヲ以テ更ニ届ルニ及ハス。又タ翌年ニ於テモ追徴セラル、コトナカルヘシ。

○又タ本条ニ依レハ其減損ノ申出ヲ採否スルノ権ハ郡区長一己ノ決ニアツテ、調査委員等干渉ノ権ナキモノ、如ク、本税法ノ精神ヨリ解シテ疑ナキ能ハサレトモ其税金ヲ減少スルハ、納税者ノ利益ニモアリ、且ツ此レカ為メ、調査委員ヲ会スルハ大ニ手数ト費用ヲ要スルヲ以テ、必竟便宜上ヨリ区郡長に委ネタルモノナランカ。

## 第二四 逋脱犯及び自首する者については不問

第二十四条 所得金高ヲ隠蔽シテ逋税シタル者ハ其逋税金高三倍ノ罰金ニ処ス但自首スル者ハ其税金ヲ追徴シ其罪ヲ問ハス

### 解説

Ⓒ 官民ともに其の所得の金高を隠蔽して上税を遁れたる者は、其逋税金高の三倍の罰金に処分するなり。但し、自ら逋税を謀りたる旨を申し出るものは、其遁れ居たる税金を追徴して其罪を問はず、三倍の罰金を差免さるゝなり。

④ 本条は、此税法の實施上尤も有効なる箇条なり。所得の金高を押し隠して課税を遁れたる者は、其遁税の金高三倍の罰金に処せらるゝなり。例は千円の所得ある者にして、五百円の所得なりと申偽る場合には、千円の税金十五円より、五百円の税金五円を引去り、遁税高十円となる。其三倍即ち三十円の罰金に処せらるゝなり。

○遁税したる者とするは、未遂犯は罰せざるなり。即ち第十四条無届の場合等既遂には非ずして、単に遁税せんとしたる者の如きは、罰せられざることゝ知るへし。尤も第十四条無届には、第二十六条の罰はあるなり。

○抑も所得税は、一般に其所得を誇大にする風習ある欧米にても、虚偽の計算を為して遁税する通弊あることにて、本邦の如き其財産を人に秘する風習ある邦に在ては、特に罰なかるへからず。所得を偽ることは、虚偽の負債及び支出を為さずとも、信用ある向の取引は、帳簿に載せざるの簡易法にて、能く之を脱し得ることゝ見ゆ。故に本条の設けによりて、此等遁税の徒を懲罰さるゝの精神と知らる。然りとて過酷の罰は、却て収税の本旨に戻ることなれば、本条の罰の如きは、最も其権衡を得たるものと謂ふへし。

○但書、自首する者は、其遁税の税金を後より取立らるゝに止まり、其罪を問はずとなり。抑も本邦自首に罪を問はざるの原則たる。此税法の如き類には最も称用すべき事にて、又自首は、犯人悔悟の意を奨励するのみならず。犯人捜索の労費を減し、其本犯を得ざる為め、冤枉まんぢに陥る者ある患を防ぎ、犯罪無罰の害を除くの利益ありとす。故に斯く其罪を問はれざるなり。

⑤ 本条ハ、脱税者ヲ処分スルノ法ヲ規定シタルモノナリ。遁税トハ脱税ト云フコトニシテ、遁税ノ仕方ニ二様アリ。一ハ所得高ヲ減少シテ届出ツルモノ及ヒ全ク届出テサルモノトナリ。又タ第二十三条ノ場合ニ於テ、税金ノ減免ヲ受ケタル者、若シ後日其不正發覺スレハ矢張遁税シタルモノトナルヘシ。

○納税者ニ於テ若シ己レノ所得高ヲ隠蔽シ、脱税ヲ為シタル者ハ、之ヲ懲サンカ為メ其脱税額ノ三倍、例ヘハ所得高三百円ヲ隠蔽シタル者ハ其税金三元ノ<sup>(第五等百)</sup>三倍ナル九円ノ罰金ニ処セラル、モノトス。但シ、所得高ノ幾分ヲ届出テ幾分ハ隠蔽シタル場合ニハ其届出所得高ト隠蔽シタル所得高ヲ合算シ、第四条ノ等級税率ノ割合ニ依テ税額ヲ定ムルモノナラン。

○但シ、一旦脱税ヲナセシモ其不正アルヲ悔悟シテ、自首スルトキハ其当ハ前ノ税金ヲ納メシムルノミニテ罰金ニ処セラル、コトナシ。蓋シ自首ノ罪ヲ問ハサル所以ハ成ルヘク悔悟シテ自ら届出ルノ念ヲ生セシメ、又タ一旦犯則ヲナセシヲ以テ犯

則ノ罰ハ到底逃レサルモノナリト、其不正心ヲ增長セサラシムル為メニシテ、詰リ脱税者ヲ誘フテ正当ノ納税者トナラシムルニアリ。

○其脱税者ト認ムルハ納税者ヨリ届出タル所得高ヲ調査シテ、不当ノ処アレハ之ヲ以テ直ニ脱税シタルモノト見做スヘキカ、又タ第六条ノ期限ヲ過キ届出テサル者ハ、之レ亦タ脱税シタルモノト見做スヘキカト云フニ、未タ脱税シタルモノト云フヘカラス。何トナレハ其届出テノミニテハ確定シタルモノニアラス。又タ未タ實際納税ヲ免レサレハナリ、又タ第六条ノ期限ヲ過クルモノニハ第二十六条ノ制裁アルヲ以テ明カナリ。故ニ脱税シタル場合ヲ挙クレバ第六条ノ期限ヲ過キテ届出ラス郡区长モ見贖ヲ立テス。又タ所得高ヲ隠蔽シテ届出テシモ、郡区长ノ意見モナク調査委員会ニ於テモ不当トセズ、全ク課税ヲ免レタル時ニ逋税ノ罪ハ成立ツモノトス。

○調査委員自ラ脱税ヲナシタルトキハ如何ト云フニ、其税金ヲ追徴シ又ハ三倍ノ罰金ニ処スルハ素ヨリナレトモ委員ノ資格ハ法文ニ規定ナキヲ以テ依然トシテ失ハサルヘシ。然ルニ調査委員脱税者ト通謀シ賄賂ヲ受ケ所得高ヲ隠蔽逋税セシメタル者ハ如何スルヤ、調査委員ハ元ト官吏ニアラサレハ、刑法第二百八十四条官吏ノ賄賂罪ハ成立タ、サルモノトス。故ニ別ニ法文ヲ以テ規定スルノ外、之ヲ罰スルヲ得サルモノナラン。

## 第二五 事件機密漏洩罪

第二十五条 第二十二条ヲ犯シタル者ハ三円以上三十円以下ノ罰金ニ処ス

### 解説

Ⓐ 此税法第二十二條に記載の調査委員、其他所得税の取調へに与る者は、納税者の資産及び所得に係る事件を他に漏らすべからずとの明文を犯し、他に其事を漏したる者ある時は、三円以上三十円以下の罰金に処せらるゝなり。

Ⓑ 本条は、第二十二條調査委員、其他所得税の調査に関係する者にして、納税者の資産所得の事を他に漏洩することを防がれたる罰則なり。即ち第二十二條の規定を犯す者は、三円以上三十円以下の罰金に処すとなり。

㊦ 本条ハ、調査委員及ヒ所得税ノ調査ニ関係スル者ニ就テ罰則ヲ規定シタルモノナリ。

○既ニ前第二十二條ニ於テ述ヘシ如ク、納税者ノ資産所得ニ係ル事柄ヲ他人ニ漏洩スルハ、以テ其人ノ榮辱ニ関シ大ニ懐ミ戒シムヘキコト、ス。然ルニ此レヲモ顧ミス漏洩スル者ハ三円以上三十円以下ノ罰金ニ処シ、以テ漏洩ノ弊ヲ杜キ各人ノ資産及ヒ所得ニ係ル事項ノ秘密ヲ保護シタルモノナリ。

○本条ニ依テ罰金ニ処セラレタル調査委員及ヒ郡区長等ハ、免職セラル、ヤト云フニ罰金ハ体刑ト云ヒテ身体ニ及ブノ刑ニモアラス。又タ其罪ノ性質道德ヲ害シ、破廉恥甚ニモアラサレハ唯タ罰金ニ処セラル、ノミニシテ、其職任ヲ失スルカ如キコトハナカルベシ。

○罰金ニ処スルニハ起訴人ナカルヘカラズ。其起訴人ハ何人ナルヤト云フニ漏洩ニ依テ、弊害ヲ受クルハ納税者ナリ。故ニ納税者ヨリ裁判所ニ告訴スルモノニシテ檢察官直チニ起訴スルモノニハアラサルベシ。

## 第二六 秩序犯

第二十六條 第六條ノ届出ヲ為サ、ル者ハ一円以上一円九十五錢以下ノ科料ニ処ス

解説

㊦ 此税法第六條に記載の所得税を納むべき者は、其年所得の予算金高と其所得を獲る種類を記し、毎年四月三十日までに居住地の戸長を経て、郡区長に届出るなり、若し所得税を納むる者にして此日限（四月三十日）までに其届書を差出さぬものは、一円以上一円九十五錢までの内の罰金に処分せらるゝなり。

㊦ 本条は、第六條三百円以上の所得ある者は、所得予算高及び種類を記して、毎年四月三十日迄に郡区長に届出るのであるものゝ罰則なり。此届出を為さざる者は、一円以上一円九十五錢以下の科料に処すとなり。

○最多數一円九十五錢と定めあるは、刑法違警罪科料の極度一円九十五錢なるを以て、其違警罪の範圍内にて罰し、輕罪に入れざる法の精神と知らる。

○第六条の届出は、毎年之を為すべきものなるにより、前年に届出たりとて、翌年の届出を怠たれば、矢はり本条の罰あるを以て、所得納税の義務ある人は、毎年届出方を怠らざることには注意せざるべからざるなり。

◎本条ハ、第六条ニ依リ、所得高ヲ届出テサル者ヲ罰スルノ法条ナリ。

若シ納税者ニシテ、第六条ニ従ヒ届出テサル者アルトキハ、一円以上一円九十五銭以下ノ科料ニ処セラル、モノトス。若シ届出テサルモ罪ナキトキハ、各人皆勞シテ益ナク、税金ヲ取ラル、為メニ手数ヲ費シ終ニ届出ルモノナキノ、不都合アルニ到ルヲ以テ科料ニ処シ、其弊ヲ防キタルナリ。

○本条ニ科料ト云ヒ、前条ニ罰金ト云フ名称異ナレトモ、其性質ハ全ク同一ニシテ、犯則者ヲ処分スルノ罰金ナリ。然ルニ其名称異ナル所以ハ、我刑法ニ於テ二円以上ヲ軽罪ノ主刑トシ、之ヲ罰金ト云ヒ、五銭以上一円九十五銭以下ヲ違警罪ノ主刑トシ、之ヲ科料ト云ヒ、其名称ト金額ニ拠テ輕罪違警罪ノ區別ヲ定メタルモノナレトモ其違犯者ヲ処分スルノ罰金タルノ性質ニ到テハ異ナラサルナリ。

細則第十九条 第五条ニ違ヒ又ハ第六条第八条ノ届出ヲ怠リタル者ハ一円以上一円九十五銭以下ノ科料ニ処ス

解説

◎本条ハ、施行細則ノ違犯者ヲ処分スルノ罰則ニシテ、即チ犯則者ハ一円以上一円九十五銭以下ノ科料ニ処セラルヘシ。但シ施行細則ノ違犯者ニモ税法第二十九条ノ例ニ依ルモノト知ルヘシ。

細則附則 本年ニ限り第十一条ノ公告ハ九月第十五条ノ違ハ十一月ニ之ヲ為スヘシ

◎附則ニハ本年(即チ当二十年)限りノ規則ヲ定メタルモノニシテ、第十一条ノ公告トハ、郡区長カ納税者ノ住所姓名ヲ毎年五月、其管内ニ公告スルコト。第十五条ノ違トハ毎年八月十日マテニ、等級金額ヲ納税者ニ達スルコトナリ。夫レヲ本年ニ限り公告ハ九月ニ税金ノ違シハ十一月ニ之ヲ為ストナリ。

\* 九月↓十月末日迄ニ、改正(明治二〇・九大蔵省令第一三三号)

## 第二七 刑法の不適用

第二十七条 此税法ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ不諭罪及減軽、再犯加重、數罪俱発ノ例ヲ用ヒス

### 解説

⑤ 此税法に定めたる諸条を犯したる者には、刑法に明文のある不諭罪及び減軽再犯加重數罪俱発の例を用ひられぬなり。

⑥ 本条は、懲罰の処分方を定む。此税法を犯したる者、即ち第二十四条第二十五条第二十六条の違反者には、刑法の不諭罪及び減軽、再犯加重、數罪俱発の例を用ひすとす。

○刑法の不諭罪とは、罪を犯すの意なくして誤て犯し、又強て犯さしめられたる者、及び十六歳未満の幼者の犯罪の類にて、法律上罪を為さざる所為を指す。此例を用ひすとあれば、誤て犯したるものも、強て犯さしめられたるものも、之を罰することなり。減軽に、宥恕減軽、自首減軽、酌量減軽の別あり。宥恕減軽は、幼年者等の犯罪を宥恕し、一等又は二等を減ずることなり。自首は、此税法第二十四条に其罪を問はずとある上は、本条の限外に付き、別に解せず。酌量減軽は、所犯の有様原諒すべき場合に、裁判官にて斟酌して、一等又は二等を減ずるを指す。此減軽を用ひすとある上は、自首の外は、如何なる場合にも罰金を酌減せすとす。再犯加重とは、初犯の刑を受けたる者、再び罪を犯したる場合に一等つゝを加ふるを指し、此例を用ひすとあるは、再三犯に至るも、加重せずして、罰金科料の高は、常に増さざるなり。若し之を加重すれば、過酷に至るの害あればなり。數罪俱発とは、數多の罪、同時に發覺したる場合に、一の最も重き刑を以て刑し、其余は犯罪の証明だけに止め置くを云ふ。此例を用ひすとあれば、此税法の數犯罪同時に發覺し、又は他の犯罪と共に發覺したる場合にも、此税法の犯罪は、一件ことに罰金を科することとなり。

⑦ 本条ハ、此ノ税法ヲ犯シタル者ニ付テ法ノ適例ヲ規定シタルモノナリ。今逐次左ニ解釈センニ。

○刑法ノ不諭罪トハ強テ犯サシメラレタル者、或ハ罪ヲ犯スノ意ナクシテ誤テ犯シ、又ハ十六歳未満ノ幼者ノ犯罪ノ類ニシ

テ、刑法第七十五条以下数条ニ定ムルモノニシテ、法律上罪トナラサル所為ヲ指ス。此ノ例ヲ用ヒストアレハ其誤テ犯シ、又ハ幼者ノ犯シタル者、或ハ強テ犯サシメラレタル等ノモノモ之ヲ罰スルナリ。

○減軽トハ、其所為無罪ニアラサルモ、幾等カヲ減軽スルモノニシテ、減軽ニ宥恕減軽、自首減軽、酌量減軽ノ別アリ。宥恕減軽ハ幼者等ノ犯罪ヲ宥恕シ、一等又ハ二等ヲ減スルモノニシテ、刑法第八十条以下三条ニ定メアリ。

○自首減軽トハ、自首者ニ一等ヲ減シ、贖物ヲ還給シ損害ヲ賠償シタル者ニ、尚ホ二等ヲ減スルモノニシテ刑法第八十五条以下ニ定メアリ。

○酌量減軽トハ、所犯ノ情状原諒スヘキ者ニ、裁判官ニテ酌量シテ、一等又ハ二等ヲ減スルモノニシテ、刑法第八十九条ニ定メアリ。此例ヲ用ヒストアレハ如何ナル事情アルモ酌減セストナリ。

○再犯加重トハ、既ニ刑ヲ受ケタル者、再ヒ罪ヲ犯シタル場合ニ改悛ノ情ナキヲ以テ、一等ツ、ヲ加フルモノニシテ、刑法第九十一条以下ニ定メアリ。此ノ例ヲ用ヒストアレハ再四犯ニ至ルモ加重セズトナリ。

○数罪俱発トハ、未タ判決ヲ經サル数多ノ罪同時ニ発覺シタル場合ニ其中ノ一ノ重キ刑ニノミ処シ、其余ノ罪ハ犯罪ノ証明タケニ止メ置クモノニシテ、刑法第百条以下ニ定メアリ。此例ヲ用ヒストアレハ、此税法ノ罰則ヲ二罪以上犯シ、又ハ他ノ犯罪ト俱ニ發覺スルモ数罪俱発トシ一ノ重キニ依テ処セラル、コトナク、一件毎ニ処罰スルトノ事ナリ。要スルニ本条ハ以上列記ノ如キ例ヲ用ヒテ、犯者ヲシテ口実ヲ不論罪減軽等ニ措リ、或ハ一度犯セシヲ以テ、他罪ヲ犯スモ数罪俱発一ノ重キニ処セラル、等ノ邪心ヲ逞フセサラシメ、以テ犯者必罰ヲ示シタルモノナリ。

## 第二八 施行 委任

第二十八条 此税法施行ニ関スル細則ハ大藏大臣之ヲ定ム

### 解説

⑤ 此税法を施行することに付ての委細の規則は、追て大藏大臣に於て、制定の上發布せらるゝなり。依て其施行の細則發布

せられしは速かに解釈を加へ、出版(マ)発市す胸算なれば出版の上、本篇に倍よし頼よひに御購覽あらんことを祈るも余白を仮り予じめ江湖の各位に告ることより。

④ 此税法の実施方に付ては、法文簡單?悉し得ざる所の細目あり。此は大蔵大臣の権にて、細則を定めて、達せらるゝとなり。

⑤ 本税法ニ規定ノ条數通計僅カニ二十九条ニ過キス。唯タ大体ノ綱領ヲ定メタルモノナレハ、其實際ノ施行ニ関スル細則ハ大蔵大臣之レヲ定ムルト云フコトニシテ、即チ附録ニ載スル大蔵省第八号ヲ以テ達セラレタリ。

## 第二九 本法の施行期日及び施行地等

第二十九条 此税法ハ明治二十年七月一日ヨリ施行ス

但北海道、沖縄県及東京府管轄小笠原島、伊豆七島ニ於テハ官府ヨリ受クル俸給、手当、年金及恩給金ノ外ハ当分ノ内之ヲ施行セス

### 解説

① 此所得税法は、本年七月一日より実行せられ、来二十一年三月に至り税金を徴収らるゝ筈なり。然し乍ら北海道庁下十一ヶ國と沖縄県全島と東京府の管轄なる小笠原島及び伊豆七島にては、政府より受くる処の年俸月給年金及び恩給金よりは、所得税を徴収らるゝと雖も、其外は当分の間、此税法を施行されぬ故、所得税を上納致さぬなり。

② 此税法は、明治二十年七月一日より實際施行さるゝなり。故に本年後半季分は、第五条により、明治二十一年三月を以て納税することトす。

○但書、北海道、沖縄県及び東京府管轄小笠原島、伊豆七島の如きは、戸口稀疎にして創草の際なるを以て、納税し得るだけの力なきのみならず。民力を養ふべき事業を奨励する場合なきにあらず。是等を斟酌されて、斯くは右の地方は、官府よ

り受くる俸給、手当金、年金及び恩給金の外は、当分の内所得税を課せられざることなりと知らる。然れども施行細則第五条によれば、たとひ此税法を施行されざる北海道等に住居せりとも、本法施行の地にて、三百円以上の所得ある向は、矢張り課税さるゝことなり。

● 本条ハ、本税法ノ施行ヲ始ムル期日ト、本税法ヲ施行セサル場所トヲ規定シタルモノナリ。

其施行ヲ始ムルハ、当明治二十年七月一日、即チ第五条ニ云フ後半分ヨリ施行スルモノナレハ、正ニ納税スルハ、明治二十一年三月カ始メナリ。但シ届出ノ所得高ハ一ヶ年分ニアラスシテ、後半分ノ所得高ヲ届出ヘク、又タ其課税セラル、モ後半分分タルベシ。

但北海道、沖縄県等法文列記ノ土地ハ、当分ノ内ハ官府ヨリ受クル俸給手当金、年金及恩給金ノ外ハ課税セラル所以ハ、北海道、沖縄県等ノ如キハ内地ノ治政ト其趣ヲ異ニシ、或ハ殖産興業ノ主意ニヨリ、人民ノ移住ヲ勸ムル等、免税シテ之ヲ保護奨励センカ為ニシテ、必竟行政上ノ処分ナリ。最モ免税スルハ北海道、沖縄県等ノ地方ニ在ル資産ヨリ生スル利潤及ヒ業務ヨリ得ル収入ニ(但官府ヲ除ク)シテ、北海道、沖縄県等ニ住居スル人民ハ悉ク免税スルニハアラサルナリ。故ニ仮令ヒ北海道、沖縄県等ノ地方ニ住居スル人民ナルモ、他ノ各府県(即チ税法ヲ施行スル地)ニ三百円以上ノ所得アル者ハ其所得ヲ生スル一定ノ地ニ納税管理人ヲ定メ納税セネハナラヌナリ。細則第五条(二八八頁)ニ付テ見ルヘシ。

○北海道、沖縄県等ハ、本法ヲ施行セス。故ニ調査委員ナキヲ以テ官府ヨリ受クル俸給等ハ、長官府知事之ヲ査定スルトナリ。

細則第十七条 税法第二十九条但書ノ所得ニ関スル等級金額ハ北海道長官東京府知事沖縄県知事之ヲ査定スヘシ

### 解説

● 本条ハ税法第二十九条但書ノ所得、即チ北海道・沖縄県・東京府所轄小笠原島、伊豆七嶋ニ於テ、官府ヨリ受クル俸給手当金、年金恩給金ハ該地方ハ調査委員ナキヲ以テ其長官府県知事カ之ヲ査定スルトナリ。但シ所得ヲ収入スル者ヨリ届ケ出ツヘキハ勿論ナリ。

## 附則

④ 附則は、此税法の本条に入るほどの事柄にあらざる。一時注意の事項を此法に附随して、告示せらるゝ為め設けられたるなり。

本法第六条ノ届書ハ本年ニ限り七月三十一日マテニ差出スヘシ

## 解説

⑤ 此税法第六条に記載の戸長役場又区役所に差出す所得金予算高及び其種類の届書は、本年に限り来る七月三十一日までの中に其筋へ差出すなり。明年よりは予て四月三十日までに届出ることを心得べきなり。

⑥ 本法第六条の所得届は、本年に限り、新設に係るを以て、四月三十日までに届出づべきを猶予し、七月三十一日までに届出ることとせられたり。

⑦ 本条ハ当年限りノ規則ナレハ、本則中ニ加ヘルホトノコトニモアラサル故ヘ、附則ニシタルモノニシテ、通例ハ毎年四月三十日マテニ届出ヘキナレトモ、当二十年ハ最始ノコトニ付キ第二十九条ニ於テ、明治二十年七月ヨリ施行スト定メタレハ、其届出テモ七月三十一日マテニ延ハシタルモノナリ。但シ、此ハ明治二十年限りノコトナレハ決テ誤解スヘカラズ。

所得税法解説終〔安井〕

〔所得税法詳解畢〔今井〕〕

〔実用手続日本所得税法註釈畢〔鍋島〕〕

余 解〔鍋島〕

○一 税法及ヒ施行細則ヲ解釈シ終へ、尚ホ読者ノ注意ニ供センカ為、納税者タルモノ、最モ記憶スヘキ要件ヲ挙クレハ、  
 一 毎年四月三十日マテニ所得高ヲ届ケ出ツルコト、二 税金ハ毎年三月ト九月ニ納ムヘキコト、三 自己ノ税金額ハ毎年八月十日マテニ郡区長ヨリ達セラル、コト、四 若シ郡区長ヨリ達セラレタル税金等級ヲ不当トスルトキハ二十日以内ニ申出ツヘキコト、五 所得高ヲ納期前ニ於テ十分ノ五以上減損シタルトキハ郡区長ニ減免税ヲ申出ツルヲ得ルコト、六 調査委員ヲ選挙シ、又タ自己委員ニ当選セラルレハ、故ナク辞スルヲ得サルコト、七 戸主ハ家族ノ分ヲ合算ノ上届ケ出ツヘキコト、八 他郡区内へ転居シタルトキハ郡区長ニ届ケ出ツヘキコト、九 此税法施行セサル地ニ住スル納税者又ハ内外国ニ旅行シ、若クハ外国ニ及ヒ此税法ヲ施行セサル地ニ寄留スル納税者ハ其所得ヲ生スル地ニ納税管理人ヲ置クヘキコト等ハ最モ納税者タルヘキモノ、記憶スヘキ要件ニシテ、若シ之レニ違犯セハ処罰セラレ又ハ權利ヲ失スルモノニシテ、忽諾ニ付スヘカラサルナリ。

今茲ニ書肆ヲ業トシ、公債証書株券ヲ有シ、且ツ貸長屋ヲ持テ納税者タルヘキ者アリト假定シ、其届ケ書ヲ記スレハ左ノ如クナルベシ。

所得金高届

- 一金三十五円 金禄及整理公債ノ利息
- 一金四十八円 銀行株式ノ利益配当金
- 一金四千六百円 書籍販売代金ノ所得
- 一金千二百円 京橋区銀坐支店ノ同上
- 一金九十六円 貸屋賃ノ所得

外

- 金三十六円四十銭 地租營業稅地方稅區費備荒儲蓄金
- 金五千円 書籍出版費草稿料書籍原価
- 金二百六十円 雇人給料
- 金三十二円 貸屋及ヒ店家修繕料

小以金五千三百二十八円四十銭

所得高計金六百五十円六十銭

右之通ニ候也

明治二十一年四月二十日

日本橋区長国府所得殿

東京府日本橋区西川岸町十二地住

須原鉄二印

右ノ仮例ニ於テハ銀坐ニ支店アルヲ以テ京橋区長ニ左ノ届ケ書ヲ差サ、ルヘカラス。

所得税納入地届

一金二千百円

書籍販売代金ノ所得

外

金九円八十銭

地租營業税地方税区費備荒儲蓄金

金八百円

書籍原価

金百円

雇人給料

小以金九百〇九円八十銭

所得高計金二百九十円二十銭

右ハ御所轄区内ノ所得金ニ有之候処税金ハ東京府日本橋区西川岸町ニ於テ合算ノ上相納候ニ付此段及御届候也

東京府日本橋区西川岸町十二番地住

明治二十一年四月二十日

須原鉄二印

京橋区長税所良納殿

右ノ届ケ書ヲ差出シ調査委員会ニ於テ至当ト決議シタルトキハ郡区長ヨリ左ノ達シアルベシ。但シ円位以下ハ算入セス。

明治二十一年度 日本橋区西川岸町

第五等所得税金六円五十銭 須原 鉄 二

右所得税ノ等級金額頭書ノ通相定ム但之ヲ不当トス  
ルトキハ所得税法第十九条ニ拠リ申出ヘシ

明治二十一年八月六日 日本橋区長国府所得印

若シ又タ都区長ヨリ達セラレタル等級税額ヲ不当トシ府県知事ニ申出ツルトキハ、其書式ナキモ案スルニ

○申出書

一第四等所得税金十六円五十銭

右之通り都区長ヨリ相達セラレ候得共拙者儀ハ所得高計金九百九十五円ニ候ヘハ第五等ノ等級税率ニ拠テ納ム可キ義ト奉存候然ルニ第四等ニ拠テ等級税額ヲ定メラレタルハ不当ト存候間税法第十九条ニ依リ別紙所得高明細書及ヒ証憑書類相添ヘ不当ノ申出仕候ニ付キ御調査ノ上相当ノ税額ニ御取極有之度此段奉願候也

年 月 日

府県知事宛

何  
ノ  
誰

別紙ニ明細書及ヒ証憑書類ヲ添ヘテ申出ツヘシ。

又タ税法第二十三条ノ所得高ヲ十分ノ五以上減損シタルトキニ都区長ニ申出ツル其書式ハナキモ之レ亦タ案スルニ、

○所得高減損ニ付申出書

一税金、円

一拙者儀前書ノ税金上納可仕筈ニ候処營業上ノ商品大ニ下落仕リ(或ハ何々ノ理由ニ依リ)為メニ所得金高ノ内二百五十円余ヲ減損仕候ニ付即チ所得高十分ノ五以上ノ減損ニ候ヘハ減税(又ハ免税)被成降度別紙明細書相添ヘ此段奉願候也。

年 月 日

郡 区 長 宛

住所 姓 名 印

六〇〇

右二例ハ注釈者ノ文案ナレハ、固ヨリ準拠スヘキ書式ニハアラサレトモ右文案ニ依リ、之ヲ実地ニ応用斟酌シテ記スベシ。  
唯タ大要ヲ示スノミ。  
所得税施行細則注釈大尾

## 参 照 法 令

府県会規則抄 (明治一三年四月八日  
太政官布告第一五号)

### 第一章 総則

第一条 府県会ハ地方税ヲ以テ支弁スヘキ経費ノ予算及ヒ其徴収方法ヲ議定ス。

### 第二章 選挙

第十条 府県会ノ議員ハ郡区ノ大小ニ依リ每郡区ニ五人以下ヲ選フ。

第十一条 議長、副議長ハ議員中ヨリ公選シ、之ヲ府知事県令ニ報告シ府知事県令ハ之ヲ内務卿ニ報告スヘシ。

議長、副議長及ヒ議員ハ俸給ナシ。但会期中滞在日当及ヒ往復旅費ヲ給ス。其額ハ会議ノ議決ヲ以テ之ヲ定ム。

第十二条 書記ハ議長之ヲ選ヒ庶務ヲ整理セシム。其俸給ハ会費ノ中ヨリ之ヲ支給ス。

第十三条 (五六五・五六六頁掲出につき略)

備荒儲蓄法 (明治一三年六月一五日)  
太政官布告第三一號)

備荒儲蓄法

第一条 備荒儲蓄金ハ非常ノ凶荒不慮ノ災害ニ罹リタル窮民ニ食料小屋掛料、農具料、種穀料ヲ給シ、又罹災ノ為メ地租國稅ノ部分ニ限ルヲ納ムル能ハサル者ノ租額ヲ補助シ、或ハ貸与スルモノトス。

第二条 備荒儲蓄金ヲ分ツテ、中央儲蓄金府県儲蓄金ノ二トス。

中央儲蓄金ハ明治二十二年度迄ノ中央儲蓄金及ヒ之ヨリ生スル利殖金ヲ以テ成立スルモノトス。

府県儲蓄金ハ明治二十二年度迄ノ府県儲蓄金及ヒ之ヨリ生スル利殖金ヲ以テ生立スルモノトス。

第三条 中央儲蓄金ハ国库ニ備置キ大蔵大臣之ヲ管理シ府県儲蓄金ノ補助ニ充ツヘキモノトス。

第四条 府県儲蓄金ノ管守支給及ヒ利殖ノ方法ハ府県知事之ヲ府県会ニ付シ、其議決ヲ取り内務、大蔵両大臣ニ具状シ其許可ヲ得テ之ヲ施行スヘシ。

得テ之ヲ施行スヘシ。

第五条 府県儲蓄金ヲ徴取シ管守シ支給シ及ヒ之ヲ一処ニ集儲シ、數所ニ分儲シ、或ハ米穀ヲ購入スルノ方法ハ府知事県令ヨリ之ヲ府県会ニ付シ、其議決ヲ取り内務、大蔵両大臣ニ具状シ其許可ヲ得テ之ヲ施行スヘシ。但シ米穀ヲ儲積スルハ儲蓄金ノ半額ヲ超ユヘカラス他ノ半額ハ公債証書ニ交換シ置クヘキ者トス。

第六条 府県会ニ於テ議決スル儲蓄金支給ノ方法ハ左ノ制限ヲ超ユヘカラス。

第一 食料ヲ給スルハ罹災ノ為メ自ラ生存スル能ハサル者ニ限ル。其日數ハ三十日以内トス。又同上ノ窮民ニ小屋掛料ヲ給スルハ一戸十円以内、農具料、種穀料ヲ給スルハ一戸二十円以内トス。

第二 地租ヲ補助及ヒ貸与スルハ罹災ノ為メ土地家屋ヲ売却スルニアラサレハ地租ヲ納ムル能ハサル者ニ限ル。

第七条 各府県窮民ノ救助地租ノ補助及ヒ貸与ノ金額、府県ノ儲蓄金三分二以上ヲ供用支出スルトキハ府知事県令ノ具申ニ依リ内務、大蔵両大臣ノ協議ヲ以テ中央儲蓄金ヨリ補助スヘシ。

第八条 従前人民公儲ノ儲蓄金アル府県郡区町村ハ之ヲ以テ、今般施行スル所ノ備荒儲蓄金ニ補充スルコトヲ得。

第九條 各府県内儲蓄金ノ出納ハ大藏卿歳次或ハ臨時ニ之ヲ検査スヘシ。

第十條 府県知事ハ府県儲蓄金ノ出納決算ヲ翌年度通常府県会ノ初メニ於テ府県会ニ報告シ、仍ホ内務、大藏兩大臣ニ報告スヘシ。

大藏大臣ハ毎年中央及ヒ府県儲蓄金ノ出納決算ノ要領ヲ告示スヘシ。

第十一條 此方法ハ二十箇年間施行スルモノトス。満期ノ後ニ至リ各府県ニ存在スル儲蓄金ハ府県会ノ議決ヲ以テ其保存方法ヲ定ムヘシ。

〔公布文ニ前書〕

備荒儲蓄法別紙ノ通相定来ル十三年度（明治十四年一月一日）ヨリ施行候条明治八年七月第二百二十二号達窮民一時救助規則及同十年九月第六十号布告凶歳租稅延納規則ハ右施行ノ期日ヨリ廃止トス、此旨布告候事

（別紙）

本法第一条以下〔前頁〕

陸軍恩給令

（明治一六年九月一日）抄  
（太政官達第三七号）

陸軍恩給令

第一章 総則

第一条 陸軍恩給ハ陸軍諸種ノ勤勞ニ依リテ之ヲ給スル者ナリ。其種類別テ左ノ五項トス。

- 一 退職恩給
- 二 免除恩給
- 三 寡婦（孤児）扶助料
- 四 賑恤金
- 五 給助金



- 一 退職恩給
- 二 退役恩給
- 三 寡婦（孤兒）扶助料
- 四 賑恤金
- 五 給助金

第二条 退職恩給退役恩給寡婦扶助料ハ本人ノ終身孤兒扶助料ハ、男女共ニ二十歳ニ至ル迄之ヲ給シ、賑恤金給助金ハ一時限リ之ヲ給ス。

第三条 軍人ハ定限ノ年齢ニ達スレハ、退職退役シテ恩給ヲ受クルヲ例トス。其定限左ノ如シ。

軍医大監	主計大監	六十
機関大監	機関中監	六十
大佐	中佐	六十
水兵上長	木工上長	六十
楽長	機関工上長	六十
少佐	大機関士	五十
大尉	中尉	四十五
少尉	軍医補	四十
少尉補	機関士補	三十
	少軍医	五十
	少主計	四十
	下士	四十
	大主計	五十
	中主計	五十
	掌砲上長	五十
	中軍医	五十
	大軍医	五十
	機関工上長	五十
	掌砲長	五十
	水兵長	五十
	木工長	五十
	機関工長	五十

巡查看守給助例 (明治一五年七月一七日)  
 (太政官達第四一號)

○第四十一号 (七月十七日 輪郭附)

警視庁

巡查看守給助例別紙ノ通相定候条各地方ニ於テ給助金額ヲ定メ内務卿ノ認可ヲ經テ施行可致此旨相達候事

但実施ノ府県ハ八年一月第三号達並九年八月第八十号達別表中免職帰国旅費ハ相廢候儀ト相心得ヘシ。

(別紙)

巡查看守給助例

第一条 給助ハ退職給助傷痍給助死亡給助療治料祭祀料ノ五種トス。

第二条 給助ヲ与ル者ヘ左ノ如シ。

一 退職給助 勤続巡查ヨリ看守ニ看守ヨリ巡查ニ滿五年以上ニシテ退職スル者ニハ一時之ヲ給シ滿十年以上ニシテ退職スル者ニハ終身之ヲ給ス。

二 傷痍給助 職務ノ為メ負傷スル者ニ終身之ヲ給ス。

三 死亡給助 職務ノ為メ重傷死ニ至ル者及ヒ負傷後其傷痍ニ原シテ死亡スル者又ハ職務上伝染病ニ罹リ死亡スル者ノ遺族ニ之ヲ給ス。

四 療治料 職務ノ為メ負傷シ若クハ伝染病ニ罹ル者ニ之ヲ給ス。

五 祭祀料 奉職中死亡スル者ニ之ヲ給ス。

第三条 退職給助ノ額

一 勤続滿五年ノ者ハ一時金二十円ヨリ少カラス。三十円ヨリ多カラサル額ヲ給ス。滿六年以上九年迄ハ一年毎ニ金三元ヨリ少カラス。五円ヨリ多カラサル額ヲ増給ス。

二 勤続滿十年ノ者ハ年金二十五円ヨリ少カラス。三十円ヨリ多カラサル額ヲ給ス。滿十一年以上ハ一年毎ニ金五十錢ヨリ少カラス一円ヨリ多カラサル額ヲ増給ス。

第四条 傷痍給助ノ額

一 一等傷ヲ終身不具トナリ自用ヲ弁スル能ハサル者ハ年金三十円ヨリ少カラス四十円ヨリ多カラサル額ヲ給ス。

二 二等傷 終身不具トナリ自  
用ヲ弁シ得ル者 ハ年金二十円ヨリ少カラス三十円ヨリ多カラサル額ヲ給ス。

第五條 死亡給助ノ額  
一 寡婦又ハ相続ノ孤兒アル時ハ年金三十円ヨリ少カラス。五十円ヨリ多カラサル額ヲ給ス。寡婦再嫁シ孤兒二十歳ニ至レハ  
廃止ス。

但寡婦アレハ孤兒ニ給セス。

二 寡婦又ハ孤兒ノ給助ヲ受ル者ナク祖父母、父母又ハ二十歳未満ノ兄弟姉妹ニシテ死者ニ依リ、従来生計ヲ為セシ者アルト  
キハ一時金五十円ヨリ少カラス百円ヨリ多カラサル額ヲ給ス。

三 相続者タル孤兒滿二十歳ニ至ルモ廢篤疾ナルトキハ年金ヲ廢止スルニ際シ、一時金五十円ヨリ少カラス百円ヨリ多カラサ  
ル額ヲ給ス。

第六條 療治料ハ傷痍又ハ病症ノ輕重ニ依リ其適度ヲ量リ之ヲ給ス。

第七條 祭祀料

一 奉職一年未満ニシテ死亡スル者ハ一時金十円ヨリ少カラス十五円ヨリ多カラサル額ヲ給ス。滿一年以上二年毎ニ金三円ヨ  
リ少カラス五円ヨリ多カラサル額ヲ増給ス。

二 職務ノ為メ死亡スル者ハ前項ノ外、一時金五十円ヨリ少カラス百円ヨリ多カラサル額ヲ給ス。

第八條 左ノ各項ニ該ル者ハ給助ヲ受ルヲ得ス。

一 公権ヲ剝奪セラレタル者。

二 懲罰ニヨリ免職セラレタル者。

第九條 左ノ各項ニ該ル者ハ其時間給助ヲ停止ス。

一 俸給ヲ受ルノ官職ニ就キタル者

二 公権ヲ停止セラレタル者

三 失踪シタル者

四 許可ヲ得スシテ外國ニ出テ一年以上帰朝セサル者。

○第四十二号（七月十七日 輪廓附）

警 視 庁  
府 県 東 京 府 沖 繩 函 館 札  
幌 根 室 四 県 ヲ 除 ク

巡查看守給助例施行ノ期ニ際シ、現在職滿二年以上五年未滿ノ者、引統キ五年未滿奉職ノ日ヨリ算スニシテ退職スルトキハ給助例施行ノ日ヲ限界トシ、勤統年數ニ応シ滿年賜金ノ例ニ拠リ當時ノ月俸額ヲ以テ退職ノ際一時慰勞金ヲ支給ストシ此旨相達候事。

大藏省証券条例（明治一七年九月二〇日）抄  
（太政官布告第二四号）

大藏省証券条例

第一条 大藏省証券ハ、出納上一時使用ノ為メ大藏省ヨリ發行スルモノトス。

第二条 大藏省証券ハ、無記名利付定期払ニシテ、其發行シタル年度ノ歳入ヲ以テ仕払ヲ為スモノトス。

第三条 大藏省証券ノ發行金額及利息金額ハ、大藏卿之ヲ予定シ太政官ノ裁可ヲ受クヘシ。

第四条 大藏省証券ハ、百円、五百円、千円、五千元、一万元ノ五種ニ別チ其仕払期限ハ三ヶ月、六ヶ月、九ヶ月トス。但其仕払期日ハ各証券面ニ記載スヘシ。

第五条 大藏省証券ハ何人ニテモ授受売買スルヲ得。

第六条 大藏証券ノ仕払及ヒ引換ニ関スル事務ハ、日本銀行ニ於テ取扱ハシムルヘシ。

第七条 大藏省証券ノ所持人ハ其仕払ノ期日ニ至リ日本銀行本支店又ハ代理店ニ於テ其仕払ヲ請求スヘシ。但其仕払ハ通貨ヲ以テスルモノトス。

第八条 大藏省証券ハ其仕払期日ヨリ起算シ、滿六ヶ月間ハ之ヲ仕払フヘシ。滿六ヶ月ヲ過ルトキハ一切仕払ヲ為サ、ルモノトス。但仕払期日後ハ利子ヲ付セサルモノトス。

第九条 大藏省証券汚染又ハ毀損セントキハ日本銀行本支店又ハ代理店ニ差出シ証券ノ引換ヲ請フヘシ。但其券面金額記号番号及ヒ主要ノ印部ヲ検査シ其真正タルヲ証認シ得ヘキ者ニアラサレハ引換サルヘシ。

第十條 大藏省証券ノ所持人其証券ヲ亡失セントキハ其事由並ニ券面ノ金額仕払期日記号番号及ヒ所有セントキノ手續ヲ詳記シ、日本銀行本支店又ハ代理店ヲ經テ大藏省ニ届出ヘシ大藏卿ハ其証券ノ授受売買引換及ヒ仕払ヲ差止ムヘキ旨ヲ告示スルモノトス。但發見シタルトキハ同様ノ手續ヲ以テ届出ヘシ。

第十一條 亡失セン証券ハ之ヲ發見セサルモ日本銀行本支店又ハ代理店ニ於テ満足スル保証人二人以上ノ証明アルニ於テハ其元利金額ヲ仕払フヘシ。

第十二條 大藏省証券ヲ偽造若クハ變造シテ行使シタルモノハ刑法第二百四條第二項ニ依テ処斷ス。

諸稅意納処分法 (明治一〇年一月二日)  
(太政官布告第七九号)

沿革 明治一一・一〇・二一

太政官布告第三四号

明治一四・二・二五

太政官布告第一五号

明治一六・八・四

太政官布告第二五号

明治一七・三・一四

太政官布告第六号

明治一八・七・二九

太政官布告第二〇号

租稅未納ノ者ハ從來意納金ヲ徵シ本人身代限ヲ以テ取立ル等ノ処分モ有之処自今右処分ヲ廢止シ更ニ左ノ通區別相立処分致スヘシ此旨布告候事。

第一條 徵收期限 毎期ヲ過テ尚國稅ヲ上納セサル時ハ、之ヲ賦課シタル財産ヲ公売シテ徵收スヘシ若シ其財産他人ヘ売買譲与シ

タル時ハ、之ヲ買受讓受タル者ヨリ完納セシムヘシ(明一四・太布一五号改正)

但書入質入地所質入ハ其ノ財産ニ未納税アル時其債主ニ於テ弁納スヘシト申立ル者ハ、其意ニ任セ公売ヲ行ヘス。

第二条 營業稅又ハ製造稅ヲ上納セサル時ハ其營業ヲ停止ス。其製造品アル者ハ之ヲ公売シ次ニ其器物ニ及ホスヘシ(明一六・太布二五号但書を削リ、二項但書追加、明一七・太布六号二項改正、明一八・太布二〇号、本条全文改正)

酒類及醬油造石稅ハ前項ニ依テ処分シ、仍ホ其製造用ノ諸建物ヲ公売スルコトヲ得。

但酒類醬油及其製造用諸器物建物ハ自他ノ所有ヲ問ハス其一部又ハ全部ヲ公売シテ徵收ス。

第三条 府県稅民費モ此規則ニ準シテ処分スヘシ。

但各別ニ財産ヲ指定メテ賦課セサル民費徵收ニ付テハ、土地家屋ヲ除キ他ノ財産ニ先取特權アリトス。

第四条 凡租稅不納ニ付財産ヲ公売セントスル時ハ地方官ニ於テ処分シ、先ツ公売ニ關スル入費ヲ別去リ而後國稅府県稅民費ヲ

徵シ剩餘アル時ハ之ヲ本人ニ還付ス。若シ不足アル時國稅府県稅ハ官ノ損失ニ歸シ民費ハ該区ノ損失ニ歸ス。

但該財産ニ付テ区戸長役所ノ帳簿ニ記載セル債主アル時ハ、其殘金ヲ順次其債主ニ給付ス。

第五条 削除(明一・太布三四号追加、明一四・太布第一五号削除)

第六条 財産公売ノ際買請望人無之節該財産ハ之ヲ官沒スヘシ(明一・太布三四号追加)

附則

此布告ニ矛盾スル布告布達ハ廢止トス。

### 諸稅急納処分法補充法

一、課稅処分不服の場合と雖も、稅金期限までに上納のこと。

明治一五年五月一〇日太政官布告第二二号

課稅ニ關スル処分ニ就キ不服アリテ出訴セントスル者ハ先ツ其旨ヲ申立課額ヲ上納シ領收証書ヲ添ヘ其翌日ヨリ六十日内ニ訴出ツヘシ。

但納税期限前ニ訴出テ訴訟中ト雖モ其期限ニ至レハ課額ヲ上納スヘシ  
右奉 勅旨布告候事。

二、諸税怠納処分法第一条但書補充

明治一六年三月二四日太政官第一一六号達 府 県

明治十年<sup>十一</sup>月<sup>十一</sup>第七十九号布告第一条但書ノ場合ニ於テハ債主ニ其未納税アル旨ヲ通告シ債主之ヲ弁納セサル時ニ公売ヲ行フヘキ儀ト可心得此旨相違候事。

三、徵発令に依る負担金怠納者処分

明治一六年八月八日太政官布告第三一号

徵発令ニ依リ負担ス可キ費用ノ怠納者ハ明治十年<sup>十一</sup>月<sup>十一</sup>第七拾九号布告ニ依リ処分ス可シ。但財産公売ノ際買受人ナキトキハ徵発令ニ没入シ不足金アルトキハ其区ノ損失ニ歸ス。

右費用ニ關スル処分ニ就キ不服アル者ハ明治十五年<sup>五</sup>月<sup>五</sup>年第二十二号布告ニ依ル可シ

右奉 勅旨布告候事。

四、区町村費等怠納者処分法

明治一七年五月七日太政官布告第一五号

(内務卿  
連署)

区町村会ニ於テ評決シタル区町村費及ヒ水利土功会ニ於テ評決シタル土木費ノ怠納者ハ、總テ明治十年<sup>十一</sup>月<sup>十一</sup>第七十九号布告ニ拠リ処分ス可シ。若シ財産公売ノ際買受人ナキトキハ官没ノ手續ヲ為サス郡区長又ハ戸長ニ於テ之ヲ管掌シ、會議ノ評決ヲ取り府知事県令ノ認可ヲ得テ処分ス可シ。

但明治十四年<sup>四</sup>月<sup>四</sup>第二十四号布告ハ廃止ス。

右奉 勅旨布告候事。

五、区町村費に關シ不服の場合の取扱い補充

明治一七年七月四日太政官布告第二三号

(内務卿  
連名)

区町村会ニ於テ評決シタル区町村費ニ關シ、不服アリテ出訴セントスルモノハ都テ明治十五年<sup>五</sup>月<sup>五</sup>第二十二号布告ニ依ルヘシ。

右奉 勅旨布告候事。

六、函館県外二県の協議費怠納者処分について

明治一八年八月一〇日太政官布告第二二二号(内務卿 函館札幌根室三県ニ於テ区町村総代人ノ評決シタル協議費ノ怠納者ハ、明治十七年五月第十五号布告ニ準シテ処分スヘシ其協議費ニ関シ、不服アリテ出訴セントスルモノハ同年七月第二十三号布告ニ拠ルヘシ。)

右奉 勅旨布告候事。

諸罰則ヲ犯シ罰金科料ニ処セラル、者処分法(明治一三年三月二日)  
(太政官布告第一一一号)

諸罰則ヲ犯シ罰金科料ニ処セラル、者処分法左ノ通相定候條此旨布告候事

一罰金科料ハ宣告ノ日ヨリ一月内ニ納完セシム、若シ限内納完セサル者ハ一円ヲ一日ニ折算シ禁獄ニ換フ。其一円以下ト雖モ仍

ホ一日ニ計算ス。

但算シテ禁獄二年以上ニ及ホスヲ得ス。

一禁獄限内罰金科料ヲ納完シ又ハ親屬等代テ納完スル時ハ經過シタル日数ヲ控除シテ禁獄ヲ免ス。

一罰金科料ヲ実決ノ刑ニ併科シタル時納完セサル者ハ刑期満限ノ後例ニ照シテ禁獄ス。

刑 法 (明治一三年七月一七日)  
(太政官布告第三六号)

第四章 不論罪及ヒ減輕

第一節 不論罪及ヒ有恕減輕

第七十五条 抗拒ス可カラサル強制ニ遇ヒ其意ニ非サルノ所為ハ其罪ヲ論セス。

天災又ハ意外ノ変ニ因リ避ク可カラサル危難ニ遇ヒ自己若クハ親屬ノ身体ヲ防衛スルニ出タル所為亦同シ。

第七十六条 本属長官ノ命令ニ從ヒ其職務ヲ以テ為シタル者ハ其罪ヲ論セス。

第七十七条 罪ヲ犯ス意ナキノ所為ハ其罪ヲ論セス。但法律規則ニ於テ別ニ罪ヲ定メタル者ハ此限ニアラス。

罪トナルヘキ事実ヲ知ラスシテ犯シタル者ハ其罪ヲ論セス。

罪本重カル可クシテ犯ス時知ラサル者ハ其重キニ從テ論スルコトヲ得ス。

法律規則ヲ知ラサルヲ以テ犯スノ意ナシト為スコトヲ得ス。

第七十八条 罪ヲ犯ス時知覚精神ノ喪失ニ因テ是非ヲ弁別セサル者ハ其罪ヲ論セス。

第七十九条 罪ヲ犯ス時十二歳ニ滿サル者ハ其罪ヲ論セス。但滿八歳以上ノ者ハ情状ニ因リ滿十六歳ニ過キサル時間之ヲ懲治場ニ留置スルコトヲ得。

ニ留置スルコトヲ得。

第八十条 罪ヲ犯ス時滿十二歳以上十六歳ニ滿サル者ハ其所為是非ヲ弁別シタルト否トヲ審案シ弁別ナクシテ犯シタル時ハ其罪ヲ論セス。但情状ニ因リ滿二十歳ニ過キサル時間之ヲ懲治場ニ留置スルコトヲ得。

若シ弁別アリテ犯シタル時ハ其罪ヲ宥恕シテ本刑ニ二等ヲ減ス。

第八十一条 罪ヲ犯ス時滿十六歳以上二十歳ニ滿サル者ハ其罪ヲ宥恕シテ本刑ニ一等ヲ減ス。

第八十二条 瘡啞者罪ヲ犯シタル時ハ其罪ヲ論セス。但情状ニ因リ五年ニ過キサル時間之ヲ懲治場ニ留置スルコトヲ得。

第八十三条 違警罪ハ滿十六歳以上二十歳ニ滿サル者ト雖モ其罪ヲ宥恕スルコトヲ得ス。

滿十二歳以上十六歳ニ滿サル者ハ其罪ヲ宥恕シテ本刑ニ一等ヲ減ス。十二歳ニ滿サル者及ヒ瘡啞者ハ其罪ヲ論セス。

第八十四条 此節ニ記載スルノ外特別ノ不諭罪宥恕減輕ハ各本条ニ於テ之ヲ記載ス。

#### 第二節 自首減輕

第八十五条 罪ヲ犯シ事未タ發覺セサル前ニ於テ官ニ自首シタル者ハ本刑ニ一等ヲ減ス。但謀殺故殺ニ係ル者ハ自首減輕ノ限ニ在ラス。

第八十六条 財産ニ対スル罪ヲ犯シタル者自首シテ其贓物ヲ還給シ損害ヲ賠償シタル時ハ、自首減等ノ外仍ホ本刑ニ二等ヲ減ス。其全部ヲ還償セスト雖モ半数以上ヲ還償シタル時ハ一等ヲ減ス。

第八十七条 財産ニ対スル罪ヲ犯シ被害者ニ首服シタル者ハ官ニ自首スルト同ク前二条ノ例ニ照シテ処断ス。

第八十八條 此節ニ記載スルノ外本條別ニ自首ノ例ヲ掲ケタル者ハ各其本條ニ從フ。

### 第三節 酌量減輕

第八十九條 重罪輕罪違警罪ヲ分タス所犯情狀原諒ス可キ者ハ酌量シテ本刑ヲ減輕スルコトヲ得。

法律ニ於テ本刑ヲ加重シ又ハ減輕ス可キ者ト雖モ其酌量ス可キ時ハ仍ホ之ヲ減輕スルコトヲ得。

第九十條 酌量減輕ス可キ者ハ本刑ニ一等又ハ二等ヲ減ス。

### 第五章 再犯加重

第九十一條 先ニ重罪ノ刑ニ処セラレタル者再犯重罪ニ該ル時ハ本刑ニ一等ヲ加フ。

第九十二條 先ニ重罪輕罪ノ刑ニ処セラレタル者再犯輕罪ニ該ル時ハ本刑ニ一等ヲ加フ。

第九十三條 先ニ違警罪ノ刑ニ処セラレタル者再犯違警罪ニ該ル時ハ本刑ニ一等ヲ加フ。但一年內再ヒ其違警罪裁判所ノ管轄地

內ニ於テ犯シタル時ニ非サレハ再犯ヲ以テ論スルコトヲ得ス。

第九十四條 再犯加重ハ初犯ノ裁判確定ノ後ニ非サレハ之ヲ論スルコトヲ得ス。

第九十五條 刑期限內再ヒ罪ヲ犯スニ因リ刑ヲ宣告シタル時ハ先ツ其定役ニ服ス可キ者ヲ執行シ定役ニ服セサル者ヲ後ニス。若

シ初犯再犯共ニ定役ニ服スル刑ニ該ル時又ハ共ニ定役ニ服セサル刑ニ該ル時ハ先ツ其重キ者ヲ執行ス。

罰金科料ニ該ル者ハ順序ニ拘ハラス各之ヲ徵收ス。

第九十六條 陸海軍裁判所ニ於テ判決ヲ經タル者再ヒ重罪輕罪ヲ犯シタル時ハ初犯ノ非常律ニ從ヒ処斷シタル者ニ非サレハ再犯ヲ以テ論スルコトヲ得ス。

第九十七條 大赦ニ因テ免罪ヲ得タル者ハ再ヒ罪ヲ犯スト雖モ再犯ヲ以テ論スルコトヲ得ス。

第九十八條 三犯以上ノ者ト雖モ其加重ノ法ハ再犯ノ例ニ同シ。

### 第六章 加減順序(略)

### 第七章 數罪俱發

第一百條 重罪輕罪ヲ犯シ未タ判決ヲ經スニ罪以上俱ニ發シタル時ハ一ノ重キニ從テ処斷ス。

重罪ノ刑ハ刑期ノ長キ者ヲ以テ重ト為シ刑期ノ等シキ者ハ定役アル者ヲ以テ重ト為ス。

輕罪ノ刑ハ其所犯情状最重キ者ニ從テ処断ス。

第一百一条 違警罪二罪以上俱ニ発シタル時ハ各其刑ヲ科ス。若シ重罪又ハ輕罪ト俱ニ発シタル時ハ一ノ重キニ從フ。

第一百三条 一罪前ニ発シ已ニ判決ヲ經テ余罪後ニ発シ其輕ク若クハ等シキ者ハ之ヲ論セス。其重キ者ハ更ニ之ヲ論シ前發ノ刑ヲ以テ後發ノ刑ニ通算ス。但前發ノ刑罰金科料ニ該リ已ニ納完シタル者ハ第二十七条ノ例ニ照シ折算シテ後發ノ刑期ニ通算ス。若シ前發ノ罪ヲ判決スル時未タ發セサル罪再犯ノ罪ト俱ニ発シタル者ハ其再犯ト比較シ一ノ重キニ從ヒ前發ノ刑ヲ通算セス。第一百三条 數罪俱ニ發シ一ノ重キニ從フ時ト雖モ其没収及ヒ徵償ノ処分ハ各本法ニ從フ。

## 附録 朝野新聞「社説」

### 所得税法

明治二〇（一八八七）年三月二十五日

所得税法発行のことハ久しく風説ありしが、今の如き民間衰凋の時に當りて、此上にも負担を増加する事ハ、真逆に当局者の敢て為さざる所ならんと確信し居りたるに、政府にてハ万已むべからざる事情あるにや、遂に昨日の官報を以て之を公布せしめられたれば、最早詮方なき事とハなりぬれど、之が利害得失に就きてハ、聊か意見を述べ置かざる可からず。

(一) 此税法の大体に於て、先づ注意せざる可からざる一事あり。即ち土地の所得に免稅せざること是なり。元來地租ハ地租改正の時に於て百分の三と定められたれども、他の租稅増加するに隨ひ漸次に之を輕減せらるゝ筈なりしを以て、明治六年七月發行の地租改正條例第六章にハ、之が明文を掲げて之を人民に誓へれたり。（中略）然るに明治一四年の内閣更迭以來は政治の方向全く變化し、政府の經費年々増加を來したるを以て、我輩も亦た、地租改正條例第六章の約束を挙げて之を当局者に責むるの詮なきことを知ると雖も、真逆に之を輕減することハ為さず、却て土地の稅を増加するが如き事ハ、決して有らざる可しと確信せり。我輩ハ、当局者に向て斯る確信を置きたるを以て、風説の如く果して所得稅を施行せらるゝ事あるとも、土地の所得はハ必ず免除の部類に屬すべしと思惟せり。独り我輩の然るのみにあらず何人と雖も、今の如く地方の衰退したる時に當りて、更に

土地の所得に課税せらるべしとハ、夢だも想ハざりしならん。將た土地ハ、地租を払い地方税を払い町村費を払い、種々なる租税を賦課せらるゝ者なるにも拘らず、更に之が所得に国税を課せらるべしとは、決して世人の想像し能わざりし所ならん。然るに所得税法に拠れば、土地の收穫より、国税地方税区町村費備荒貯蓄金及び種代肥料雇人給料等を除きたる残余の金額三百円以上のものハ、所得税を課せらるゝの法なり。抑も通常の農民ハ、收穫の中より此等の出金を引去れば、其余ハ極めて寡少なるものにして十の八九迄ハ三百円以下の所得なるべきに由り、農民の多分ハ免税の部類に属すべしと雖も、村落の間に於て田地持と称せらるゝ農民にハ、所得三百円以上のもの少なからざるに由り、此税法施行の爲めに地方の不景氣を引起すことハ、本より免がる可からざる所なり。蓋し我邦ハ農業を除くの外に事業なく、土地を除くの外に財産なき有様なれば、今度施行せられたる所得税も、土地の所得より徴収するもの、其過半を占むるならん。若し斯る有様ならんハ、その結果ハ地租を増加したると甚だ異らざるべし。今の農民たるもの、亦難らずや。

(二) 且つ、夫れ新に租税を議するにハ、必ず著き理由なかる可からず。理由あれば必ず之を説明せざるべからず。彼の十三年の改革に際し、酒造税も増加したるハ紙幣消却の爲なり。其土木費監獄費を地方費に組み入れたるも亦紙幣消却の爲なりと、当時一般人民をして遍く之が理由を知らしめられたり。然るに爾後諸種の新税を施行せられたる際は、毎つも何等の事由をも示されざるの例を成せしか(中略)、此税は、土地を始めとし、全国各種の事業に向て賦課し、其利害の及ぶ所極めて広ければ、政府が之を視るの重きは、地租を視るに異らざるべき筈なり。左れば、斯る租税を課するに当たりては、広く人民に向て其事情已む可からざる所以を知らしめ、人民をして甘して之を負担せしめざる可からず。抑も今此税を設けられたる所以ハ、万已む可からざるに出るは無論なれども、我輩の寡識なる未だ何事に向て最も之を要するやを知る能はず。海軍の改良にハ海軍公債あり、陸軍の事業にハ砲台建築を始め相当の経費を備へあれバ、急に之を要すべしと想ハれず(中略)此等の点より視れば、軍備擴張の如き臨時の経費を要せざるとも、經常の歳出年々増加するを以て、斯る新税を設けて之を補ハざるの勢を為せり。然れども此の如き經常歳入の増加するが為に新に租税を設くるが如きは、我当局者の敢てせざる所なるべし。知らず、此の新税ハ何の事業の為に設けられたるにや。

(三) 税法の條款ハ、一々之を解釈するの煩を避け、唯其重なるものに就て論評すべし。其第一条但書に、「同居ノ家族ニ属スルモノハ、總テ戸主ノ所得ニ合算スルモノトス」とあり、家族の財産必しも戸主の所得ならず、或ハ妻の持參に係り、其所得ハ夫

の使用することを得ざるものあり。或ハ兄弟姉妹其他家族の一家に在りて、經濟を分かち、互いに其所得を以て生活するあり。此等の所得は、一家を合算すれば、三百円に上るも、別々に之を計算すれば、何れも三百円に上らざる者あらん。殊に近年女子独立就業の風俗、稍々行へるゝの勢趨を頭ハしたるを以て、一家に同居して經濟を異にせるもの漸々増加する有様なれば、斯の如き財産に関する法律にハ、戸を以てせずして人を以てし、成る可く各個人の權利を全ふせしめんことを勉むべき筈なるに、此税法ハ、之に反して一家の所得を挙げて一に之を戸主の所得と看做せり。是れ我輩の甚だ遺憾とする所なり。(中略)

(四) 第二条第一項「公債証書其他政府ヨリ發シ、若クハ政府ノ特許ヲ得テ發スル証券ノ利子、營業ニアラザル貸金、預金ノ利子、株式ノ利益配当金(中略)ハ直ニ其金額ヲ以テ所得トス」。此条ハ、方今の株式売買の流行に對してハ、著しき影響を及すならん。(中略) 此税法に拠れば、都べてこれを所得として課税せらるゝが故に、手広く公債株券を売買する所の投資者流ハ、身代に不相當なる所得税を上納す可からざる筈なれば、其影響の及ぶ所ハ、幾分か斯る投機を減少するの傾向を生ずるを知らざる可からず。

(四) 第一条第二項「第一項ヲ除クノ外、資産又ハ營業其他ヨリ生ズルモノハ、其種類ニ応ジ、收入金高若クハ收入物品代価中ヨリ、国税、地方税、区町村費、備荒儲蓄金、製造品ノ原質物代価、販売品ノ原価、種代、肥料、營利事業ニ属スル場所物件ノ借地料、修繕料、雇人給料、負債ノ利子及雜費ヲ除キタルモノヲ以テ所得トス」。純粹なる所得高を算出するにハ、是非とも、斯る諸費を控除せざる可らざるは勿論なれども、各戸に就て毎年斯る調査を行ハんにハ、其煩雜紛擾如何計りたるべきやを知らず、此税の調査委員たるもの豈難らずや。(中略)

(六) 第四条に、所得の等級を分かち、其高の多きに從て税率を递增せられたるハ当然の事にして、其最高点ハ百分三にして、地租に比し、尚ほ六分一を増したる重税なれども、他の納税者に於てハ、土地を所有する者が地租地方協議費を負担したるが上に、更に所得税を課せらるゝに較ぶれば、尚ほ輕微の税と謂ハざる可らず。

(七) 第八条及び第九条に、調査委員を公選になし、其郡区内に於て選挙する事に定められたるハ当然の制にして、各人の所得を調査して大差なからしめ、且穩和の手段を以て調査を遂げしめんが為にハ極めて適當の方法なるべし。(中略)

(八) 此新税を施行せらるゝが為生出する結果中の稍や喜ぶべき姿あるものハ、府県会の権力多少伸張するの一事なり。税法第十八条に、「郡区長ハ、調査委員会ノ決議ニ関シ意見アル時ハ、府県知事ニ具狀シ指揮ヲ請フベシ」、第十九条に、「納税者ニ於テ

所得税ノ等級金額ヲ不当トスルトキハ、其達ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ、所得金高明細書及其証拠トナルベキモノヲ添ヘ、府県知事ニ申出ルコトヲ得」とあり、而して第二十条に、「府県知事ハ、第十八条、第十九条ノ場合ニ於テハ、府県常置委員会ニ付シテ調査セシメ、其決議ニ拠テ処分スベシ」とあり、又第二十一条に、「調査委員会又ハ常置委員会ハ、此税法ニ関シ、調査上必要ト認ムルトキハ、納税者ニ尋問スルコトヲ得」とあり、左れば、調査委員ハ税額取調の責に当り、常置委員ハ更に其上に在て之を統理する者にして、其会の決議ハ、直に之を事務の上に行はせらるゝ筈にして、復た彼の府県会が地方税の収支を議決するにも拘らず、其上に府県知事の不可権を握て、之を支配するが如き憂あらざるなり。(中略)

其余の諸条ハ、特に論評するの煩を省き、一に読者の判断に委す。

(以上)